

平成 26 年 3 月 定例会 建設経済常任委員会記録

平成 26 年 3 月 13 日 (木)

平成 26 年 3 月 18 日 (火)

平成 26 年 3 月 19 日 (水)

平成 26 年 3 月 20 日 (木)

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

目 次

平成 26 年 3 月 13 日 (木)	9 頁
平成 26 年 3 月 18 日 (火)	59 頁
平成 26 年 3 月 19 日 (水)	147 頁
平成 26 年 3 月 20 日 (木)	199 頁

平成 26 年 3 月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 13 日 (木)	<p>審査日程の決定</p> <p>環境対策課関係議案審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕</p> <p>農林課関係議案審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課関係議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕</p> <p>上下水道局関係議案審査 議案乙第 4 号、議案乙第 7 号、議案乙第 8 号 〔説明、質疑〕</p> <p>建設課関係議案審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕</p> <p>都市整備課関係議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 5 号 〔説明、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課関係議案審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第 1 号、議案乙第 4 号、議案乙第 5 号、 議案乙第 6 号、議案乙第 7 号、議案乙第 8 号 〔総括、採決〕</p>

<p>第 2 日</p>	<p>3 月 18 日 (火)</p>	<p>環境対策課関係議案審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕</p> <p>農林課関係議案審査 議案乙第 9 号、議案甲第 2 号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課関係議案審査 議案乙第 9 号、議案乙第 14 号 〔説明、質疑〕</p> <p>上下水道局関係議案審査 議案乙第 9 号、議案乙第 12 号、議案乙第 15 号、 議案乙第 16 号 〔説明、質疑〕</p>
<p>第 3 日</p>	<p>3 月 19 日 (水)</p>	<p>建設課関係議案審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕</p> <p>都市整備課関係議案審査 議案乙第 9 号、議案乙第 13 号 〔説明、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課関係議案審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情協議 陳情第 5 号 〔説明、質疑〕</p>

<p>第4日</p>	<p>3月20日(木)</p>	<p>現地視察</p> <p>九千部山横断線移管箇所</p> <p>国道3号鳥栖拡幅事業(曾根崎町)</p> <p>橋梁長寿命化事業(藤木町三角橋)</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第9号、議案乙第12号、議案乙第13号、 議案乙第14号、議案乙第15号、議案乙第16号、 議案甲第2号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>
------------	-----------------	---

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成26年3月13日付託]

- | | | |
|--------|-----------------------------------|------|
| 議案乙第1号 | 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号) | [可決] |
| 議案乙第4号 | 平成25年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算(第2号) | [可決] |
| 議案乙第5号 | 平成25年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算(第3号) | [可決] |
| 議案乙第6号 | 平成25年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算(第1号) | [可決] |
| 議案乙第7号 | 平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第2号) | [可決] |
| 議案乙第8号 | 平成25年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第3号) | [可決] |

[平成26年3月17日 委員会議決]

- | | | |
|---------|----------------------------|------|
| 議案乙第9号 | 平成26年度鳥栖市一般会計予算 | [可決] |
| 議案乙第12号 | 平成26年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算 | [可決] |
| 議案乙第13号 | 平成26年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計予算 | [可決] |
| 議案乙第14号 | 平成26年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算 | [可決] |
| 議案乙第15号 | 平成26年度鳥栖市水道事業会計予算 | [可決] |
| 議案乙第16号 | 平成26年度鳥栖市下水道事業会計予算 | [可決] |
| 議案甲第2号 | 鳥栖市林道管理条例の一部を改正する条例 | [可決] |

[平成26年3月20日 委員会議決]

2 陳情

陳情第5号 要望書(県道中原鳥栖線鳥南橋工区以西の整備促進について)

平成 26 年 3 月 13 日 (木)

1 出席委員氏名

委員長	藤田 昌隆		
副委員長	江副 康成		
委員	森山 林	齊藤 正治	内川 隆則
	中川原豊志	西依 義規	樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長	立石 利治
環境対策課長	榎原 聖二
〃課長待遇兼衛生処理場長	松田 智博
〃環境対策推進係長	竹下 徹
農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長	大坪 正
農業委員会事務局次長兼農業振興係長	森山 信二
農林課長補佐兼農村整備係長	井田 勝
〃農政係長	山内 一哲
〃農村整備係主幹	赤司 光男
商工振興課長	佐藤 道夫
〃商工観光労政係長	向井 道宜
〃企業立地係長	下川 広輝
上下水道局管理課長	岩橋 浩一
〃課長補佐兼業務係長	野下 隆寛
〃総務係長	楠 和久
上下水道局次長兼事業課長	佐藤 敏嘉
〃参事兼課長補佐	今村 利昭
〃参事兼課長補佐	前間 修

〃	水道事業係長	日吉 和裕
〃	浄水・水質係長	松雪 秀雄
〃	課長補佐兼下水道事業係長	佐藤 晃一
建設部		
	部長	松田 和敏
	建設部次長兼建設課長	橋本 有功
〃	参事兼課長補佐兼建築係長	萩原 有高
〃	課長補佐	龍尾 幸博
〃	課長補佐兼庶務住宅係長	倉地 信夫
〃	管理係長	牛嶋 英彦
〃	土木係長	三澄 洋文
都市整備課		
	課長	野田 浩
〃	課長補佐兼都市計画係長	近藤 信孝
〃	課長補佐兼公園緑地係長	古賀 芳次
〃	課長補佐兼新幹線対策係長	成富 光祐
国道・交通対策課		
	課長	小柳 誠
〃	参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長	古賀 和教
〃	道路・交通政策係主査	杉本 修吉

4 議会議務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査 [環境対策課]

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算 (第6号)

[説明、質疑]

議案審査 [農林課]

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算 (第6号)

[説明、質疑]

議案審査〔商工振興課〕

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第6号 平成25年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

議案審査〔上下水道局〕

議案乙第4号 平成25年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

議案乙第7号 平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第8号 平成25年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

議案審査〔建設課〕

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

議案審査〔都市整備課〕

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第5号 平成25年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

議案審査〔国道・交通対策課〕

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第4号 平成25年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

議案乙第5号 平成25年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計補正予算（第3号）

議案乙第6号 平成25年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

議案乙第7号 平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第8号 平成25年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第3号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

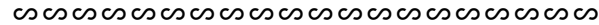
7 その他

なし

願います。

それでは補正予算関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をします。

午前 11 時休憩



午前 11 時 1 分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開をいたします。



環境対策課

議案乙第 1 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）

藤田昌隆委員長

これより、環境対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第 1 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

榎原聖二環境対策課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第 1 号 平成 25 年度一般会計補正予算（第 6 号）の環境対策課関係分につきまして、委員会資料に基づき御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

補正予算説明資料の 1 ページをお願いいたします。

款 14. 使用料及び手数料、項 1. 使用料、目 3. 衛生使用料、節 3. 清掃使用料の衛生処理場等使用料 1,000 円は、サガハイマツト支援のため、昨年 7 月、真木町の衛生処理場内資源物広場に新設した自動販売機の土地使用料について補正をお願いするものでございます。

続きまして、資料 2 ページをお願いいたします。

項 2. 手数料、目 2. 衛生手数料、節 3. 清掃手数料 727 万 5,000 円のうち、ごみ処理手

数料 657 万 2,000 円につきましては、当初見込みより指定ごみ袋等の販売枚数が増加したために補正をお願いするものでございます。

続きまして 4 ページをお願いいたします。

款 21. 諸収入、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入 3,253 万 9,000 円のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、本市から同組合への派遣職員 2 名分の人件費の戻し入れで、当初予算額から 111 万 6,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

また、平成 24 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金 3,333 万 5,000 円は、平成 24 年度分の同組合の負担金が確定したことによる精算金で、平成 24 年度の納入済み額と確定額との差額を受け入れるものでございます。

続きまして 5 ページをお願いいたします。

節 15. 工事請負費 6,000 円の減額につきましては、斎場への案内標識看板を鳥栖筑紫野バイパスの福岡方面からの下り線国泰寺インター出口の 50 メートル手前と国泰寺インターを下りて斎場に向かう市道神辺・葬祭公園線沿いの 2 カ所へ設置するのに要した費用 49 万 3,500 円の入札残でございます。

次に 6 ページをお願いいたします。

節 11. 需用費のうち消耗品費につきましては、指定ごみ袋のうち、可燃の大と小の在庫に不足が生じるおそれがあるため、追加して作成するための費用として、200 万円の増額をお願いしているものでございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

目 3. し尿処理費、節 13. 委託料のうち、浄化槽汚泥処理委託料 100 万 3,000 円の減額につきましては、鳥栖環境開発総合センターに委託している浄化槽汚泥の処理量が見込み量より少なかったためでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、平成 26 年度一般会計補正予算、環境対策課関係分についての御説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたか御意見あれば挙手をお願いします。

中川原豊志委員

2 ページの環境衛生手数料の狂犬病の予防注射の手数料のマイナス 19 万 3,000 円ですけども、これにつきましては、狂犬病の予防注射件数が少なかったためというふうなことで記入をされてあるんですけども、実際、注射打たなくちゃいけない犬といいますか——の登録数と実際少なかったということだと思んですけど、その狂犬病注射を打たなかった方への指導

というのは何かされてらっしゃるんですか。

榎原聖二環境対策課長

一応集団注射等、犬猫病院のほうで注射のほう打っていただくようにしておりますけども、もしうちのほうに登録しておいて、注射済みをしていない方については、再度通知をして注射をしてくださいというような、はがきのほうをお送りしているということで対応しております。

中川原豊志委員

要は催促をするけども、もう実際打ってなかった方も結構いらっしゃるというふうなことなんですけども、その後の追跡調査といたしますか、要は、打たなかったら打たなかったで、しょんなかたいでほったらかしていいものかどうかというところの考え方なんですけども、やっぱり一応登録してるのであれば、必ず打ってもらう必要があるかと思えますんで、それに対する、打たなかった方に対する罰則規定、そういったものがあるのかどうか再度確認を。

竹下 徹環境対策課環境対策推進係長

狂犬病予防法のほうで、注射を打たなかった方に対しての罰則はございます。

中川原豊志委員

その罰則等について、きちんと処理をされてるかどうかの確認だけ再度お願いします。

藤田昌隆委員長

じゃ、すいません、私のほうから一点よろしいですか。（「答弁を」と呼ぶ者あり）

すいません、答弁。

竹下 徹環境対策課環境対策推進係長

現在まで罰則の適用までしたことはございませんけども、注射を打たれてない方に対しては、はがきに加えまして電話でも、注射をしていただくようお願いをしているところでございます。

それと犬の状態によっては、注射を打てない場合もございますので、そういった分で注射を打たれてない犬もいるということでございます。

以上です。

中川原豊志委員

そういったきちんとした法がありますんで、万一打ってない犬が人をかんだりとかしたときに、大きい問題にならんように、きちんとその辺の法に沿った処理のほうをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

じゃあ私から一点。

今、狂犬病なんですけど、これ、かまれたらワクチンとかないんですよ。これほぼ 100% 死にます。それぐらい狂犬病というのは恐ろしいものなので、できたら、きちんとその辺は登録されてるところは今、先ほど言われましたように犬の状態ももちろんあるでしょうけど、基本的にワクチンがないという、非常に恐ろしい、かまれたら病気という認識を持った上で、やっていただきたいという、これは要望でございます。

ほかにございませんでしょうか。

西依義規委員

6 ページの消耗品費、ごみ袋、何か在庫が不足したということですけど、ごみに大体幾らかかって、どれぐらいのストックを大体置いているのかどうか、原価が幾らぐらいでっていうのはわかりますか。

藤田昌隆委員長

答えられますか。

榎原聖二環境対策課長

ちょっと現在のストック量については、日通さんの倉庫に入れてる分と市の市役所のほうで保管してる分と2つあるんですけども、日通さんのほうが今手元には資料がないので、お答えは今のところちょっとできないので、もしあれであれば、後でお知らせをしたいと思えます。

それとごみ袋の料金ですけども、可燃の大的袋については単価が1枚12.37円でございます。これ平成25年度です。小のほうにつきましては7円11銭というふうになっております。

以上でございます。

西依義規委員

印刷製本費っていうのが、そのごみ袋の中のまた印刷代ということですか。この一緒に書いてあるそのマイナス8万7,000円っていうのと。何の費用かだけ教えてください。

竹下 徹環境対策課環境対策推進係長

この印刷製本費の8万7,000円の減額分は、塵芥処理の事務経費の印刷製本費及び指定ごみ袋事業での印刷製本費の決算見込みによる減額分でございます。

具体的には事務用のコピー費とか、あとは粗大ごみシールの印刷費の残額でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、それでは環境対策課関係議案の質疑を終わります。

次に、農林課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をします。

午前 11 時 14 分休憩



午前 11 時 18 分開議

農林課

議案乙第 1 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）

藤田昌隆委員長

再開します。

これより農林課関係議案の審査を始めます。

議案乙第 1 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

それでは、委員会の補正予算の説明資料に伴いまして御説明をさせていただきます。

9 ページをお願いいたします。

まず最初に、歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 5. 農林水産業費県補助金、節 1. 農業費県補助金につきましては、説明欄の下から 3 行目の農村地域防災減災事業補助金を除きまして、それぞれの補助金及び交付金の額の確定により、減額補正を行ったものでございます。また、下から 3 行目の農村地域防災減災事業補助金につきましては、河内ダムの管理システムの改修に係る調査整備計画策定のための補助金でございます。

次に 10 ページをお願いいたします。

款 17. 財産収入、項 1. 財産運営収入につきましては、ふるさと水と土地保全基金の利子でございます。

款 18. 寄附金、項 1. 寄附金につきましては、鳥栖基山農業公社の解散に伴う、残余金の清算金でございます。これにつきましては、平成 20 年 12 月の公益法人関連法案の改正に伴いまして、今後の運営等について検討され、その結果、平成 25 年 3 月 31 日付けをもって解

散し、その残余金の清算金として受け入れたものでございます。

11 ページをお願いいたします。

款 22. 市債、項 1. 市債につきましては、県営水利施設整備事業に関する市債でございます。

次に、12 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費、目 1. 農業委員会費につきましては、それぞれ支出見込みにより不用額を減額いたしております。

次に、目 2. 農業総務費、それぞれの支出見込みと事業費の確定により、それぞれ不用額を減額いたしております。

次に、目 3. 農業振興費、節 19. 負担金補助及び交付金の中で、鳥栖三養基地域有害鳥獣イノシシ広域駆除対策協議会負担金につきましては、イノシシ、アライグマの駆除の負担金でございます。

他の補助金、交付金等につきましては、事業費の確定によりそれぞれ不用額を減額いたしております。

13 ページをお願いいたします。

目 5. 農業生産基盤整備費、節 19. 負担金補助及び交付金の中の県営水利施設整備事業鳥栖南部地区の負担金の内容につきましては、参考資料の 1 ページをお願いいたします。

事業名につきましては、県営水利施設整備事業（鳥栖南部地区）、目的につきましては、鳥栖南部地区の農業用水の不足を補うため、県営かんがい排水事業と組み合わせてパイプライン等の整備を行うものでございます。

事業内容につきましては、国の経済対策により、事業費 1 億円。負担割合が、国が 50%、県が 25%、市が 25% ということで今回 2,500 万円の予算の要求をさせていただいております。

（発言する者あり）平成 27 年まででございます。平成 23 年から平成 27 年までの 5 カ年計画となっております。（「5 カ年ね、5 カ年計画」と呼ぶ者あり）

次に、14 ページをお願いいたします。

目 7. 農林水産業費、節 13. 委託料につきましては、この事業につきましても、参考資料の 2 ページをお願いいたします。

事業名につきましては、河内ダム改修計画策定事業。目的につきましては、河内ダムは建設後 45 年を経過いたしております。そのため、ダム管理システム等の老朽化が激しく、本事業によって改修に係る調査設計、調査整備計画を策定するものでございます。

事業内容につきましては、事業費、委託料 731 万 5,000 円。ただし、全額この分につきま

しては、繰越明許といたしております。3月に今回補正を計上いたしましたのは、国の経済対策に伴い、今回の3月補正とさせていただきます。財源につきましては、県支出金ということで100%の補助となっております。

また、説明資料に戻っていただきまして、14ページでございますけども、目9. 農業研修施設費につきましては、決算見込み及び事業費の確定により、それぞれ不用額を減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

款6. 農林水産業費、項2. 林業費、目1. 林業総務費につきましては、職員の給与等の支払い見込みにより不用額を減額いたしております。

目2. 林業振興費及び目3. 林業、林道事業費につきましては、それぞれの支出見込みと事業費の確定により、それぞれ不用額を減額いたしております。

次に、16ページをお願いいたします。

款6. 農林水産業費、項2. 林業費、目. 治山事業費、節11. 需用費につきましては、市民の森のトイレのポンプ修繕料として所要の額を計上いたしております。

以上、御説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたか御意見のある方は挙手でお願いします。

中川原豊志委員

資料の12ページの負担金補助金及び交付金とこの鳥栖三養基地区有害鳥獣の駆除の分ですけども、これ毎年思うんですけども、この3月の補正でしかいつも出てこないんですけども、当初で頭出しとかっていう形で出す方法っていうのはないんですか。

例えば、でないと、1頭当たりの金額というのが、その都度その都度、じゃあ勝手に変えていいのかというふうにも思われがちかなと思うんですよ。だから、最初からこう金額が決まってますよね、イノシシだったら2,500円だとか、アライグマだったら1,000円というのは決まってると思うんですけども、想定数をおおむね頭出しするということはできないものか。どうなんですかね。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

これ、イノシシの捕獲頭数が毎年毎年かなり違いまして、それで確定後に補正で対応をお願いをさせていただいております。

ちなみに平成24年度がイノシシが13頭なんです。それに対して、平成25年度は178頭と。平成23年度については97頭ということで、その年度によって、かなりの頭数の違い

があるということで、毎回毎回この時期に、確定後に補正をお願いをいたしているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ばらつきはかなりあるというのはわかるんですけども、当初で例えば、おおむね 100 頭なら 100 頭、2,500 円掛けるの 100 だとかというふうな形で出す。例えば、除去した場合幾らっていう条例はあると思うんですよね。それがあれば出していいのかなと思うんですよ。

この 3 月の最終の補正でしかいつも出てこないような感じがするんですけども、ちょっと検討できないものか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

そうですね、平成 26 年度につきましては、まことに申しわけございませんけども、来年度は、こういうことで、ことと同じような予算要求をさせていただいております。

平成 27 年度以降につきましては、今の議員さんの御質問通り、うちのほうも検討をさせていただきたいと思っております。

中川原豊志委員

また、できたらよろしくお願ひします。と同時に、1 頭、今おっしゃったように、2,500 円なんですけども、この管理っていうのはきちんとされてらっしゃると思うんですけども、前撮った写真をまたもって来たとか、そういうふうなことがないと思うんですが、その辺の管理はしっかりとされてらっしゃると思うんですが、いかがですか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

その辺の管理は、写真等の日付等できちんとさせていただいております。

樋口伸一郎委員

15 ページの目 3. 林道事業費の節 13 の委託料の中に、橋梁点検調査委託料とございますけども、これ、国の政策指針っていうか、それに基づいた橋梁調査っていう認識でよろしいんでしょうか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

そうです。国の補正で、林道、うちの市が管理しております林道の橋梁の点検を行ったものでございます。これ、150 万円、1 橋当たり 50 万円ということで、150 万円予算、その入札残ということで、今回計上させていただいております。

樋口伸一郎委員

そしたら、林道に関する橋梁の点検調査ということですよ。そしたらこのほかに市内にある橋梁の点検調査等の費用っていうのは、これとまた別にあるってことですかね。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

ほかの分につきましては、市道に係る橋梁等につきましては、建設課のほうでやっております。あくまで農林課で管理しております市内の林道の橋梁でございます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

齊藤正治委員

ちょっと1点。9ページの、先ほど、農村地域防災、この河内ダムの話なんですけども、この河内ダムは、いわゆる調査整備計画を策定し、災害防止を図るということで、45年たっても、防災ダムだからって、いわゆる貯水がなかなかできないということで、ずっと水位を低く、流して、放流してるわけなんですけども。いわゆる河内、河内ダムの要するに、観光資源化みたいにしていくともう少し水位を上げたり、ともう一つは要するに、市の原水にね、使ったりすることができると思うんですね。

過去45年間たって、防災ダムの役割がもう既にどういう状況であったかということ、そげん、ためたけんちゅうて、水位がね、上げたからっていつて、そんなに水位が、災害が起きる可能性っていうのが、あるのかないのかよくわかりませんが、どういうふうな、今後、整備計画をされているのか。どういう状況なのか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

今回、調査整備計画を策定する分につきましては、ただいま御説明いたしました主に管理システム等の改築工事と、今、議員さんの御質問でございますけども、基本的に防災ダムということで、このダムについては、水をためることができないダムというのが一つございまして、それともう一つの目的は、かんがい用水のために、農業用水が必要なときだけ、ある一定度の水をためることができると。

ですから、今言われました内容については、今、うちのほうも全然検討したことはないものですから、議員さんの御質問については、今後、実際、そういう目的でできるかどうかということから、県と協議しながら、それともう一つは、ダムの膨張が、どのくらいの耐えることができるかということについては、今先ほど説明したとおり、そういう目的で、もともとつくったものですから、水をためる目的じゃないものですから、ちょっとその辺の、どのくらいもてるかということについては、ちょっと今の段階ではお答えすることは非常に難しいと。

齊藤正治委員

そういったこと、いわゆるその多方面にわたる利用ができるかできないかっていうことについて、あくまでも、いつまでも規制があるからできないのか、もともと目的がね。それと

も、つくりそのものがためたら壊れるのか、それはわかりませんが、そこら辺を1回、調査をお願いしたいと思いますけど、よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

できたら1回、県と相談の上、また、次回の委員会で答えが出せれば、ぜひ御返答をお願いしたいと思います。

それでよろしいですか。

ほかには。

西依義規委員

10ページのふるさと水と土保全の利子と、14ページの積立金もふるさと水と土保全っていう、この基金について少し教えていただきたい。金額をどれぐらいで、何に使われ、これは鳥栖市の基金なんですか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

この基金は、あくまで、国の事業に基づいて、市のほうで基金を積み立てをしたんですけども、積立額が今現在、約5,700万円ございます。その分の金利ということで今回13万8,000円を計上させていただいております。

西依義規委員

その5,700万円はどんなときに、何に使われようとしてるんですか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

使い道でございますけども、この分は今の農地・水事業と同じで、目的はほぼ一緒で、農家の農地を守っていきこうと、そのために基金を積み立てて、基金の剰余金、この基金の利息で事業を行っていくという目的でつくられた事業でございます。

ただ、今、国の水・農地事業がございまして、そちらのほうで、各地区に事業費を、国のほうから直接支払っております。それでダブりますので、今現在はちょっと休止状態になっております。それで、毎年毎年、同じ金額に金利を上乗せしていくということで予算を計上させていただいている状況でございます。

西依義規委員

額が3万4,000円って最初上げて、17万2,000円で補正してっていう、けど額がわかってるのは、利子は大体わからんのですかね、どうなんですかね。当初。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

その通りでございます。

金利が確定した後、今回十何万円計上させていただいております。

来年等につきましては、その辺については十分の協議して検討してから、予算計上してい

きたいと思います。

藤田昌隆委員長

それでよろしいですか。

西依義規委員

ていうことは、5,700万円はもうずっと入れといて、その利子だけで、けど事業がダブるんで、その利子も使わずに、またもう一回戻してる、どういうことなんですか。

もう一回いいですか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

歳入につきましては、まず、金利がついた分につきましては、歳入で受け入れます。歳入で受け入れた分を今度は基金に積み立てるために、この14ページで歳出を、同額を歳出をして基金にまた上乘せするという事務を行っております。

藤田昌隆委員長

ほかに。

江副康成副委員長

すいません、今の、西依議員の質問にちょっと関連して聞かしていただきたいんですけども、これ、ふるさと水・土保全基金、これ基金で寝かせてるっていうか、使っていないならもう最後のところ、こっちしか出てきませんですよ。当初出てこない話ですよ、これね。当初の予算には出てこないんですよ、これね。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

そのとおりでございます。

江副康成副委員長

農地・水で、今、各地区で一生懸命やられてると思うんですけども、国の事業の中ですね。それが今やってる、前はこちらのほうで、同様の環境保全の意味で、同じような形の事業としてやられてたんですか。どういう事業やられたのかなと思ってですね。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

内容的には、ほぼ同じ内容の事業だということでございます。

江副康成副委員長

農地・水、今一生懸命やられてるんですけども、もともと農業振興地域っていうか、非常にエリアが、偏りじゃないですけども、もともとその農地を保全するのか、農村集落の環境維持すのかというときに、白地は入らないとかいろいろ、今、農地・水、使いづらいとこはあるんですよ、ある意味じゃですね。

そういったときに、これ、市の予算で基金組んでやってて市の事業ですよ。そういう、

午前 11 時 46 分開議

藤田昌隆委員長

再開します。



商工振興課

議案乙第 1 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）

藤田昌隆委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第 1 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫商工振興課長

平成 25 年度鳥栖一般会計補正予算中、商工振興課関係分について御説明をいたします。

資料は 17 ページをお願いいたします。

まず歳入について申し上げます。

款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、4. 労働費県補助金、節 1. 労働諸費県補助金、223 万円の減額は、本年度、緊急雇用創出事業交付金を活用し、説明欄に書いております 3 事業について取り組んでおりますけれども、それぞれの事業において、雇用のおくれや雇用したにもかかわらず、途中退職などにより人件費等が減額されたものでございます。

次に、款 17. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 2. 利子及び配当金、節 1. 利子及び配当金の鳥栖ガス株配当金 80 万円は、本市が所有いたします 2,000 株に対する配当金でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

資料は 20 ページをお願いいたします。

款 7. 商工費、項 1. 商工費、目 2. 商工業振興費、節 22. 補償補てん及び賠償金 704 万 7,000 円を補正をお願いいたしております。この市小口資金融資保証料につきましては、別紙主要事項説明書の 3 ページをお願いいたします。

市小口資金保証融資保証料につきましては、こちらに、1. 目的、2. 事業概要を書いておりますけども、市内の中小企業者の小口事業資金の需要に対する金融難を緩和し経営の合理化を促進することにより、企業の維持発展及び振興に寄与する市小口資金融資保証制度において、企業の借り入れる際に生じる保証料について、市が全額保証するものでございます。これは2の事業概要の一番下の(3)、④のところに書いております。信用保証料、市が全額負担と書いております。

この保証料の算出につきましては、暦年で計算をしております。今回は、平成25年1月から12月まで融資実行されました77件、総額2億7,810万円の小口資金に対する保証料となっております。

以上説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[発言する者なし]

じゃあ、なければちょっと私のほうからよろしいですか。

これは、今、利用件数が77件で、貸付額が2億7,810万円ということなんですが、これ融資限度額は1,000万円ですよね。簡単に考えりゃ1件、77件。これ、かぶってもいいんですかね。これ計算合います。合いますっちゃうか、重複してもいいんですか。

佐藤道夫商工振興課長

リーマンショック以降、平成22年度から平成24年度にかけて、限度額1,000万円を弾力的運用ということで2,000万円に倍額をしております。その時期の分の融資額が加算されておりますので、今は1,000万円ですけども、リーマンショック以降に非常に金融の、資金の借入れが困難ということで、2,000万円という臨時的な対応を行っておりますので、そういった部分もこの中に含まれておるということですね。

藤田昌隆委員長

わかりました。

はい、ほかに。

中川原豊志委員

今のとこと同じなんですけども、これも先ほどちょっとダブるんですけど、この保証料の支出がいつも3月にくるというのは、これも一緒です。当初で幾らか予定で出す必要はないのかなと思うんですが。

佐藤道夫商工振興課長

例年、市小口の保証料につきましては、年度当初に頭出し1,000円をお願いしております。

議案乙第6号 平成25年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

藤田昌隆委員長

特別会計まで入ります。

佐藤道夫商工振興課長

それでは、平成25年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

資料は21ページをお願いいたします。

歳入歳出ともに4,144万円の減額補正でございます。

まず歳入について申し上げます。

22ページをお願いいたします。

款6.市債、項1.市債、目1.工業用地等造成事業債、節1.工業用地等造成事業債4,130万円の減額は、事業執行額の減額に伴うものでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

資料は23ページをお願いいたします。

款1.事業費、項1.事業費、目1.新産業集積エリア整備事業費、節9.旅費94万1,000円を減額いたしております。節.委託料4,042万7,000円の減額は、実施設計や、測量調査、業務等の入札残及び執行見込み額に伴い減額するものでございます。

以上説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

中川原豊志委員

その委託料のところのマイナス4,042万7,000円。入札残と未執行というふうな形なんです、ちょっと金額がわかればまず教えていただけますか。

佐藤道夫商工振興課長

実施設計につきましては3,389万6,100円でございます。

続きまして、測量調査業務でございます。その1とその2がございまして、それぞれ御説明いたします。

その1が304万5,000円。その2が265万6,500円でございます。

また、地質調査業務を行っております。その分が313万9,500円でございます。

中川原豊志委員

それが入札残なんですか。じゃなくて。

佐藤道夫商工振興課長

契約額でございます。執行額でございます。今申し上げたのは執行額でございます。

中川原豊志委員

すいません、執行額の残っている……。

佐藤道夫商工振興課長

はい、すいません。残の内訳ということで御説明を再度させていただきます。

それでは、まず実施設計業務につきましては、先ほど申し上げました 3,389 万 6,100 円の執行額に対しまして残額が 3,110 万 3,900 円です。

それから、測量委託料につきましては 2 本合わせまして、予算残額が 1,029 万 8,500 円となっております。

さらに地質調査の分が、これは逆に当初予算よりも執行済み額のほうが契約額が高くなっておりまして、23 万 9,500 円がプラスということとなっております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

中川原豊志委員

若干の工程関係の遅れということで未執行というか、出てるのかなっていうふうに思うんですけども、じゃないのかな。

じゃなくて……。

今、順調に進んでるのかなとその辺がようわからんとですけど、執行状況、要するに工程関係の状況を再度確認だけさせてください。

佐藤道夫商工振興課長

当初、平成 25 年で補正をお願いしておりましたこの実施設計、測量調査業務については、今、執行残額を 4,042 万 7,000 円上げておりますけど、あくまで、予定どおり執行した分の入札残ということになっております。順調にこの調査業務については終えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは質問もございませんので、本案に対する質疑を終わります。

これより、昼食タイムといたしますので、開始は 1 時 10 分からお願いいたします。

以上です。

午後 0 時休憩



午後 1 時 6 分開議

上下水道局

議案乙第 7 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

これより上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第 7 号 平成 25 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは私のほうから、平成 25 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明をさせていただきます。

委員会に提出いたしております資料のほうをお願いできますでしょうか。こちらの資料になります。

それでは御説明いたします。

まず資料の 1 ページ目をお願いいたします。

まず収益的収支についてでございます。

収益的収入の款 1. 水道事業収益、項 1. 営業収益、目 1. 給水収益の水道料金につきましては、当初と比較いたしまして給水戸数を 300 戸ふやしております。それと合わせて年間給水量を 10 万立方メートルふやしております、2,000 万円の補正をお願いしております。

目 3. 受託工事収益、目 4. その他営業収益につきましては、それぞれ決算見込みにより減額の補正をさせていただいております。

次の項 2. 営業外収益でございます。1. 受取利息配当金、目 2. 雑収益につきましても、それぞれ決算見込みにより補正をさせていただいております。

これによりまして、事業、水道事業収益の総額といたしましては 13 億 9,529 万 7,000 円と

なっております。

続きまして2ページ目をお願いいたします。

収益的支出についてでございます。

款1. 水道事業費用、項1. 営業費用、目1. 原水及び浄水費、目2. 配水及び給水費、目3. 受託工事費、目4. 業務費、目5. 総係費、目6. 減価償却費、目7. 資産減耗費、それぞれございますけれども、いずれも決算見込みにより補正をさせていただいております。この中で目1の原水及び浄水費の備考欄一番下に負担金というのございますけれども、この負担金はダム使用、ダム管理費の負担金でございます。平成25年度の確定額に伴いまして減額をさせていただいております。

続きまして3ページ目をお願いいたします。

款1. 水道事業費用、項2. 営業外費用の目1. 支払利息及び企業債取扱諸費401万円の減額をさせていただいております。

理由といたしましては、平成24年度に起債を行っておりませんので、その分の支払利息の減額と、一時借入れを実施いたしておりませんので、その分の利息についても減額をさせていただいております。消費税及び地方消費税につきましては、平成25年度の決算見込みによる補正をさせていただいております。

項3. 特別損失、目1. 過年度損益修正損につきましては、平成20年度の水道料金の不納欠損の見込額を計上させていただいております。

以上で、水道事業の費用にいたしましては、支出総額のほうが11億429万1,000円というふうになっております。

続きまして4ページ目をお願いいたします。

資本的収支についてでございます。

款1. 資本的収入、項1. 企業債、目1. 企業債でございますけれども、平成25年度、借入れを予定しておりましたけれども、本年度の事業につきましては、自己財源で賄うことといたしましたので、起債を行わないため全額減額をさせていただいております。

項2. 工事負担金、目3. 他会計負担金につきましてもそれぞれ決算見込みに伴う補正をさせていただいております。

項5. その他資本的収入でございますけれども、これにつきましては、大山ダムの建設に伴いまして、利水団体の費用負担の調整が行われております。その関係で筑後大堰の建設負担金の還付金として1,178万4,000円、水資源機構のほうから還付をされることになっておりますので、その分を補正、計上させていただいております。

収入の総額といたしましては、この補正によりまして、2,924万4,000円となっております。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

続きまして、議案乙第8号 平成25年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第3号)の主なものについて説明をさせていただきます。

委員会資料の5ページになります。

まず収支的収支の主なものでございます。

款1. 下水道事業収益、項1. 営業収益、目1. 下水道使用料につきましては、収入見込みによりまして3,800万円の補正をお願いをいたしております。これにつきましては、当初850万立方メートルの汚水量を予定しておりましたけれども、決算見込みによりまして860万立方メートル、約10万立方メートルが増ということになっております。

次に、項2. 営業外収益、目2. 他会計補助金につきましては、下水道使用料の収入増に伴いまして、一般会計補助金4,099万円の減額補正をお願いをいたしております。

次に6ページをお願いいたします。

款1. 下水道事業費用、項1. 営業費用、目2. 処理場費の委託料92万円の減額につきましては、処理場等の運転管理委託費や汚泥収集運搬委託料の決算見込みによる減額補正でございます。

次に目6. 減価償却費について4,440万6,000円の減額補正をお願いをいたしております。

目7. 資産減耗費について1,790万1,000円の補正をお願いをいたしております。

次に項2. 営業外費用、目1. 支払利息及び企業債取扱諸費について、819万9,000円の決算見込みにより、減額をお願いをいたしております。

目3. 消費税及び地方消費税について、706万7,000円の補正をお願いをしております。

項3. 特別損失、目1. 過年度損益修正損325万8,000円につきましては、平成20年度分の下水道使用料、不納欠損見込額となっております。

次に7ページをお願いいたします。

款1. 資本金収入、項1. 企業債、目1. 企業債につきましては、国の景気対策に伴いまして、2億6,750万円の補正をお願いをいたしております。この予算関係につきましては、主要事項説明書と中身が同じとなっておりますので、そちらのほう御参考に見ていただければということで思っております。

項2. 国庫補助金、目1. 国庫補助金につきましても、国の景気対策に伴いまして、1億590万円の補正をお願いをいたしております。

項3. 分担金及び負担金、目1. 受益者負担金につきましては、全期前納の受益者負担金納入の方が非常に多かったということで、686万円の補正をお願いをいたしております。

次に、目2. 工事請負費、113万1,000円の補正をお願いをしております。

次に、款 1. 資本的支出、項 1. 建設改良費、目 1. 施設建設費につきましては、これも同じく国の景気対策に伴い、工事請負費 3 億 7,679 万 8,000 円をお願いをいたしております。この予算につきましては、年度当初に、国の内示額が若干少なかったということで当初予定をいたしてありました山浦町、また幸津町付近の下水道の整備について、できてない部分もございしますが、これ合わせて、幸津町の安良地区、それから山浦町の麓刑務所周辺、それから山浦パーキングエリア周辺と浄化センターの周辺を整備を予定をしておるところでございます。

以上で委員会資料に基づきます説明を終わりますけれども、一応報告といたしまして、昨年度より繰り越しをさせていただいておりました浄化センターの消化ガス発電設備につきましては、昨年 12 月暮れに完了をいたしてしております。それと国の景気対策によります補正予算につきましては、繰り越しを予定をいたしてしております。なお詳細につきましては、6 月議会において御報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

御意見のある方は挙手をお願いします。

西依義規委員

先ほどの上水道でもあったんですけど、この特別損失、過年度損益修正損というのは、5 年間たったらもう損にこう落としていくっていう、それが 325 万円ぐらい大体毎年ある、どれぐらいあるのかっていうのを教えてください。

岩橋浩一上下水道局管理課長

特別損失の過年度損益修正損ですけれども、いわゆる下水道使用料でございますけれども、地方自治法に定める使用料というのが 5 年間の時効ということで、5 年間をもって自動的に時効の援用も要せずに、時効が成立することになっております。

したがって、平成 20 年度に使用料として賦課した分で、死亡とか転出、いろいろなもろもろな事情によりまして、収納の見込みがないものについては、その 5 年の時効をもって不納欠損として計上させていただく予定にしております。

例年大体 300 万円程度が今のところです。日々収納のほうにも努力しておりますけれども、なるべくこの不納欠損というのを少なくするように、今後とも努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

西依義規委員

多分あんまり、市民の皆様、これ知っているのか知らないのかわからないんですけども、僕も初めて見たんで……、けど5年で時効がくるなら、ほったらかそうっていうのが大体一言っちゃいかなですね、そういうことをですね——と思うんで、これ大体何世帯とか、わかるんですか。どれぐらい、大体300万円で、わかりませんよね、どれぐらいたまっ……、何%、何件ぐらいとかわかるんですかね。何かわかりやすいその300万円をどうかあらわすような数字が。

岩橋浩一上下水道局管理課長

ちょっと今年度についてはまだ確定いたしておりませんので、はっきり申し上げられませんが、昨年、平成24年度の決算の例でいえば大体250名程度が計上されているようでございます。

西依義規委員

ただ、均等にいつて、250名が1万円ぐらいを未納っていうことで理解していいんですかね。

その、1万円だったら、1年間分を払わなかつ……、どうこれは捉えたらいいんですかね。

岩橋浩一上下水道局管理課長

個別には金額の過多はあります。例えば2月分残って転出されたとか、それと長年積み重なって金額もある程度十数万円になった上で、居所不明、居所がなくなった。

平均すれば、さっき西依委員がおっしゃったように、単純に人数で割れば1万円程度になりますけれども、数千円のものから数十万円のものまで、個別に出せばそういった形になっております。

西依義規委員

これ以外にもいろいろあると思うんで、後で聞きたいというか、聞きたいんですけど、給食費とかも——はずっと追いかけてくって聞いたですよ、もう何年でもずっと。これとやっぱりその、あれは違う会計なんで、ずっと追いかける。けどこういう何かで守られてるやつは5年で時効っていう。

これ関係ないですね。すいません、いいです、はい。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

答えられるなら。

岩橋浩一上下水道局管理課長

いわゆる地方自治法に定められている使用料というものが、5年をもって絶対的な時効というふうな定めがあります。例えば、先ほどおっしゃったように給食費みたいなものは民事

きましては、節3から節27、4項目ございますけれども、それぞれ、決算見込みによる補正をお願いをしているところがございます。

以上簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

御意見のある方。

[発言する者なし]

ないようですので……。 (発言する者あり)

内川隆則委員

申し訳ない。一番最初の4ページの資本的収入の説明の中でね、他会計負担金、資本的収入のその他の資本的収入の中で、ダム建設負担金の還付金っていうのが、ちょっと説明受けたばってん、よおくわからんやったけん、もう一回説明をお願いします。

岩橋浩一上下水道局管理課長

ダム建設の負担金、還付金というのが、水資源機構の水利権に加入しております福岡地区水道企業団、今、久留米県南の水道、広域水道企業団といった水道事業の団体がございます。その中で、県南、久留米の広域の福岡県南水道企業団という広域水道企業団というのがございますけれども、そちらのほうが大山ダムの建設事業で水利権を得ることとなっております。大山ダムのほうが事業完了いたしまして、でき上がりましたので、その分の水利権が、県南のほうにふえております。その関係で利水者は筑後大堰から水を取るようになっておりますので、結局その水利権の負担割合が筑後大堰から取っている利水団体で、改めて計算のし直しが行われております。その関係で大山ダムの建設分に伴う水利権の分を県南のほうに負担するとということになりましたので、県南以外の水道の事業団体のほうの今までの筑後大堰の建設の負担金、その分が精算という形で減額されて還付されたと。そういったことになったということでございます。

内川隆則委員

それはその単年度ね。これから先もずっと続くわけ。

岩橋浩一上下水道局管理課長

これは今までの建設費の分をすべて精算した形になっておりますので、今年度だけの措置になってまいります。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。ほかには。

[発言する者なし]

補正でございます。

目3. 土木費国庫補助金、節1. 道路橋梁費国庫補助金につきましては、防災安全交付金につきまして、国の平成25年度補正予算を活用いたしまして、橋梁長寿命化事業の設計委託料に対する国庫補助分としての補正でございます。

また、社会資本整備総合交付金につきましては、大刀洗・立石線道路改良事業費の減額による交付金の減額補正でございます。

それでは別紙の参考資料のほうの1ページをお願いいたします。

橋梁長寿命化の分の主要事項の説明書になります。

橋梁長寿命化事業につきましては、昨年、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしまして、優先順位を踏まえ、計画的、効率的に橋梁の維持管理及び補修を行うことといたしております。

今回の補正につきましては、当初1,000万円の5橋分の設計費をお願いして、議決いただいておりますが、それに加えまして、10橋分、2,400万円分の設計を行うものでございまして、これにつきましては、繰り越しで対応することといたしております。

別紙資料につけておりますのは、事業名、橋梁長寿命化事業、本年度予算額としまして3,400万円、当初の1,000万と2,400万円の合計額になります。下の欄には目的、先ほど御説明した修繕計画に基づき、維持管理を行うという部分、それから2番の事業内容につきましては、橋梁点検の結果において、対策が必要な健全度2及び3のうち、社会的影響度が低い橋梁を除く91橋につきまして、10年間で補修を行う予定としておりまして、今回補正のほうでは10橋分の設計をすることといたしております。

参考資料の次のページ、2ページをお願いいたします。

大刀洗・立石線道路改良事業の分の資料になります。

大刀洗・立石線につきましては、九電村田変電所までの市道部、全体計画としまして680メートルがございまして、このうち、緑で着色しております平成24年度までの部分。それから赤で着色しております平成25年度実施の合わせて640メートルが整備完了が終わっております。

今後、紫色で着色しております国道部、延長200メートル及び市道部40メートルの交差点部を整備するという予定でございますけれども、現在、国との事前協議中が残っておりまして、また、一部地権者との用地交渉に不測の日数を要しておることから、今回、この国道部の事業につきましては、平成25年度工事費等の予算を一部減額いたしまして、改めて新年度予算で計上させていただいております。

なお、このうち用地費及び補償費につきましては、今後の展開で臨機に対応する必要がありますので、繰越予算としてお願いをしておるところでございます。

それでは委員会資料のほうに戻っていただきまして、1 ページをお願いいたします。

節2の住宅費国庫補助金でございます。これにつきましては、特例特定優良賃貸住宅等家賃対策調整補助金等の決算見込みによる補正でございます。

次のページ、2 ページをお願いいたします。

目6. 土木費県補助金、節2. 住宅費県補助金でございます。これにつきましても、特定優良賃貸住宅等家賃対策調整補助金の決算見込みによるものでございます。

目3. 土木費県委託金、節1. 住宅費委託金につきましては、県営と市営が併用してございます合併団地の給水施設管理等に伴う、決算見込みによる補正でございます。その下、目1. 不動産売払収入、節1. 土地売払収入につきましては、水路、里道等の隣接者等への払い下げによる売払収入でございます。

3 ページをお願いいたします。

目1. 受託事業収入、節4. 土木費受託収入につきましては、轟木排水機場等操作の実稼働の実績等による受託料の決算見込み及び沼川排水機等の操作委託料の実稼働等による補正でございます。

目4. 雑入、節4. 雑入につきましては、主に路上事故損害賠償に伴う保険金収入等の補正になっております。

その一番下、目2. 土木債、節1. 道路橋梁債につきましては、先ほど申し上げましたけれども、国の平成25年度補正活用による橋梁長寿命化、それと大刀洗・立石線道路改良事業の事業費減額に伴う補正になっております。

次のページ、4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

目1. 土木総務費、節13. 委託料——真ん中付近でございますが——につきましては、先ほど申し上げました轟木排水機場等の操作の実稼働の実績等による決算見込みによる補正になっております。

次のページ、5 ページをお願いいたします。

目1. 道路橋梁総務費は人件費等の決算見込みによるものでございます。

目4. 橋梁維持費、節13. 委託料につきましては、歳入で御説明しましたとおり、橋梁長寿命化事業の橋梁補修に伴います設計委託料でございます。平成25年度の国の補正予算で対応するものでございます。

次のページ、6 ページをお願いいたします。

目6. 道路整備交付金事業費につきましては、これも歳入で御説明いたしましたが、大刀洗・立石線道路改良事業について、国道部の事業進捗に日数を要すということから、一旦、

平成 25 年度予算を減額いたすものでございます。先ほど申し上げましたように、改めて新年
度予算をお願いしているところでございます。

次のページ、7 ページをお願いいたします。

目 1. 住宅管理費及びその下、目 2. 住宅改善費につきましては、それぞれ決算見込みに
よる補正になっております。

次のページ、8 ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。今回の補正予算に合わせましてお願いをいたしております。

まず、款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費の道路整備交付金事業におきまして、3,803 万円
を繰り越すことといたしております。このうち、平田・養父線道路改良事業につきましては、
委員会の参考資料、別紙の資料の 3 ページをお願いいたします。

赤色の部分、赤で着色した部分が平成 25 年度、本年度県へ委託事業としてお願いしている
区間でございます。これは黄色の県事業でございます乗目交差点改良との接続部分でござい
ますことから、効率的、効果的な推進を図るため、県へ委託して、県のほうで合わせて工事
をしていただくことといたしたところでございます。

繰越理由につきましては、そこに記載しておりますように、今回の工事におきまして、支
障します電柱の移設場所等に不測の日数を要したということから、委託料を繰り越すという
ことにしておるところでございます。

委員会資料のほうに戻っていただきまして、大刀洗・立石線につきましては、今回の補正
予算におきまして、工事請負費等の事業費の一部を減額しておりますけれども、先ほど申し上
げましたように、交渉の進捗に臨機に対応するため、用地費及び補償費につきましては、繰
越によりお願いをしておるところでございます。

次に、款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費のうち、橋梁長寿命化事業におきましては 2,400
万円を繰り越すことといたしております。これは国の平成 25 年度補正予算に対応するもので
ございまして、10 橋の橋梁修繕詳細設計を行うものでございます。

以上、議案乙第 1 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）中、建設課関係分の
御説明といたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

それでは質疑のほうをよろしくお願ひします。

中川原豊志委員

1 件、確認なんですけれども、資料でいきますと最後のページなんですけれども、平田・養父
線の分なんですけど、一応、平成 25 年度予定で、ちょっと平成 26 年度まで、県のほうに委

託という形で繰り越してたんですけど、工事完了予定というのは、大体めどはついてらっしゃいますか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

現在、赤の部分について、実は先ほど申しあげました電柱の移設関係は、県の乗目の交差点の部分でございまして、それにちょっとうちの市道部が影響して、どうしても遅れるということになっておりまして、全体としては、8月末ぐらいをめどに完了したいということで、県の土木事務所のほうから聞いております。

藤田昌隆委員長

ほかにございせんか。

齊藤正治委員

参考資料の2ページのこの紫の部分から先、みやき町に入るところの計画はあるのかないのか、教えていただきせんか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

みやき町部分の道路と合せて四差路というような計画については、以前そのような方向性も出していたかと思っておりますけども、まだ、みやき町とのお話についてが、現状においては、進んでないというところもございまして、まずは、市の、鳥栖市のほうをしておることですので、将来的にこれを通すというところまでの計画は現在のところ持っておりません。

齊藤正治委員

みやき町との話がどれだけ必要なのかわかりませんが、用地そのものは恐らくみやき町と接続するところは鳥栖の用地になってると思うんですけども、そういった面ではね、もう少しその機能的にいうと、この交差点十字路、今みたいな変則交差点やなしに、すっきりさせていただいたほうがいいのかないかという思いがあるもんですから。その点を。

松田和敏建設部長

交差点の、みやき町側につきましては、四差路になるような用地ということで確保はさせていただいております。工事につきましては、みやき町のほうにも当然、みやき町のほうが大きくなるもんですから、みやき町と協議した結果、ちょっと今のところは、みやき町も事業費を組むことは、今のところは考えてられてないということだったもんですから、今後、そういった協議を、四差路となるような協議は進めていかなければならないとは考えております。

藤田昌隆委員長

はい、ほかに。

西依義規委員

参考資料の1ページの橋梁の延命化の御説明の中に、社会的影響度の低い橋梁を除く91という文言があるんで、その社会的影響度という言葉の説明をちょっとよろしいでしょうか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

115橋のうち、91橋を今回修繕、定期点検を行うと。残りの部分については、橋を通過する車とか歩行者の部分が非常に少ないと。例えばその、ちょっと、農道の部分に近いような橋梁ですとか、橋の長さが非常に短い、2メートル未満の、2メートル前後の橋梁であって、例えばそれが万が一落ちたとしても、非常にその危険性というのか、そういうのは低いと。それを使っている方に対する影響も少ないというところで、そういう橋については、危険性があらわれた段階で修繕をしていくと。

今回、我々が今、長寿命化計画の中での考え方としては保全予防ということで、そういう危険性が出る前に点検をして、もう早目に直しておきましょうという計画ですので、その橋梁とはちょっと考え方をいつにして、これはもう損傷が見つかった段階でも、全然間に合うということで位置づけた橋梁ということになっております。

西依義規委員

ちょっとわからないんですけど、すべての鳥栖市にある、県道とか国道以外の橋梁はすべて鳥栖市が維持管理するものなんですか。その……。

橋本有功建設部次長兼建設課長

建設課で担いますのは道路橋梁になりまして、あくまで市道の認定がされている道路にかかる橋ですね。ですから、それが393橋ございます。その393橋すべて、点検した結果として優先度をつけまして、今回、健全度を踏まえて、計画をつくっております。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

ないようです……。 (発言する者あり)

内川隆則委員

大刀洗線が少しもたつきよっ関係もあるんですけども、34号線の佐賀寄りの延長ですね。平成26年度にはというふうな話があるんですが、平成26年度に引き続きやってもらいたいという気持ちじゃないんですが、ひいては平成27年度に引き続きやっていただくほうがという思いで言ってるんですけども、この紫の図面から先、栈敷までの行く道が、ちょうど信号機の上と下になるかと思うんですけども、あの辺が歩道が途切れているわけですね。だからこれは長年の懸案だろうと思うんですが、やっぱりこういう工事の際に、この際、その話

をまた持ち上げてやっていけるような話にならないと、いつまでたっても、あそこんところがネックになってしまうのではないかというふうな思いがあるので、国交省に対して、この国道の歩道に対する延長を、引き続き交渉を願いたいというふうなことを申し上げていただけないだろうかという思いで質問しているわけですけども。よろしくをお願いします。

松田和敏建設部長

こちらの紫から栈敷のほうまでにつきましては、国道で歩道がございません。そういったところで、やはり危険なところを歩道がないということで、通学をしているということで、栈敷の区長さんのほうから、栈敷区のほうから要望が、いつやったですかね、先月だったですかね、要望が出てまいりました。そういった中で、これにはやはり、国道 34 号の期成会でございますので、そういった中で、期成会としても、今後要望していこうということで取り組むような形ではございます。

平成 27 年で、引き続きということでは、ちょっとなりきらないと思えますけれども、そういった形では要望していきたいと思っておりますので。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかにご覧いませんか。

[発言する者なし]

なければ建設課関係議案の質疑を終わります。次に都市整備課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午後 1 時 53 分休憩



午後 2 時 1 分開議

都市整備課

議案乙第 1 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

これより都市整備課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。
執行部の説明を求めます。

野田 浩都市整備課長

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）、都市整備課分について御説明させていただきます。

委員会資料9ページをお願いいたします。

歳入分で、主なものについて御説明いたします。目4. 土木使用料、節2. 都市計画使用料につきましては、公園使用料、鳥栖駅東使用料で決算見込みにより補正するものでございます。

節4. 新幹線対策使用料につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場使用料の決算見込みによるものでございます。

次に、委員会資料11ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものについて御説明いたします。

目1. 都市計画総務費、節1. 報酬につきましては、都市計画審議会報酬で審議会案件が1件しかなかったため減額するものでございます。

次に、委員会資料12ページをお願いいたします。

目6. まちづくり推進費、節25. 積立金につきましては、都市開発基金利子の決算見込みに伴うものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

目2. 新幹線対策総務費、節25. 積立金につきましては、九州新幹線減濁水被害対策基金利子の決算見込みに伴うものでございます。

節28. 繰出金につきましては、新鳥栖駅西土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。

以上で、議案乙第1号 平成25年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

御意見のある方、どうぞ挙手でお願いします。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

午後 2 時 6 分休憩



午後 2 時 8 分開議

国道・交通対策課

議案乙第 1 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）

藤田昌隆委員長

再開します。

これより、国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第 1 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

小柳 誠国道・交通対策課長

国道・交通対策課分について御説明させていただきます。

委員会資料の 16 ページをお願いいたします。

歳入の分について御説明いたします。

目 4. 雑入、節 4. 雑入につきましては、鳥栖駅前広場コインパーキングの電気料で、決算見込みによる減額の補正するものでございます。

委員会資料の 17 ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

目 1. 都市計画総務費、節 8. 報償費につきましては、会議欠席者があり、委員会の報酬費を減額補正するものです。

節 9. 旅費につきましては、決算見込みより減額補正するものです。

節 11. 需用費につきましては、バスマップの印刷の入札残や消耗品費などを減額補正するものです。

節 13. 委託費、委託料につきましては、ミニバスの運行委託料の決算見込みにより減額補正するものです。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、路線バスの運行補助金の決算見込みにより

減額補正するものです。

次に、目3．街路事業費、節11．需用費につきましては、鳥栖駅前の乗り入れブロック修繕工事等の落札残額があり、減額するものです。

以上、国道・交通対策分の説明とさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。

内川隆則委員

私が言うことは一つだけです。

3号線ですね。どういうふうに、今現在の状況、新しい状況を教えてください。

小柳 誠国道・交通対策課長

3号線の状況でございますが、鳥栖拡幅につきましては、今年度は用地交渉及び用地買収を行っているところです。現在、佐賀国道のほうで用地交渉を行われている中で、数件を今年度用地の契約まで行ったと聞いているところです。

鳥栖久留米道路につきましては、そちらのほうについては、まだ関係者協議のほうを行い、地元協議及び関係者協議を行っているところです。

以上です。

松田和敏建設部長

ちょっと補足になりますけれども、平成25年度までは曾根崎交差点付近ということで600メートル、そちらのほうを用地交渉に当たり、用地買収まで数件進んでおります。

平成26年度になりますと、平成25年度中に全体区間の2.4キロ、そちらのほうの用地調査、すべて終わりますので、平成26年度からにつきましては、順次、そういった全体的な2.4キロ区間の用地交渉にも、進めていかれるというようなところでございます。

当然、国道・交通対策課のほうも、今でも用地交渉に佐賀国道と一緒に行って交渉をさせていただいてる状況でございます。

新年度も続けて行っていくような態勢で臨みたいと思っております。

以上でございます。

内川隆則委員

これは、国交省の仕事じゃあるけどね、副市長も迎えて、担当課長も、そして担当の課までつくってやってきている以上は、何らかの新しいアクションがあっただけですけども、私から見ると、一向に今までと変わらんような状況が続いているような気がします。

促進期成会のおきも、私も皆おる前で言うたごとあるばってんが、筑後川の橋が70億円ぐらいと思うよね。もうできよるわけよね。鳥栖の事業だけで77億円ぐらいの仕事よね。それが一向に、もたもたもたもたしてさい、進まんちゆうことはどういふことかと言うたことあるばってんがね。あんたたちの何かこう努力せないかんことがくさ、副市長まで迎えてやったというふうなことを、担当課までつくったということを考えるとさい、いろんな方法というのは、考えていかないかんというふうには私は思うんですけどね。

そうせんと、何十年かかっちゃろかちゆうごたっ感じすんもん、たつたあれだけのこと。また、基山といっちょん変わらんごたっ感じで、鳥栖だけもう脳梗塞状態よね。久留米んほうはすいすい、筑紫野まですいすい。基山もね。鳥栖だけじゃもん。ふん詰まってしもんもん。もうほんなて情けなかつち思うわけよ。

そいけん、ちよつと国交省の仕事じゃあるて言いながらさい、こげしこ関係、スタッフ、課ばつくれたけんさ、ちよつともう少し考えないかんというふうには思いますけども、担当課長どんな具合でしょうか。

小柳 誠 国道・交通対策課長

国道・交通対策課、今年度新しく課が設置されまして、佐賀国道のほうと、用地交渉に随行をし、一緒に説明をしに行つて、地元、市民の方たちからその代替地等を相談される等には、こちらのほうから積極的に話を伺つて、代替地の地権者等で、お話を聞きに行つたりして協力しているところです。

平成26年度の体制でございますが、佐賀国道から聞いた話によると、用地交渉のほうは現在今2班体制のほうで、用地交渉あつておりますが、来年度は、用地交渉の体制のほうをふやして、地権者のほうに当たつて鳥栖拡幅の事業進捗を図りたいと聞いているところです。

藤田昌隆 委員長

それでよろしいですか。

内川隆則 委員

今の話もそうやけどさい、何かせつかく担当課までつくつたならばと私言いようにね、受動的じゃなしに能動的になつてくれんかなと思ふわけよ。何かおいどんででくつ仕事は何かなかなつていうふうなところまで含めてさい。そうせんならいっちょん進みやせんよ。

みんなもわかつとつと思ふばってん、国交省から、九州地方整備局に幾らもらえるか、九州地方整備局が7県にどぎゃん、佐賀県に振り分けられるのか。佐賀県の中で順番が、3号

線にどれだけ振り分けられるか、これは順番の分捕り合いやけんね。全部、今言ったことは。そいば、よそ並みしよったっちゃ、よそ並み以下さい。そればどげん余計分捕っていくかというところが、先に分捕っていくかちゅうことが、あんたちの仕事であっし、あんたちの力と思うじゃん。

そいけん、いろんな手だてを加えてさい、どういうところに働かけな、どういうところに協力願わないかんというふうなことば、もう言わずと知れてわかつとつと思うばってん、そいば能動的にやってくれっていうのが私の気持ちたい。

よかです、以上です。

藤田昌隆委員長

課長に対する非常に期待を持ってるというふうに理解をお願いしときます。ぜひ頑張ってください。

ほかにございますでしょうか。

中川原豊志委員

17 ページの委託料のところのミニバスの委託料ですけども、28 万 6,000 円、委託料が余ったっていうのは何でかなというふうにもちょっと思うところあるんですけども、このミニバスの利用状況と、それから、今後のミニバスに、考え方についてもですけども、当初でも結構なんで、資料を出してもらえんかなというふうに思っております。利用状況。（「ついとつた」と呼ぶ者あり）すいません、あとでちょっと確認します。

このミニバスの担当課、国道・交通対策課になってるんですけども、先ほど内川議員からもありましたけども、もっと本当にやってほしいところがあるんで、例えば、これはもう福祉バスに変えて、市民福祉部のほうで担当するとか、そういふうな考え方ないのかなと思うんですけども、いかがですかね。

松田和敏建設部長

本当、ミニバスについては高齢者の方の御利用が特に多いということでございます。まだそういった観点から、市内部で協議を行ったことはございませんけども、そういった御意見を伺ったということで、そういったお話も今後出てくるものかなと思っております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

なければ、それでは国道・交通対策課関係議案に対する質疑を終わります。

藤田昌隆委員長

これより採決を行います。



議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

藤田昌隆委員長

初めに、議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）についてお諮りします。

本件中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本件中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。



議案乙第4号 平成25年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第4号 平成25年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第5号 平成25年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計補正予算（第3号）

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第5号 平成25年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算(第3号)についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第6号 平成25年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算(第1号)

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第6号 平成25年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算(第1号)についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第7号 平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第2号)

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第7号 平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第2号)についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第8号 平成25年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第3号)

平成 26 年 3 月 18 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長	藤田 昌隆		
副委員長	江副 康成		
委員	森山 林	齊藤 正治	内川 隆則
	中川原豊志	西依 義規	樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長	立石 利治
環境対策課長	榎原 聖二
〃課長待遇兼衛生処理場長	松田 智博
〃環境対策推進係長	竹下 徹
農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長	大坪 正
農業委員会事務局次長兼農業振興係長	森山 信二
農林課長補佐兼農村整備係長	井田 勝
〃農政係長	山内 一哲
〃農村整備係主幹	赤司 光男
商工振興課長	佐藤 道夫
〃商工観光労政係長	向井 道宜
〃企業立地係長	下川 広輝
上下水道局管理課長	岩橋 浩一
〃課長補佐兼業務係長	野下 隆寛
〃総務係長	楠 和久
上下水道局次長兼事業課長	佐藤 敏嘉
〃参事兼課長補佐	今村 利昭
〃参事兼課長補佐	前間 修

〃 水 道 事 業 係 長 日吉 和裕
〃 浄 水 ・ 水 質 係 長 松雪 秀雄
〃 課 長 補 佐 兼 下 水 道 事 業 係 長 佐藤 晃一
〃 下 水 道 事 業 係 長 待 遇 中牟田 恒

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

議案審査 [環境対策課]

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

議案審査 [農林課]

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第2号 鳥栖市林道管理条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

議案審査 [商工振興課]

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第14号 平成26年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

[説明、質疑]

議案審査 [上下水道局]

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第12号 平成26年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算

議案乙第15号 平成26年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第16号 平成26年度鳥栖市下水道事業会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 10 時開議

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

本日の予定なのですが、本日は、環境経済部、上下水道局、この 2 つの部門の議案審査を
やります。そして、あしたが建設部関係をやりますので、その日程で動いてまいります。御
協力よろしくお祈いします。

oo

環境対策課

議案乙第 9 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

それでは、これより環境対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第 9 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計予算を議題とします。

執行部の説明を求めます。

楨原聖二環境対策課長

おはようございます。

それではただいま議題となりました議案乙第 9 号 平成 26 年度一般会計予算の環境対策
課分につきまして、委員会資料に基づきまして御説明を申し上げます。

まず歳入について主なものについて御説明いたします。

当初予算説明資料の 1 ページをお願いいたします。

款 14. 使用料及び手数料、項 1. 使用料、目 3. 衛生使用料、節 2. 環境衛生使用料 202
万 5,000 円は、市外居住者の斎場使用料で 1 件 7 万 5,000 円の 27 件分を計上しております。

続きまして、項 2. 手数料、目 2. 衛生手数料、節 2. 環境衛生手数料につきましては、
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料で、過去 3 年間の登録件数等から 208 万
7,000 円を見込んでおります。

同じく節 3. 清掃手数料 1 億 2,269 万 8,000 円のうち、主なものとしましては、ごみ処理
手数料 1 億 2,000 万円で、消費税率引き上げに伴う指定ごみ袋の販売価格の改定により、前
年度と比較して 557 万 2,000 円の増を見込んでおります。

続きまして2ページをお願いいたします。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目3. 衛生費県補助金、節2. 清掃費県補助金160万円につきましては、市内4カ所に設置している監視カメラ借上料、不法投棄警告看板購入費など不法投棄防止対策に対する県補助金で、補助率は10分の10となっております。

次に、款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入、節1. 土地貸付収入524万5,000円につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約4,900平米を有限会社鳥栖環境開発総合センターに対して貸し付けているもので、前年度と同額となっております。なお、貸付期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間となっております。

款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入1,883万2,000円のうち、指定ごみ袋広告収入80万円につきましては、指定ごみ袋の広告欄への広告掲載料で、これまでごみ袋に3社掲載しておりましたが、平成26年度作成分からは、袋を束ねる帯封に広告欄を設け、1社20万円で掲載するため、前年度と比較しまして、20万円の増額となっております。

また、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入1,803万2,000円につきましては、同組合に派遣している職員2名分の人件費相当分を組合側から受け入れるもので、所要の額を計上しております。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

資料3ページをお願いいたします。

まず、環境対策課関係分につきましては、歳出予算総額17億4,084万6,000円で、平成25年度当初予算と比較しまして816万円、率にして0.47%の増となっております。

それでは、款4. 衛生費、項2. 環境衛生費、目1. 環境衛生総務費のうち、節13. 委託料の残土処理委託料430万円は、町区で行われる溝掃除等によって発生した浚渫土の処理に係る委託料で前年度並みを計上しております。

次に、節18. 備品購入費120万円につきましては、環境対策課が所管する作業用軽ダンプの老朽化に伴うための買いかえのための費用でございます。

続きまして4ページをお願いいたします。

款4. 衛生費、目2. 環境衛生費、項2. 環境衛生費、目2. 斎場費3,760万9,000円のうち主なものを申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては斎場を担当する職員1名分の人件費でございます。

節13. 委託料1,844万2,000円のうち、施設運營業務委託料1,500万円につきましては、民間業者への斎場の受付業務及び火葬業務全般に係る委託料でございます。これにつきましては、参考資料の主要事項説明書の1ページのほうをお願いいたします。別冊になっている

分でございます。

では、この主要事項について説明を申し上げます。斎場運營業務委託につきましては、昨年12月議会におきまして、債務負担行為の設定をさせていただいたところです。2月13日に指名競争入札を実施し、有限会社鳥栖環境開発総合センターとコスモ株式会社の2社が参加をいたしました。入札の結果、コスモ株式会社が平成26年4月1日から平成28年9月30日までの委託期間2年6カ月の委託料といたしまして、総額で3,706万200円、平成26年度分では1,482万4,080円で落札をし、2月20日付けで契約を結んだところでございます。

3月を準備期間としまして、既に火葬炉運転や受付業務など具体的な業務について引き継ぎ等を行っていただいておりますが、業務の特殊性や間違いが許されない業務であることから、円滑な運営が図られるよう、4月1日以降も当分の間は現在斎場に勤務する職員1名が斎場の運営について助言等を行うこととしているところでございます。

それでは当初予算説明資料の4ページのほうに戻っていただくようお願いいたします。

節15. 工事請負費20万8,000円につきましては、斎場男子用トイレの大便器2基のうちの1基を洋式便所に取りかえるための費用でございます。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

款4. 衛生費、項3. 清掃費、目1. 清掃総務費12億3,772万8,000円のうち、節2. 給料から節4. 共済費につきましては課長以下、環境対策課職員13名分の人件費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金11億5,590万2,000円につきましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合の建設負担金及び所在地交付金管理運営費のうち、鳥栖市分の負担でございます。これにつきましても、参考資料の主要事項説明書2ページのほうに記載しておりますので、そちらのほうごらんください。

構成市町の負担金額につきましては、表にお示しをしておいででございます。この負担金につきましては、10年間にわたって設置自治体に支払われる建設協力金の鳥栖市負担分、約4,500万円が平成25年度で終了しましたが、ごみ量の増加や電気料の値上げ、消費税率の引き上げにより平成25年度と比較いたしまして、管理運営費の鳥栖市負担分が約3,350万円の増加となっております。これを全体として差し引きをしますと、約1,150万円の、負担金としては減額になっているというところでございます。

それでは、当初予算説明資料に戻っていただきまして、6ページのほうをお願いいたします。

款4. 衛生費、項3. 清掃費、目2. 塵芥処理費3億8,154万円のうち主なものについて申し上げます。

節11. 需用費のうち、消耗品3,769万2,000円のうち主なものにつきましては、指定ごみ

袋の作成費 3,700 万円でございます。前年度と比較しまして、消費税率引き上げ相当分の 100 万円が増額となっております。

節 12. 役務費の手数料 1,224 万 3,000 円のうち主なものにつきましては、指定ごみ袋等販売手数料 1,200 万円で、指定販売店に対して、指定ごみ袋と粗大ごみシールの販売価格の 10% を支払うものです。前年度と比較しまして、販売数量の増加と販売価格の改定に伴う手数料増加を見込み、100 万円の増額となっております。

次に、節 13. 委託料 3 億 1,081 万 8,000 円のうち、指定ごみ袋配送等委託料 456 万 7,000 円は、指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に係る経費で、前年度並みを計上しております。また、塵芥収集運搬委託料 1 億 9,954 万 1,000 円につきましては、家庭から出る可燃ごみの収集運搬に係る経費で、前年度と比較して消費税率引き上げ分に伴う分で、554 万 1,000 円が増額となっております。

次に、資源物回収指導業務委託料及び資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、主要事項説明書の 3 ページのほうに記載しておりますので、そちらのほうをごらんください。

ごみ減量化、リサイクル対策経費といたしまして、下記の 5 つの事業に対して、合わせて 1 億 1,338 万 4,000 円を計上しております。

まず資源物回収指導業務委託料、下から 2 番目になりますけども、その 4,670 万 9,000 円につきましては、真木町の衛生処理場内にある資源物広場での利用者への分別指導及び回収した資源物の運搬に係る経費でございます。

また、次の資源物分別コンテナ収集運搬委託料 4,966 万 9,000 円につきましては、各町区単位で実施いただいておりますコンテナ収集に際しての、コンテナの配付及び回収した資源物の運搬に係る経費でございます。

次に、事業内容の一番上に記載のコンテナ収集美化活動推進奨励金以下 3 事業につきましては、当初予算説明資料の 6 ページに記載しているものでございますが、このまま主要事項説明書により説明させていただきます。

まず、コンテナ収集美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ回収を実施する町区に対して、1 世帯当たり 240 円を交付しているもので、前年度と同額の 2 万 4,500 世帯分 588 万円を計上しております。

次の電動生ごみ処理機購入補助金につきましては、電動生ごみ処理機の購入に際して 1 世帯 2 万円を限度に補助するもので、前年度と同額の 15 世帯分 30 万円を計上いたしております。また、資源物回収奨励補助金は古紙等の資源物回収を行う自治会や子供クラブ、老人会など市登録の各種団体に対して、回収量に応じて補助金を交付するもので、前年度並みの 1,082 万 6,000 円を計上しております。なお、現在の市への登録団体数は 93 団体となっております。

ります。

それではまた、当初予算説明資料に戻っていただきまして、7ページのほうをお願いいたします。

款4. 衛生費、項3. 清掃費、目3. し尿処理費7,374万3,000円のうち主なものについて申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費までは衛生処理場の場長以下職員4名分の人件費でございます。

次に、節11. 需用費の光熱水費2,000万円につきましては、電気料値上げに伴いまして前年度と比較して360万円の増額となっております。

続きまして資料の8ページをお願いいたします。

款4. 衛生費、項4. 環境対策費、目1. 公害対策費337万8,000円のうち主なものについて申し上げます。

節12. 役務費41万5,000円につきましては、市内6カ所の水質汚濁や悪臭騒音等の検査手数料で前年度と同額を計上しております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

節13. 委託料186万円につきましては、市内主要9河川、13カ所のほか、井戸水や工場排水などの水質汚濁測定及び市内3地点での大気汚染測定と国道など主要路線4から5カ所の自動車騒音測定の委託料で、前年度並みを計上いたしております。

次に、節19. 負担金補助及び交付金73万5,000円のうち、環境保全協議会補助金60万円につきましては、今回市制施行60周年記念事業といたしまして開催を予定しておりますスポーツごみ拾いin鳥栖の開催経費に係る補助金などがございます。

以上をもちまして、平成26年度一般会計当初予算の環境対策課分につきまして説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発言の場合は挙手をお願いします。

中川原豊志委員

5ページのところの衛生費の節19の鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金のところでですけども、主要事項説明書2ページのところで、あらかじめ説明は受けたんですが、よかったらもう少しこれちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

要は、平成25年度で建設協力金が終了した後に、金額的にはあんまり変わってないと思うんですね、平成25年度の負担金等々とも。

終了してもこういう金額ずっと上がっていくところについて、もう少しちょっと詳しくお願いします。

榎原聖二環境対策課長

この上がった理由につきましては、これがまずは建設負担金、建設協力金、それと設置自治体に対する交付金等が負担金として出てきております、このごみ処理施設に関してはですね。

そのうち、鳥栖市の分 4,500 万円が建設協力金というのが減額になったと、まずは平成 25 年で、10 年間で終わりましたということなのですが、その分、減額になるかといいますと、本来であればその分減額になってよろしいんですけども、それがごみの量の増加とか、電気料の値上げと消費税率の引き上げ分ということで、管理運営費の分が鳥栖市の負担分としては約 3,350 万円ふえていると。この 7 億 4,075 万 5,431 円というのが、これが前年度に比べまして約 3,350 万円ほどふえております。

全体として、建設協力金がゼロになりましたけども、管理運営費のほうが 3,350 万円ふえたということで、1,150 万円の減額と、昨年比べましては、負担金といたしましては、1,150 万円の減額ということになったということでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

では、ちょっと確認なんですけど、建設負担金については、あと何年ほど支払いといいますか、残ってるのか確認をお願いします。

藤田昌隆委員長

今この場で答えが出なければ、後でという形でもよろしいですか。

中川原豊志委員

はい。

榎原聖二環境対策課長

すいません、そしたらはい、確認をさせていただいて、それについては、あとで資料をお持ちいたします。

それと所在地交付金につきましては、15 年ということになって、建設協力金は 10 年ということでございます。

藤田昌隆委員長

じゃあ後で資料が出るわけですね。

榎原聖二環境対策課長

はい。

藤田昌隆委員長

よろしく申し上げます。

齊藤正治委員

ここに書いてありますとおり、家庭ごみや事業系の一般廃棄物、要するにごみがふえた理由ってというのは、人口増加ということ、事業系がふえてるというふうなことですけども、そのうちの燃えるごみの中で、燃えるごみの約半数は占めてると思うんですが、それと、そこに水分が含まれてるのがまた非常に大きくウエートの高くなっているということであれば、逆に言えば、燃えるごみの中の、いわゆる水分系、生ごみですたいね。生ごみをまたさらに分別していかないと、これずっと永久にどンドンどンドンふえていくばかりというような形になってくると思うんです。そこら辺の対応についてはどのようにお考え……。

榎原聖二環境対策課長

確かに委員おっしゃられるとおり、可燃ごみの中には、水分が4割とか5割とかというあれであるということで、その取り組みにつきましては、私ども、市民の皆様には啓発活動しておって、水切りのほうをしてくださというようお願いのほうはしております。ただ、なかなか実行に、成果として、その辺がまた出てないということでございまして、今はそれを減らす手段として電動生ごみ処理機というふうなことで、30万円の15台分なんですけども、それを毎年続けているということで、今後やはりその辺ってというのは、私ども課題であるというふうに考えております。

新たな、電動生ごみ処理機の購入補助以外の、そうした生ごみの水分、水切り等の徹底等について、市民の皆様には協力をお願いをしていかななくてはいけないというふうに認識をしております。

以上です。

齊藤正治委員

生ごみの分別につきましては、おそらくどこの市でも、そういう水を切ってくださいというような、要望が市民に対してされてると思うんですけども、下水道との兼ね合いで、こないだからちょっとディスポーザーの話を、明確に答弁いただいたわけではないんですけども、うちの下水道が、生ごみをそのままディスポーザーをつけて、流していったらいいんじゃないかという話なんですけども、要するに、生ごみをディスポーザーで流すような、勾配が足りないというようなことになってるみたいなんですけども、その点については、環境対策課は確認されておるのかどうか。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

今のディスポーザーの件でございますけども、ディスポーザーを使って下水道管に流すと勾配が足りないっていうことはございません。まず、下水道管自体が今3パーミルから10パーミルとかいう形の勾配をとっておりまして、ディスポーザーで処理をされた水であっても流せるようにはなっております。

それとディスポーザーにつきましては、今先進地を調査をしております、できるだけディスポーザーを早期に導入できるような形で検討していきたいと思っております。

ただ、ディスポーザーをつけるときに、ディスポーザーから出た水をそのまま下水道管に入れられるかっていうところにはちょっと問題があるみたいでございまして、溜枳みたいなものをつけないとできないとかいうこともちょっと聞いておりますので、その辺もう少し時間をいただいて、1年余り時間をいただければ、その辺のことをきちんと調べて御報告できるようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

齊藤正治委員

それはぜひ早急に、使えるか使えないかで、今後ごみの量、あるいは焼却炉の大きさ、そうといったことも含めて、今後検討されていくんではなかろうかと思えます。

それからもう一つ、いわゆる1市2町で構成してるこの西部環境のごみ処理、焼却炉の施設そのものについて、特殊、いわゆる日本でも非常に少ない熔融化というような方式をとってるということで、いわゆる業者の——こんなこと言ったらあれでしょうけど——メーカーの一方的な数字がどんどんどんどん出てきて、それがひとり歩きしてるのかどうかっていうのはよくわかりませんが、非常に負担が大きくなってる。

またおそらく、今後改修する予定があると思うんですけども、これについて、やはりほかのメーカー、通常一般的に使われてる、どういう、ほかの団体はされてるかわからないんですけども、そういったことの比較検討を、どれだけそういったところが、毎年のランニングコスト、建設コストもそうですけども、そういうものがどういうふうになってるかっていう動きも、やはり把握する必要があるのではなかろうかと思うわけですが、そこら辺について何か検討されてることがあれば、お願いしたいと思えます。

楨原聖二環境対策課長

現在、今そういうことで、20年の設置期限の10年目ということで、今組合のほうで一応そういうふうな調査をしているところでございます。

今後、そういう方式とか溶融化と、ほかにストーカー方式とかいろいろありますので、その辺については調査を、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

齊藤正治委員

よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

ほかには。

西依義規委員

一つ、同じごみの話で、正直っていうか、資源ごみの回収に手数料払って、コンテナ収集にも手数料払って、その団体がどんどんどんどんふえていくと、大枠のごみの負担金がどれだけ減るっていう計算はされてるんですか。

例えば、今、98 団体を 100 団体にふやす。2 万 5,700 世帯を 2 万 5,900 世帯にふやすという試算をされてるんですけど、それふえたことによって、こちらの負担金がどれだけ減って、その塩梅がどうなるかっていうのはされてるんですかね。

榎原聖二環境対策課長

団体がふえた、世帯数がふえたというよりは、ごみが出なくて、資源物として、利用されるということであれば、それは当然、向こうのごみ焼却施設のほうの排出割というのが、ごみ建設の管理運営費につきましては、排出割が 90%です。

1 市 2 町で、排出がどこがどれだけ多いということで負担金が決まりますので、当然、今までごみとして捨ててた分が資源物として回収されるということであれば、その分については負担が減るというふうに、100 のうちの今鳥栖がちょうど 70 ぐらいということであるのは、例えば 65%になれば、当然その分の負担金が減るということで考えております。

ちなみに溶融資源センターで鳥栖市の 1 キロ当たりの処理費用が幾らかと申し上げますと、30 円 60 銭ほど、1 キログラム当たり。大の袋っていうのが大体 5 キロぐらいを目安に考えております。大きな可燃ごみになると 30 円 60 銭ですので、30 円 60 銭の 5 キロということで 153 円ぐらいが 1 袋に対してかかっているような状態になるということでございます。

西依義規委員

ということは、この、ここに入る古紙とか、普通の資源ごみの買い取りの値段から委託料を算出されとっていうことでいいんですか。

榎原聖二環境対策課長

その買い取りから算出はしてないんですけども、全体の 1 年間の管理運営費が幾らというのは、積算を組合のほうでされます。それに対して、うちのほうが資源物を回収した分は、リサイクルプラザで組合側のほうにお渡しするんですけども、それを組合のほうが一括して

業者さんのほうに売り渡すと。売り渡したお金っていうのも、重さによって鳥栖市の分が幾らということで、負担金の中から後から精算をして、余った分をお返しすると、鳥栖市のほうに返すというふうになりますので。

西依義規委員

いや、例えば、真木町だけを限定にいくと、真木町で4,670万円、手数料払うわけじゃないですか。要はその資源として収入がその推移が、100万円とか1,000万円で、負担がこれぐらいっていうのはわかるのかどうかをちょっと聞きたいだけです。

榎原聖二環境対策課長

負担は、資源物回収で、全体で資源物回収の売却益というのがございます。売却益につきましては、鳥栖市については、これは平成26年度の予算ですけれども、2,310万円が売却益を見込んでいるということがございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

わかりました。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんでしょうか。

中川原豊志委員

6ページの委託料ですけれども、これ毎回、委託料については問題視されてるところですけども、ここに8つ委託業務が書いてありますが、各々、委託の内容はある程度わかるんですが、委託先についての選定に当たった、入札方式、随契か指名か、それと業者をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

榎原聖二環境対策課長

6ページの13. 委託料につきまして、上からですけれども、指定袋配送等委託料につきましては、昨年は、指名競争入札をしまして、日通さんのほうにお願いをしていると。

塵芥収集運搬委託料とその下、粗大ごみ収集運搬委託料、資源物回収指導業務委託料、資源物分別コンテナ収集運搬委託料、それと、廃棄物特別処理委託料、これにつきましては、鳥栖環境開発総合センターさんのほうに随意契約ということになっております。

不法投棄防止パトロール委託料につきましては、これは週1回、夜間パトロールをさせていただいておりますけれども、この分につきましては、入札を実施していると。指名競争入札だと思いますけれども、入札でさせていただいてます。

ダイオキシン類測定等委託料につきまして、これも入札でしております。これはダイオキ

シンは動物焼却炉のダイオキシンを年に1回調べるものでございます。

竹下 徹環境対策課環境対策推進係長

業者ですけども、不法投棄防止パトロール委託料につきましては、旭警備保障。(発言する者あり) 旭警備。

藤田昌隆委員長

旭警備。

竹下 徹環境対策課環境対策推進係長

保障ですね。ダイオキシン類測定等委託料につきましては、環境科学検査協会でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

指名入札等されているところもあれば、まだ随契で鳥栖環境にというふうなところもあるようでございます。例年、随契で、鳥栖環境に1社随契というのはどうかという話がいつも出てくると思うんですが、昨年もだったと思うんですが、分けれるところは分けて入札とかをしようかなという話もあつとったように思うんですが、この5項目について、随契で鳥栖環境に発注されることについての説明をちょっとお願いします。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

楨原聖二環境対策課長

一つは、可燃ごみの収集運搬等につきましては、許可業者が――許可業者といいますか――1社体制で今行っておるのは、今のところ、その鳥栖環境開発センターさんのほうが、特に支障がないと言いますか、今の鳥栖市の体制としては、支障なくごみの収集運搬をさせていただいているということと、そのほかについても、幾つか随契の分については、センターさんのほうといろいろとお話はさせていただいています。

ただ一遍に、今ここで変えるとかっていうことは、なかなかセンターさんのほうも、その分について雇用をされていたりとかしている部分がありまして、私どもも、随契に変えることであれば、それはそれでちょっとお話のほうを、すぐということやなくて、やはり一回業務を見て、移行するなら移行するようなスケジュールを今、センターさんのほうと話をさせていただいております。今ここで変えるというふうなことではないですけども、将来的にはそういうふうなことも、課題として持っている、今いるところで、今年度の初めに申しあげましたけれども、その辺っていうのはセンターさんと引き続き、ちょっと協議のほうをさせていただいているという状態でございます、今のところ。

中川原豊志委員

状況はわからないでもないんですけども、ただやっぱり金額的に合わせますとかなりの金額になるかと思えます。そういったものを1社随契という形で、例年やっていく中に、やっぱり、財政的なものの健全的な運営が図られてるかどうかというところを疑問視せざるを得ないときもあろうかと思うんですよね、

その辺は、やっぱり指名入札にできるところについては、検討していったほうがいいのかなどというふうに思いますし、また、市民向けにも説明がきちんとできるような対応をとっていただきたいというふうに思いますので、今後また、慎重にその辺検討していただきたいということをお願いします。

榎原聖二環境対策課長

今御指摘の分につきまして、今後も協議をさせていただきたいと思っております。

藤田昌隆委員長

ほかに。

西依義規委員

斎場の件で、コスモさんに委託されてるんですかね。

で、何となくわかるんですけど、上の目的で市民サービスの向上と施設の効率化って書いてあるんで、民間業者に委託することで、何で市民サービスが向上するのか。人員は減るわけですよ。

どういう体制になるから市民サービスが向上して、どういうことをするから施設の効率化が図れるっていう意味なのか。ただ安いから落としたのか、その辺をお願いします。

榎原聖二環境対策課長

斎場の委託につきましては、効率的な運営というのと市民サービスの向上ということで申し上げておりました。効率的な運営という点におきましては、金額的な面では人件費相当分、うちのほうの人件費相当分がこれまで経費が2,900万円ほどかかっておったと。これは職員の給与とか嘱託職員とか委託業者の分についてと、超過勤務とか、そういうのがございます。それがかかっておった分が委託になりまして、これが先ほど申し上げましたけど約1,500万円。と、まだ今のところ職員を1人配置している分で670万円ほどの経費になったということで、ここで550万円ほど落ちていると。

職員が当然、ある程度運営が軌道に乗れば、引き上げるということになりますと、あとは委託業者だけになりますので、委託料だけで済むとなると、1,000万円ほどの節減と、効率化ということで考えております。

それとあと、その市民サービスの向上の点につきましては、今、受託されましたコスモ株

式会社さんのほうで、いろいろとその辺のサービスについて、お考えいただいています。

一つは受付で女性の方を配置して案内業務みたいなのをやりたいというようなこと。また今までちょっと細かいところで、窓ガラスの汚れだったりとかいろんな部分での清掃を、徹底的に、今までできてなかった分についてはやりたいとかっていうことで考えておられると。

人数が少なくてもやれるというのは、もう一つは、斎場業務についても、多い日もありますが、全然ないときもあると。今までは職員が8時半から5時までの勤務時間体制でいたと。今度コスモさんがすることによって、コスモさんは基山の斎場と鳥栖の斎場を運営するという中で、基山がないときに鳥栖に来る。鳥栖と基山のほうの両方の斎場を職員さんが移動なりして運営をするというようなことで、人数が少なくても、ある程度効率的な運営ができるというふうにこちらとしては判断をしております。

以上でございます。

西依義規委員

いや、多分、僕はいいことだと思ってちょっと聞いたんですけど、両方の見方があって、この方式を今、市が持っているいろんな施設があるじゃないですか。多分やったら同じような効果が出ると思うんですよね。一概には言えませんが。

これで出たんですから、既に。民間に発注して、入札して、民間の人が入って、いろんな働き方を変えてすると、これだけの効果が出るんですから、これ、多分課長さんの言うことではないと思うんですけど、鳥栖市全体の施設をこういうふうに委託の方向性にするのか、いやここは死守して、いやこれは振るっていう、その何かこう、民間委託をする、何か方針とか、鳥栖市のほうにあるのかどうか。

それは、どっかの権限で、いやいやこれは委託だろうっていう、何かあるんですかね。そういう……、別に委託することをだめだとは言っていないんですけど。

部長さんでいいんですか。

藤田昌隆委員長

西依議員、これは全体的な問題ですんで、答えられないと思います。

西依義規委員

すいません、そういうただの意見だと、はい。

藤田昌隆委員長

答えていただけますか。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

この民間委託につきましては、この斎場だけではなくて、例えば、今もう委託しておりますけど栖の宿、河内ダムのところにございますけども、そういうものもございます。

そういうものを、鳥栖市役所の中で行革推進本部会議というものを、会議、そういう部署を立ち上げてまして、そういうところで、民間でできるものはないかということで、もう七、八年前ぐらいだったと思うんですけども、そのぐらい前から、そういうところで議論されて、できるだけ民間に委託できる分は委託しようということで検討されて、その中の一つが、この火葬場もその一つだということでございます。

以上でございます。

西依義規委員

いやこれ、言い方変えれば、下手したらその市役所の方々の高い給料を何かこう変えてることが僕は、市民、民間業者に委託したことで市民サービスが向上するんであれば、じゃあ、やはり市役所がするより民間というふうになるんで、そこは、業種によってという捉え方でいいんですかね。やっぱ市役所が担わないかんものって絶対あると思うんで。

榎原聖二環境対策課長

これにつきましては、斎場についてはたまたまこういうふうなことで、2つをお持ちというようなこととか、斎場については、利用に波があると言いますか、ないときはなくて、あるときはあって、その分をほかのところで業務を、民間だとしていただけるというふうなことで、斎場施設についてはそれだけの効果が出たと。

しかし、逆に許認可については、うちの斎場は市のほうで持って、火葬許可とかについては、当然市の責任としてやっている施設であります。

かといって、やまびこ山荘とかについては、もうすべてを大体、宿泊の予約から何からをもう民間にされてるといようなこともありまして、施設によって、その辺っていうのは、おっしゃられるように、ちょっといろいろケース・バイ・ケースがあるかというふうに考えております。

西依義規委員

はい、少しルールがわかりました。

藤田昌隆委員長

ほかには。

内川隆則委員

袋代の40円から42円ですね。

藤田昌隆委員長

何ページ。

風呂代……。

内川隆則委員

袋。

藤田昌隆委員長

袋代。

内川隆則委員

ごみ袋。袋代、今現在利益がどのくらい出ているかということですが、全体の額でもいいんですけど、40円に対して幾らなのかでもいいです。

ちょっと時間がくだっております、もう全部言います。

その利益は、こい平成元年ごろから始めたんじゃないかというふうに思うんですけど、これを市民に、40円の理解を求めるためには、相当各地域回りしてから、先輩たちが努力されて、40円いただきますという結果になったんですが、その過程の説明の中では、これは緑の環境に対して、ひもつきみたいにしてお金を使いますからというふうな話を、説明をしきりにされたという話を聞いてきましたが、現在ではこれだけ、今9ページまでも、いろいろ全部環境対策に莫大な金が使われているようなことで、必ずしもひもつきではおぼつかないというふうな、今日の状況であろうかというふうに思います。

原市長時代には、もう想像できないような環境対策費が必要になっているような状況ですので、そういうふうな点はわかるんですが、市民に対して当初求めてきた問題については、近ごろ回覧板が回ってきて、あっさり消費税が上がりますから42円にします。そして、10%になっても値上げはしませんなんて、回覧板が回ってきたんですけども、大体そぎゃんこと考えよつと、我々3月議会、何のためするとやろかねっちゅうふうな、一方、私の気持ちも思いながら、その回覧板見たんですけどもね。

だからその辺の兼ね合いと、今までの経緯の話と、あの回覧板に簡単な文字で書いてあったやつが、私はどういう含みを持って、市民に対して説得したんだろうかというふうに思うから、その辺の経緯などについてちょっと説明してください。

榎原聖二環境対策課長

委員おっしゃられたように、当初そういうふうにして、指定ごみ袋をつくって、分別収集をしてとかという話はもう町区に回って、お願いをしていったという経緯がございます。

その負担については、こういうことでごみ処理の費用の一部として、させていただきたいというようなことで話をしていたというふうに理解をしております。

今、42円になったと言いますか、一つ、最初おっしゃられた、ごみ処理手数料について、どのくらい入ってきているかというと、平成25年度決算見込みで、大体1億2,100万円が歳入として入ってくるような予定となっております。平成26年度につきましては、また予算としましては、1億2,000万円を計上しているところでございます。

回覧板につきましては、回覧板をこの間お回しした分で、42円になるという周知をさせていただいたとこですけれども、その42円につきましては、前回の委員会のほうで、42円ちゅうことは40円から5%アップではないかというようなことが、委員さんのほうから御指摘がありました。市民の方がその辺が理解しにくいと、普通であれば41円50銭で、端数切捨てであれば41円だろうというようなことで、42円になるような、なぜなるかというようなところをですね。

消費税率のアップというのは、もうこれはちょっといたし方ない、私どもでも、それはもういたし方ないんですけれども、なぜその40円が42円にアップしたかという点についてを、市民の皆様に御理解いただくために、回覧板のほうで説明をさせていただいたと。本来であれば市報等でさせていただければよかったですけれども、ちょっと紙面の都合で、うちのほうとしましても、直接、環境対策課のほうから回覧板を回して、市民の皆様に御理解をいただくようなことで、回させていただいたということでございます。(発言する者あり)

藤田昌隆委員長

そうですね、内川議員が質問されてるのは、原価が幾らで、どれぐらい利益が出て、しかもそれがひもつきという形でされてたと。その辺の説明がまだ不足ですよ。

榎原聖二環境対策課長

可燃ごみの42円になる分につきましては原価は、12円37銭で、現在、平成25年度は契約をしていると。だから単純にいけますと40円から12円37銭を引いた分が、うちのほうの利益ということになります。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

内川隆則委員

あのね、幾つも質問して単発的にこう答えられたけど、私は、最初、平成元年かね、始まったのは。からの話の経緯からして、初めて42円に値上げをしたわけよね、値上げするたいね。そうであるならば、当初の説明の経緯から話をしながら、実はこうですよというふうな話をしていかないと、ただ消費税が上がりましたから上げますなんていうふうな話じゃ、市民に対する説明が余りにも乏しいじゃないかというふうなことを言っているわけですよ。

だから、環境対策にこれだけ金がかかっているっていうことは、あの真木町のあそこば建てたときはね、何でもかんでも持って来てください、燃やせますからっていうふうな状況の時期やったわけよ。だから、こういう金は一切要らんやったわけよね。真木町が、ごみ処理場ができるころは。

だからこんだけ環境変わってきとる、時代が変わってきとるわけだけれども、そういう中

にあって、40円をとりますという経緯の話のときの説明が、ひもつきで緑の環境に使用すから、余った金ははってというふうな具合で、市民に説明してきた経緯の中からするとさい、もう少し説明が、チラシ1枚がくさい、A4のあのチラシが余りにも乏しいチラシじゃないかと。

今の説明でも、余りにも一貫性のない説明の仕方じゃないかっていうふうに私は感じるけんが、もう少しその辺の、昔の40円とった経緯の話はさい、決して市民の皆さん方にも説明を加えないかんというふうに思うわけよね。

だからそうしないと、もう消費税の話で3%、5%、8%、もう大して変わらんじゃないかっちゅうふうなね、もう人間の鈍さを利用したような、ものの言い方ではできんというふうに思うけん、その辺の考え方については、今から先もどう思っていかっていうことを聞きたかったわけよ。

藤田昌隆委員長

回答できますか。

榎原聖二環境対策課長

御指摘いただいた分につきましては、私どもも、その辺について、もう一度、再度確認をいたしまして、市民の皆様にも、その辺を含めたところで御理解をいただくような形で、ちょっと検討をさせていただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

私から……。

内川隆則委員

そいでね、最後に言った——あんまり時間とって申しわけなかばってん——議会との関係たいな。もう10%の話までチラシには書いちゃったいな。そいけん、議会っちゃ、ほんならどけな……。我々が反対するなら、あのチラシは吹っ飛んでしまうわけよね。

そいけん、議会とその辺の兼ね合いていうのは、どういうふうに、おいどんは判断したらよかろうかねっちゅうふうにするばってん、その辺には、どぎやな作業ば考えちゃったと。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

今の問題でございませうけども、担当課のほうでちょっと先走って、こういうチラシを入れましたけども、今度はこういうことがないように、十分注意をいたしまして、いろんな事業に対して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

内川隆則委員

あと一つはね、環境開発に土地ば貸しとっ利益の何年分か出とったいね。民間であればね、これはもう貸したほうが利益になっけ、そりゃよかくさいというふうなことばってんが、ここは役所やけんね、役所やけん、今、中川原議員が言ったようないろんな話、いろんな雑音もありながらの状況の中でね、あすこをね、うちは要らんよって言ったらね、あの土地は浮いてしまうわけよ。

だから、この際、貸すくらいなら、もう売るけんが、買ってくれんですかと、そういうふうな話もしないと、今言われるような雑音なんかも、いろいろ皆さん御承知のとおりだろうと思うけ、きっちり、役所やけんが、その辺のけじめはつけたほうがいいんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

土地の場所を、私もきちんとどこにあるっていうのは確認はしておりませんが、あの辺っていうのはよくわかっております。そういうことで、この土地が将来的に鳥栖市として必要なのかどうかっていうのも含めまして、検討してまいりたいというふうに考えます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

中川原豊志委員

もう1点だけお願いします。

ごみの問題なんですけどね、今回40円が42円にごみ袋が上がるというふうなところも若干あるんですが、ごみの回収については、地域によって、例えば何世帯かまとまってごみの資源物を置く場所と、それから地域によってはもう家の前に置いて回収する場所があるかと思うんですが、中には、私たちは何でちょっと離れた、家から遠くに離れたとこまで、ごみば持って行かなんじゃろうかと。その地域の中で、集める場所ば決めちやるもんやけんね。

これは、分別する方々の経費の削減、引いては市の経費の削減につながるならば、そりゃ協力するばってん、よそじゃ家の前に置いちゃとこもあつごたばってんが、何でじゃろかちゅうふうな御意見があるところもあります。その辺の管理っていうのは、環境開発と地域がされてるのか、市がそういった経費削減のことも含めた指導をされてるのか、確認を。

榎原聖二環境対策課長

ごみの収集ポイントにつきましては、大体10世帯当たりで1カ所ぐらいの感覚で、当初、これが何年からかはちょっと私も、お答え今できないんですけども、当初そういうふうな形でポイントを置いていただくと、そのポイントについては、基本的に町区のほうで話をして

農林課

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

これより農林課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算を議題とします。

執行部の説明を求めます。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

それでは、補正予算説明資料の10ページをお願いいたします。

款13. 分担金及び負担金、項1. 分担金、目1. 農林水産業費分担金、節1. 農林業費分担金につきましては、老朽農業用水路改修事業の受益者負担金として徴収する所要の額を計上いたしております。

次に、款16. 県支出金、項2. 県補助金、目5. 農林水産業費県補助金、節1. 農業費県補助金につきましては、農業委員会交付金、農業経営基盤強化資金、利子助成補助金。

次の11ページをお願いいたします。

中山間地域等直接支払制度交付金、中ほどの、儲かるさが園芸農業者育成対策事業費補助金、直接支払推進事業費補助金、12ページをお願いいたします。青年就農給付金事業交付金及び農地集積協力金事業交付金など、農業振興を図るための県からの各種交付金及び補助金でございます。また、詳しい内容につきましては、歳出で出てまいりますので、歳出のほうで御説明をさせていただきます。

次に、款16. 県支出金、項3. 委託金、目2. 農林水産業費県委託金、節1. 農業費委託金につきましては、河内防災ダムの管理委託金でございます。

次に13ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入につきましては、筑後川下流用水事業助成交付金、市民の森ネーミングライセンス料等でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

款6. 農業水産業費、項1. 農業費、目1. 農業委員会費、節1. 報酬につきましては、農業委員22名分の報酬でございます。

次に、節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、農業委員会事務局職員 5 名分の人件費でございます。

次に、節 8. 報償費につきましては、農作業標準賃金協定協議会委員の 13 名分の謝金及び農地利用状況調査謝金でございます。

次に、15 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料につきましては、農業委員会時の議事録作成委託料でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、県農業会議などへの各種負担金でございます。

次に、16 ページをお願いいたします。

目 2. 農業総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、農林課職員 9 名分の人件費でございます。

次に、節 13. 委託料につきましては、生産組合運営委託料及び生産組合長業務委託料でございます。

17 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料につきましては、土鳩等の駆除委託料でございます。

次に、節 19. 負担金補助及び交付金の中の、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金につきましては、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対するの補助金でございます。

次に、農業経営基盤強化資金利子助成補助金につきましては、農地取得、設備投資など認定農業者の資金借り入れに対する利子の助成でございます。

次に、18 ページをお願いいたします。

儲かるさが園芸農業者育成対策事業費補助金につきましては、こちらの参考資料の 4 ページをお願いいたします。

事業名が儲かるさが園芸農業者育成対策事業費補助金。目的につきましては、地域における農業の担い手となる農業者に対して、施設、設備、機械等の導入の補助を行うことにより、地域の園芸農業者の農業の振興を図るものでございます。

補助率につきましては、県が 3 分の 1 以内、新規就農者につきましては 2 分の 1 以内、市が 10 分の 1、以上となっております。

事業内容につきましては、総事業費が 1,588 万 3,473 円となっております。そのうち県費が 670 万 4,000 円、市費が 159 万円、自己負担が 758 万 9,473 円となっております。

補助対象者につきましては、アグリスト、これは、大規模農家 5 戸で集まって組織された組織でございますけれども、ジャガイモのハーベスタの導入、次に、株式会社 OK ファーム、

これ去年設立された企業——何ですかねこれは——農業の企業ということで、3人で始められております。事業内容につきましては、タマネギの移植機等の導入、それとキャベツの乗用2条野菜移植機の導入でございます。

また、18ページのほうにお戻りください。

中山間地域等直接支払制度交付金につきましては、市内の中山間地域の農地等の保全の取り組みに対して交付される交付金でございます。

次に、青年就農給付金につきましては、参考資料の5ページをお願いいたします。

事業名が青年就農給付金。目的が青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後5カ年でございますけれども、所得を確保するために給付金を交付するものでございます。年間、1人当たり150万円となっております。事業内容につきましては、総事業費が600万円。新規就農者が2人の300万円。前年度からの継続支払いということで2人ということで300万の計600万円を予定いたしております。

19ページをお願いいたします。

目4. 畜産業費、節19. 負担金補助及び交付金につきましては、死亡獣の処理に関する搬送経費に対しての補助金でございます。

20ページをお願いいたします。

節15. 工事請負費につきましては、老朽農業用水路の改修工事費でございます。節19. 負担金補助及び交付金のかんがい排水事業推進負担金等の負担金につきましては、基盤整備に伴う各種団体への負担金でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

筑後川下流用水事業負担金につきましては、筑後川下流用水事業の償還金でございます。償還期間は平成10年度から平成34年度までの25年償還となっているところでございます。

次に、農地・水保全管理支払交付金負担金につきましては、農地環境保全のため、地元が実施する活動に対する交付金の一部負担金でございます。平成26年度につきましては、新たに真木町が新規加入されております。全体で11町区で取り組むようになっております。

次に、小規模土地改良事業補助金につきましては、田んぼへの水をくみ上げる揚水機、井堰、ポンプ等の改修修繕等に対する補助金でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

目7. 農地保全管理費、節4. 共済費及び節7. 賃金につきましては、河内ダム管理嘱託員及び夏場の河川プール監視員の賃金等でございます。

次に、節11. 需用費につきましては、ダム管理のための消耗品及び施設管理のための修繕料等でございます。

次に、23 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料につきましては、ダム内の草刈委託料及びダム管理システム保守点検などの委託料等でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、河川プールのトイレの洋式化のための工事でございます。

次に、24 ページをお願いいたします。

目 8. 米需要調整総合対策費、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、米消費拡大推進連絡協議会補助金及び鳥栖市農業再生協議会への推進事業費補助金でございます。

次に、目 9. 農業研修施設費、節 13. 委託料につきましては、旧やまびこ山荘、とりごえ荘及び広場の指定管理料でございます。

節 14. 使用料及び賃借料につきましては、滞在型農園施設の市民農園の借上料でございます。

次に、25 ページをお願いいたします。

款 6. 農林水産業費、項 2. 林業費、目 1. 林業総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、林務担当者 1 名の人件費でございます。目 2. 林業振興費、節 19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、参考資料の 6 ページをお願いいたします。

平成 26 年度に、鳥栖の森林組合と神埼郡の森林組合が平成 26 年の 4 月 1 日付けをもちまして合併をする予定でございます。その合併に伴いまして、新しい森林組合名が佐賀東部森林組合ということで、新たな森林組合として発足するということになっております。その森林組合の森林育成事業ということで、今年度から新たに発生した補助金等でございます。

事業内容につきましては、森林整備担い手育成基金整備事業負担金ということで、これは、森林組合が行います職員の共済費等に対する補助金でございます。事業費が 637 万 5,229 円に対しまして、市の負担率は、この分の 3 分の 1 が市が負担ということで、この市が、佐賀市と神埼市と鳥栖市で、おのおの負担すると。その 3 分の 1 の中で、鳥栖市負担分が 100 分の 17 と、3 分の 1 のうちの 100 分の 17 が鳥栖市が負担する割合となっております。その割合で 36 万 1,262 円と。

林業団体支援事業と、これにつきましては、組合が行います各種職員の教育とか、そういう事業に対しての補助金でございますけども、この内容につきましては、鳥栖市の平均給料の 12 カ月分を 365 で割りまして、約 40 日分を上限として負担していくという考え方で、今年度は 32 万 7,285 円と。それと佐賀東部森林組合補助金と、これにつきましては、佐賀市、神埼郡森林組合の合併に伴う諸経費の補助分ということで、当分の間ということで、3 年間で予定しております。100 万円。

次に、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と。これにつきましては、平成 26 年度、来年度でございますけども、森林組合のほうで、ハーベスタの購入を予定されておられます。その分の総事業費が 2,160 万円。それに対して、鳥栖市の負担分が 102 万円となっております。それと機械等の格納庫の建設ということで、総事業費が 563 万 5,440 円と。そのうち鳥栖市負担分ということで、79 万 8,320 円と。それと一番下でございますけども、佐賀東部森林組合の出資金となっておりますけども、出資金につきましては、10 アール当たり 150 円ということで、鳥栖市の森林面積が 1,079 アールございますので、その分をかけた分と、今現在の鳥栖森林組合に鳥栖市が出資しております 2,800 円を差し引きまして、15 万 9,050 円が出資金となっております。

次に、27 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料につきましては、林道九千部山横断線の未登記分の登記のため、測量と委託料等でございます。

節 17. 公有財産購入費につきましては、先ほど節 13 で御説明いたしました林道九千部山横断線の未買収分の林道用地の購入分でございます。

28 ページをお願いいたします。

目 3. 林道事業費、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、森林基幹道期成会の負担金でございます。

次に、目 4. 治山事業費、節 13. 委託料につきましては、市民の森、名札作成のための委託料及びトイレ清掃業務などの委託料でございます。

節 15. 工事費につきましては、市民の森遊歩道及び駐車場整備等の改修工事費でございます。

次に、29 ページをお願いいたします。

款 11. 災害復旧費、項 1. 農林水産施設災害復旧費につきましては、災害のための復旧費として、1 円の頭出しを行っているところでございます。

以上、農林関係の当初予算の御説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

今、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

齊藤正治委員

儲かる農業っていう、先ほどからタマネギの、キャベツのあれがありましたですね。このタマネギ……。

藤田昌隆委員長

何ページでしょうか。

齊藤正治委員

18 ページです。

齊藤正治委員

栽培面積っていうか、それともう一つ、要するにその売り先っていうか需要先ですね。これが決まってるのか決まってないのか、ちょっと教えていただきたいと。

藤田昌隆委員長

わかりますか。

山内一哲農林課農政係長

まず、タマネギとキャベツそれぞれ面積につきましては、3ヘクタールと聞いております。売り先なんですけれども、契約栽培で栽培を行っているということをお聞きしていただきまして、実際の販売先までについては、すいません、聞いておりません。

齊藤正治委員

いわゆる鳥栖市の学校給食が始まるわけですよね。それについて、いわゆる計画的に、じゃあ相当な量を、根菜、いろいろ使われると思うんですけども、それに対する市の考え方として、いわゆる地産地消ということをしきりに言ってるけど、現実的にここで見ると、それに対する対応と言ったらおかしいですけども、見えてこないっていうたらおかしいですけどね、そういったことに関しては、個人個人のやり方しかありませんよっていう話なんですかね。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

今現在、各小学校については、旬の野菜ということで、月1回チラシを配布しております。その内容につきましては、キャベツがどれだけ対応できると、タマネギが何キロ、いつ対応できますよと。その分については、農協の——あそこは何ですかね——うちの畑で購入するように、今現在なっております。地産地消ということで、各学校取り組んでいただいております。

今後、学校給食については、御存じだと思いますけれども、センター方式になると。センター方式になると、やはり野菜の量、品質等について、非常に大量の野菜が一度に必要なようになってくるということで、その分についてのまだ話の詰めが、実際今のところ行われていないという状況で、今後、その分については、話し合っていきたいと。なるべく地産地消の推進を、今後ともやっていきたいと考えております。

齊藤正治委員

これは一番大事なところだと思うんですね。要するに鳥栖市に、それだけの大きな消費がふえるということであれば、やはり農業者に対してもやっぱそういったことをPRしながら、

どうやって取り組んでいくのかと。

その代わり、今何パーセント、給食全体のね、今おっしゃるうちの畑で使ってるかっていう、その量を見ても大した数量じゃないと思うんですよ。そういったことじゃなしに、やっぱり鳥栖は鳥栖で、運搬経費も要らんわけですから、そういったことから考えてみて、もうちょっと機動的に、要するに今 10%使ってるんだったら、80%から 90%はもう鳥栖の野菜でできるよというようなことが、安心安全な食を提供するっていうことにつながっていくだろうと思うんですね。

だからそういったものをやっぱりもうちょっと農業者に対する支援というのは金だけじゃなくて、精神的な面も含めてやっていって、計画的に地域でするのかどうか知りませんが、そういう生産を毎日のことですから、ぜひ計画的にやっていただきたいというふうに思いますけども。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。返答を求めますか。

齊藤正治委員

先ほど、やりますとおっしゃってたから。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

そうですね、地産地消につきましては、今後そういう考え方で、うちのほうも話し合いを進めていきたいと考えております。

藤田昌隆委員長

はい、じゃあよろしく願いしておきます。

樋口議員、何かありますか。

樋口伸一郎委員

そしたら、資料の 17 ページから、順次 18 ページに関して、補助金に対して質問をしたいと思えますけど。

17 ページの、下から 2 番目の丸の節 19 の環境保全型農業直接支援対策事業費の補助金等々の補助金がありますが、私の認識では、設備資金的な補助だと受け取りまして、何か設備等購入するときの補助にはいいのかなと思ったんですけど、運転資金といえますか、人に対するような、運営自体に対するような補助金というのが、その 18 ページに青年就農給付金みたいところで受け取ったんですけど、設備資金と運転資金を分けるとしたら、運転資金的な部分の補助金というのはあるんでしょうか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

この中で上がっているのが利子補給でございますけれども、そういう機械とか、そういう

資金を借りた場合、その利子補給を行っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

設備的な資金っていうのは、農業の今、若手のなり手っていうのが少ないかと思うんですけど、経営サイドといいますか、そっちの総本山というか、経営者の方が設備を投資されると。

働く若手に対しての運転的な補助金がなければ、やっぱりこの農業に携わる方自体の数を少しでもふやしていかないといけないかなと思うんですけど、18ページの青年就農給付金で150万円の2名の新規と継続がありますけど、この新規と継続4名なんですけど、こちらのほうの4名の対象者っていうか、中身をもうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

新規の方については、1人、今現在予定をいたしております。それとあと1人は、今後出てくるだろうということで2人を予定いたしております。

継続につきましては、今度、昨年できましたOKファームの方の2名が該当いたしております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

この青年就農給付金っていうのがイメージでは、青年の経営者っていう形で受け取ったんですけど、その経営をされてるところで働いてる農業に携わる若手への支援というのが、運転資金とか運用資金になるかと思うんで、ぜひ何かそういった、鳥栖自体でできないのであれば、そういった運転資金的な補助の制度とかを要望していただければ、若手のなり手も少しずつふえてくるのかなというふうに、私自身はちょっと思います。

その若手の——若手だけじゃないんですけど、世代を問わず——この農業に携わる方に対してのこの補助金の周知といいますか、こういった取り組みのお知らせっていうのは、どこまで進んでるのかとどういうふうにして、こういった補助金の制度の周知は、本市が行ってする方法を教えてください。

山内一哲農林課農政係長

鳥栖市農業再生協議会という組織があるんですけども、そちらの各地区から集まった生産組合長さん会議の中で、補助事業の説明を行って、それを地区のほうにおろしてもらっているようにしています。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

御答弁ありがとうございました。

これぜひとも、やっぱり技術者とか建設関係の技術者とか、農業に関する、外ですのような仕事に関しては、今から若手の力も要るだろうし、そういった経営者の方もやっぱり連携して、農産物のやっぱり必要性というのは、必ず、需要性というのはずっとあることなんで、どういうふうにして、世代を、昔から伝わるこう農業とか農作物を若手に継いでいって、取り組んでいくかっていうのがとても大事だと思ってるんで、できれば生産組合長さん方は多分そういったのを御存じかと思うんで、そこからの流れとしてもいいんで、若手のほうにはぜひこういった情報をもっと詳しく知っていただくように推進を、行政側でもしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんでしょうか。

森山 林委員

そしたらまず 13 ページ。

これはお尋ねです。農業者年金の業務委託、受託料ちゅうことでありますけども、現在農業者、これは何名ぐらいいらっしゃるんですかね。

森山信二農業委員会事務局次長兼農業振興係長

ただいま質問に対してですけども、受給者が今 69 名いらっしゃいます。掛金を支払っている方が 3 名ございます。

以上であります。

森山 林委員

ありがとうございました。

それから 17 ページ。

もう一番下で言います。農業経営基盤強化資金ですね。これは、通常スーパー L 資金ちゅうてから、名前はおそらくスーパー L 資金ちゅうことであると思いますけども、これ何件ぐらいこれを利用されておるんですかね。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

今現在、12 件でございます。

森山 林委員

そすと、これはあくまで認定農業者ちゅうことになっておりますけども、認定農業者、今何人ぐらいおってんですかね。

藤田昌隆委員長

わかりますか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

ちょっと今資料を、その分ちょっと持ってきておりませんので。

藤田昌隆委員長

すいません、後ろが。

山内一哲農林課農政係長

今現在 67 名です。

森山 林委員

これは以前からすると、ちょっと件数が減つとやなかですかね、どげなですかね、状況。

山内一哲農林課農政係長

昨年からすると確かに人数は減っております。亡くなった方っていうのが、旭地区のほうで何名かいらっしゃったので、その分は減っております。

藤田昌隆委員長

はい、ほかに。

森山 林委員

24 ページの使用料の 14 ですね。これの今、滞在型市民農園のこの借上料、これの農地。ここで 80 円掛けるの 5,276 平米と、42 万 2,000 円とありますけれども、これは、反当たり幾らでの保証ばされとつですかね。ちょっとこれば計算すればわかっですけども。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

約 8 万円でございます。

森山 林委員

8 万っちゃうと、米が今……。以前からすると、少し減ったですかね、これは、反当たりの補償料。そこら辺はどんなですかね、状況的に。

山内一哲農林課農政係長

以前から変更はありません。

森山 林委員

通常のあれからするとちょっと、借上料自体が全然以前から変わらんっちゃうと、かなり高い料を支払いよつとはなかですか。そこら辺は何もなかですか、料金として、反当たり。

藤田昌隆委員長

意味わかりますか。

山内一哲農林課農政係長

確かに米の収量については、年々減ったり上がったりはしてるんですけども、もともと当初に契約した分として、以前から変更なく、この分については借り上げを行っております。

森山 林委員

そしたら、今、米の値段も下がってきてる中で、一番最初の契約からちゅうと、これからするとちょっとまだ料金的に、場所が場所で非常にあれですけども、今後も検討する余地があるのかないのか。そのままずっとこれをお願いをするということですかね。

藤田昌隆委員長

どうですか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

この借上料の考え方は、いろいろございます。あそこの何ですかね、市村自然塾のところは、非常に安くございます、借上料がですね。この当時、ちょうど私が担当いたしております、これ決定したのが、ここが6俵から7俵ぐらい取れるということで、その分をある程度補償せないかんということで、この8万円と、ここでいう反当り8万円という金額で決定させていただいております。

この分については、使用料である程度いただきますので、その分を市のほうで儲かる儲からんでもよかということで、基本的には、この金額で行うということでやっております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかに。

西依義規委員

まず教えてほしいのが、24ページの、先ほどありました鳥栖市農業再生協議会が、何をやってる団体かというのと、直接支払推進事業費っていうものが何なのかをちょっとお願いします。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

再生協議会でございますけども、この再生協議会は、鳥栖市、鳥栖市長を初め農業の協同組合、農協、あとは生産組合、機械利用組合、基山の認定農業者の会長、農業者の代表、農業委員会会長、土地改良区の理事長、農林事務所、三神の普及センターの所長、三神地区の共済組合の理事長、佐賀県農業組合の東部地区の中央支所の営農販売部長、鳥栖市の環境経済部長、集落営農組織代表という、農業に関するあらゆる機関の代表の方が集まって、これ設立をされております。これはもう国の施策のほうでこういうふうな、今後、再生協をつくって、事業を取り組むと。

今までは、県に補助金が行って、鳥栖市のほうに来て、鳥栖市が予算組んで支払うと。今

度、逆に再生協のほうに真っすぐ行って、お金を再生協のほうから分配するというような組織ということで、今度は平成 15 年ですか――に設立されております。

それで主な仕事というのは、減反の施策ですね。どのくらい配分するかとか、それと大豆、麦の生産体制緊急整備事業ということで、大豆、麦の機械の購入と。それと、担い手の育成確保と農地の利用、集積に関することと。それと、経営所得の安定対策の対象作物の生産数量の目標の設定に関することというような、大きくいいますと、農業振興に関する仕事をここで決定して行っております。

以上でございます。

西依義規委員

ではこの直接支払推進事業費っていうのは、県から来てそのまま再生協議会に行っているんで、そこはまだその団体がどんなこんないろんなことに使ってるっていう、市をただ通過するだけの補助金ということですか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

基本的にはこれは通過するだけの補助金でございます。それで内容的には、この再生協議会の事務費ということで、この 696 万円は支払うものでございます。内容的にはですね。

西依義規委員

では、もう一点。

別紙の 6 の林業のやつがありますよね、森林育成事業。これは 377 万円は、前はどこかの項目から出たのが、ここに移ったということでいいんですか。それとも新規で、全く何もなくて始まった事業なんですか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

これは、今まで鳥栖には鳥栖市森林組合というのがございました。鳥栖市森林組合につきましては、鳥栖市は補助は行っておりませんでした。それはなぜかと、うちのほうで事務局をもって、ほとんど活動が今までなされてなかったということで。

今回、新たに佐賀東部森林組合ということで設立されますので、今度新たにこの分については、平成 26 年度から新たにできる、支払う補助金でございます。

西依義規委員

新たに、今まで鳥栖市森林組合でやる必要……、は何をやってたんですかね、森林組合。その 370 万円分の何かをされてたんですかね。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

この森林組合につきましては、新たに森林組合が担い手となって、鳥栖市及び佐賀東部の神埼郡の森林を守っていくということで、担い手という意味合いで補助金を出すものでござ

います。

藤田昌隆委員長

わかりますか、今の。

西依義規委員

いや、これがこうなったんだよって説明していただければいいんで、今までは森林を保全してなかったわけじゃないでしょ。保全はされてないんですかね。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

今まで鳥栖の森林組合については、補助金は出しておりませんでした。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

実は鳥栖の森林組合ってというのは、昨年まで鳥栖の森林組合ございましたけども、これは御用組合ってという言葉悪いかもしれませんが、鳥栖市の職員で行っておりまして、この神埼地区の森林組合、佐賀、神埼のやつは、事務所も民間。それからそこに人が配置されて、実際に林業活動をやってたというものでございます。

国のほうの検査がございまして、鳥栖市における、市が森林組合の事務をやるのはおかしいんじゃないかという御指摘が国のほうからございまして、それに基づいて、森林組合の合併ということを含めて、鳥栖市の森林組合の中で検討した結果、合併がいいだろうということで話が進みまして、先ほど課長が言うような、ことしの平成26年4月1日から新たに合併して、新しい組織として発足しますので、それに対する鳥栖市の応分の負担をここで計上をさせていただいております。

以上でございます。

西依義規委員

その市役所の職員の方の人件費なりが、もう要らない——要らないっちゃうやいけんですね——なんで、この370万円分を組合に今度補助するようになったという考え方でいいんですかね。

何かをやってて、やらなかったのを新しくやるじゃって、今までやってたのを——ということですよ。じゃないですかね。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

今までは森林組合というものはございましたけども、実質鳥栖市の森林組合としての活動がございました。そういう活動をやらない団体はおかしいのじゃないかという国の指導がございましたので、新たに合併をして、新たに発足をした団体に鳥栖市の森林も一緒をお願いをするということで、今回から、自前の森林組合員をもって、作業班をもって、そして森林を守っていくということで、この補助金を算出をしております。

齊藤正治委員

今、ここに項目が上がっておる補助金の内容がありますけども、今後発生する補助金はどれとどれとどれが発生するのか、ちょっと。

藤田昌隆委員長

何ページですか。

齊藤正治委員

今の 26 ページの、参考資料でいえば 6 ページ。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

主要事項説明書の 6 ページをお願いいたします。

今後発生すると考えられるのは、一番上の森林整備担い手育成基金助成事業補助金、森林団体支援事業補助金、それと今後考えると、佐賀東部森林組合補助金の 100 万円については 3 カ年ということで、あとの下の 2 つについては、今後はプロジェクト事業をした場合は発生しますが、今のところ計画がないということで確認いたしておりますので、発生するのは、この 3 つでございます。

齊藤正治委員

そのうちのプロジェクトを、もう一回ちょっとこれ具体的内容を説明いただきたいと思っております。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

プロジェクト支援交付金につきましては、伐採した杉の木等の枝打ちをする機械でございます。伐採をした木に枝がいっぱいいつとっです。それを自動でこうぐるぐるぐるぐるやってその枝を切り取る機械と。これ実際、3 点セットということで、伐採をするやつと、その枝を打つやつと、それと今度は打ったやつ排出するやつ、この大きな 3 つの機械でございます。その伐採するやつと搬出するやつは平成 24 年に購入されております。大体、事業費が 1 億円です。

今回、その伐採したやつの枝を自動でどんどんどん切って、1 本の木にして、それを機械に乗せて搬出するという形で、その機械がもう耐用年数を過ぎてかなり古くなっておりますので、今回買いかえるという事業でございます。（「格納庫については、所在地」と呼ぶ者あり）

格納庫、所在地につきましては、ここ脊振でございます。脊振に、役場のちょっと手前から右に入ったところに、今現在、平成 24 年度に、杉の木を切って、持ってきた杉の木の自動皮むき機というのを、大きな機械を入れてあります。そこに事務所があるんですけども、そこにいろんな機械がございますけども、そこ、平成 24 年度に新たにつくったところござい

まして、そこに格納庫がございませんということで、今回そこに機械の格納庫を設置したいと。

齊藤正治委員

時間ですので、あれですけども、今、機械を導入されるということで、鳥栖市の要するにいわゆる全体の対象面積ですたいね。これを例えば導入したがために、ほんなら毎年どれだけのパーセントで大体、間伐が進んでいくのかっていうのを、後で結構ですので。

わかりますか、今。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

鳥栖市の事業計画につきましては、平成 26 年度にその計画について検討していくということになっておりまして、今後、計画がなされるものと考えております。

藤田昌隆委員長

ほかにございますでしょうか。

樋口伸一郎委員

もう一回。

18 ページの青年就農給付金で、最後、2 つ確認です。対象者と申請方式について、ちょっと 2 つ確認というか、教えてください。

まず、この対象者というか、就農者の 2 人とか入ってるんですけど、これ法人じゃないとだめなのか、と個人じゃないとだめなのか、もしくは経営者じゃないとだめなのか、経営会社でもいいのか、その 4 点を丸かバツかでもいいんで、教えていただきたいのと、それを申請するときにはどのような方法でやるのかっていう 2 点をお願いします。

山内一哲農林課農政係長

まず対象者につきましては、年齢が 45 歳以下で、農業所得につきましては、250 万円以下。個人の担い手につきましては、それに該当すれば対象となります。

法人の農業の経営者につきましては、法人の役員とかをされてる実際の経営者のみで、従業員とかは対象になっておりません。

申請につきましては、農林課のほうに、計画書とかを出していただいて、そこから計画書について審査を行った上で、県のほうに申請のほうを行って、給付金の支給を行っております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

法人に関してはわかりました。あと申請方式にしてもわかりました。あと、これ個人事業

でやってられる方はどうなりますか。例えば先ほどから出てきてるのは農業法人で、基里も……。(発言する者あり)

山内一哲農林課農政係長

個人の担い手につきましては、年齢 45 歳以下の所得が 250 万円以下の個人の担い手を対象としております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかにごございますでしょうか。

[発言する者なし]

それでは、よろしいですか。

本案に対する質疑を終わります。

今から休憩に入ります。

午後 0 時 4 分休憩

oo

午後 1 時 7 分開議

議案甲第 2 号 鳥栖市林道管理条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

再開します。

続きまして、議案甲第 2 号 鳥栖市林道管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

執行部の説明を求めます。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

それでは、議案甲第 2 号 鳥栖市林道管理条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

建設経済常任委員会資料をお願いいたします。こちらの資料をお願いいたします。

資料の 1 ページをお願いいたします。

この条例改正につきましては、森林基幹道九千部山横断線の一部区間の工事完了に伴いま

して、林道の施設の移管を受けたため、鳥栖市林道管理条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、この2ページの条例の案の新旧対照表をお願いいたします。

現行の九千部山横断線でございますけれども、平成19年度に移管を受けております。この九千部横断線を九千部山横断1号線と改め、今回、移管を受けます部分を九千部山横断2号線とそれぞれ改正するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページの図面でございますけれども、九千部山横断1号線につきましては、参考資料図の左下の御手洗水の滝の金の水橋からみやき町の町境までの1.2キロメートルまでとなっております。これは平成19年度に移管を受けたところでございます。

今回移管を受けるのは、基山町境の河内町の字石坂から河内町の字木の谷の大谷橋までの約3.2キロメートルでございます。参考図面の右上の区間となっております。この条例の施行日は平成26年4月1日となっております。

以上、御説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川原豊志委員

これに関しまして、例えば先ほどの当初予算にもちょっとあったかと思うんですが、この移管する部分の道路の、例えば、道路、それから側溝、安全施設等についての、例えば不具合等があれば、そこはきちんと、県のほうで整備をされた中で、移管するという考え方でよろしいんですかね。

井田 勝農林課長補佐兼農村整備係長

鳥栖市と佐賀県と移管協議を進めまして、現地立会の上、検査、独自の鳥栖市の立ち会い、県と鳥栖市の立ち会いにより、補修箇所とか、あるかないかとかの現地の検査を行って、もし不具合なところがあれば県のほうに手直しということで進めております。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

中川原豊志委員

まだ検査は行って……、多分どっか予算書にあったような気がしたんですけども、まだ検査はやってらっしゃらないんですよね。で、今後、不具合があった場合の工事は県のほうで

もつと。

そうした場合、条例が4月1日というふうな形なんですけども、受け取りについては、あくまでも工事が完了したあとしてという考え方でよろしいですか。

井田 勝農林課長補佐兼農村整備係長

移管手続は一応4月1日で行いますが、前回、補修をしていただいております。それ以降に、今ちょっと真ん中付近で橋梁工事があります。橋梁工事に伴い、重車両が通っておりますので、その後また若干の補修箇所が出ております。これを20日以降ぐらいに再度県のほうで手直し工事をやってもらうようになっております。

それでまだ、橋梁が完成するのは、ことしの6月、7月ぐらいになります。その後また出た場合は補修をするということで確約をとっております。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ないようですんで、それでは農林課関係議案の質疑を終わります。

ありがとうございました。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をします。

午後1時13分休憩

oo

午後1時14分開議

商工振興課

議案乙第9号平成26年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算を議題とします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫商工振興課長

それでは皆さんこんにちは。

平成 26 年度鳥栖一般会計補正予算、商工振興課関係分について御説明申し上げます。資料のほうは 30 ページでございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 4. 労働費県補助金 462 万 5,000 円は、緊急雇用創出事業交付金を活用し、文化芸術振興課が行う 1 事業に対する県からの補助金でございます。

次に、款 21. 諸収入、項 3. 貸付金元利収入は総額で 4 億 2,300 万 3,000 円となっております。目 1 から次のページの目 5 までにつきましては、のちほど歳出のほうで御説明をさせていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料は 32 ページをお願いいたします。

款 5. 労働費、項 1. 労働諸費、目 1. 労働諸費のうち節 14. 使用料及び賃借料の 110 万 2,000 円は、つばさ鳥栖による電波障害に伴う、85 世帯分のケーブルテレビ設備使用料でございます。

次に、節 21. 貸付金 8,500 万円は、勤労者の生活資金等の融資を行うため、九州労働金庫に預託するものでございます。

次に、款 7. 商工費、項 1. 商工費、目 1. 商工総務費の本年度予算額 8,344 万 7,000 円につきまして、主なものは環境経済部長並びに商工振興課職員、計 12 名分の人件費等でございます。

次に、33 ページをお願いいたします。

目 2. 商工業振興費のうち、節 11. 需用費 101 万 1,000 円の主なものは消耗品、印刷製本費などの事務経費や、企業との進出協定に伴う食糧費及び工業団地の維持管理に伴う光熱水費でございます。

次に、節 13. 委託料 185 万 8,000 円の主なものは、鳥栖西部工業団地及び鳥栖西部第 2 工業用地並びに鳥栖流通業務団地内のトラック待機場の樹木の剪定や草刈り、清掃等の管理委託料でございます。

次に、節 19. 負担金補助及び交付金 1 億 3,412 万 7,000 円の主なものについて御説明いたします。

資料は 34 ページをお願いいたします。

企業立地奨励金と環境保全奨励金につきまして、別紙の主要事項説明書 8 ページをお願い

したいと思います。

事業名、企業立地奨励金等とございます。前年度予算額が1億1,545万7,000円に對しまして、本年度予算額が1億2,329万9,000円。増減としましては、784万2,000円が増額となっております。この企業立地奨励金につきましては、この目的に書いておりますけれども、市内に事業所等の新設、増設、移設または移転を行うものに対しまして、企業立地奨励金並びに環境保全等奨励金などの奨励措置を行うことによりまして、本市における企業の立地を促進し、産業の振興、雇用機会の拡大を図るということとなっております。

事業の内容といたしましては、まず、2の事業内容の①でございます。企業立地奨励金、今年度につきましては、事業所等の新設や増設に対し、最初に固定資産税を課することになる年度の翌年度から3カ年、奨励金を交付するということとなっておりますので、16社、本年度、1億834万9,000円を交付することといたしております。

次に、②環境保全奨励金につきましては、流通業務団地への進出企業が緑地等を整備した場合に、1平米当たり2,000円の奨励金を交付することといたしております。限度額については1,000万円ということで、新年度は6社に対しまして1,495万円を交付することといたしております。

次に、資料の34ページに戻っていただきたいと思っております。

説明欄の3行目、創業革新セミナー事業補助金の110万円は、新規創業や経営革新を図るため、鳥栖商工会議所が行います創業塾、経営革新塾を開催する、対する補助金でございます。

それから下から4行目のイルミネーション事業補助金130万円でございますけれども、これは毎年冬の風物詩として中央公園で行われておりますハートライトフェスティバルに対する補助金で、鳥栖商工会議所へ補助するものでございます。なお、本事業に対する補助金額は例年100万円を補助いたしておりましたけれども、平成26年度は皆さん御存じのとおり市制60周年でございますので、その記念事業の一つとして実施をお願いしております。その関係で、本年度だけ、新年度だけは130万円を増額いたしております。

次に、商工会議所補助金260万円につきましては、市内商工業者の育成と近代化促進を図るため、商工会議所へ、次の中小企業相談所補助金390万円につきましては、中小企業者の金融、経営、経理等の経営全般の指導相談を行う中小企業相談所へそれぞれ補助するものでございます。

次に、節21.貸付金、前年と同額の3億3,800万円を計上いたしております。佐賀東信用組合融資預託金2,500万円と、1行飛びまして3行目の商工中金1,300万円につきましては、市内の中小企業及びその構成員に対する事業資金融資としての、それぞれ預託するものでござ

ございます。また、2行目の市小口資金融資預託金3億円につきましては、市内中小企業者の運転資金や設備資金の円滑化を図るための原資として、市内の7金融機関8支店に対し預託するものでございます。

次に、節28. 繰出金5,594万4,000円につきましては、産業団地造成特別会計へ繰り出すものでございます。内容につきましては特別会計で御説明いたします。

35ページをお願いいたします。

目3. 観光費、節7. 賃金171万3,000円につきましては、四阿屋や沼川河川プールが夏の開設期間中でございますけれども、この監視業務員などの賃金となっております。

次に、節11. 需用費160万円の主なものにつきましては、消耗品などの事務経費のほか、観光パンフレットの印刷製本費や観光地の維持管理に伴う光熱水費、修繕費などでございます。

次に、節13. 委託料377万9,000円の主なものでございますけれども、これは四阿屋遊泳場、御手洗の滝キャンプ場などの市内観光地の清掃業務やトイレなどの保守点検業務にかかる経費でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

節15. 工事請負費449万7,000円の観光施設整備工事費について御説明いたします。

別紙の主要事項説明の9ページをお願いいたします。

事業名、観光施設整備工事と、前年度予算額が48万3,000円、本年度予算額が449万7,000円で、平成26年度は401万4,000円の増額となっております。目的といたしましては、市内の観光地を適正に管理し、利用者の安全を確保するというところでございまして、新年度は5つの箇所についての工事ということになっております。

上のほうから説明いたしますと、四阿屋遊泳場浚渫工事につきましては、例年四阿屋の夏の開設前に行っておりました。今回新たに、下に書いてあります、4つについて行うことといたしております。

まず、東橋バス停の改築工事130万円は、平成7年に設置しておりまして、20年近く経過し、老朽化、またシロアリ等の被害を受けておりまして、今回、改築するものでございます。

九千部山登山等改修工事80万円は、市民の森から九千部へ向かう登山道の一部が損壊して、非常に危険であるということから、登山者の安全を確保するため改修する経費でございます。

次に、九千部山展望台塗装工事の60万円につきましては、九千部展望台が平成6年に設置した木製の展望台でございます。木製であることから、今後の健全な管理をするためにも、腐食や劣化を防止するために塗装工事を行うものでございます。

最後に御手洗の滝の擬木柵（転落防止柵）の取りかえ工事130万円につきましては、御手

洗の滝のキャンプ場から第一の滝まで登る登山道に擬木柵がございます。また、そのキャンプ場周辺には木柵がございまして、一部損壊、または木柵については老朽化ということになっておりますので、その改修に要する経費となっております。

それではまた資料 36 ページのほうにお願いいたします。

節 19. 負担金補助及び交付金 2,350 万 6,000 円の主なものについて御説明いたします。説明欄 5 行目の新鳥栖駅観光案内事業委託料 592 万 8,000 円は、新鳥栖駅観光案内所で観光 PR や来訪者のおもてなしを行うため、案内所にスタッフ 2 名を常時配置する人件費相当分を観光コンベンション協会へ補助するものでございます。

次に、コンベンション等開催補助金 150 万円につきましては、本市が人が集まりやすい、地の利を生かして、市内集客を促進するということで、また、地域経済の活性化を図ることを目的に、現在、コンベンション誘致、観光客の誘客に取り組んでおります。この補助金につきましては、そういったコンベンションを誘致するための奨励措置といたしまして、本市に 50 人以上が市内に宿泊する学術系の発表会や、スポーツ大会などコンベンションを誘致するための補助金でございます。

次に、観光コンベンション協会補助金 750 万円について御説明いたします。

別紙主要事項説明書 10 ページで御説明させていただきます。

本補助金は、観光コンベンション協会補助金でございまして、前年度予算額が 600 万円、本年度予算額が 750 万円、150 万円の増額となっております。主な補助金の内容でございますけれども、2 番目に事業概要書いております。鳥栖山笠、まつり鳥栖、長崎街道まつり、1 行飛ばしまして、とす弥生まつり、こういったイベントに対する補助金となっております。

先ほども申し上げましたけれども、平成 26 年度が市制 60 周年となっておりますので、鳥栖山笠に対しましては、例年 150 万円でございますけれども、新年度は 50 万円を増額いたしております。また、まつり鳥栖につきましては、例年 100 万円ところを、新年度は 100 万円の増額という形で補助をいたすことといたしております。

引き続きまして、観光コンベンション事業補助金 622 万 8,000 円について御説明いたしますけれども、今ごらんいただいていた主要事項説明書の 11 ページをお願いいたします。

事業名、観光コンベンション事業補助金、前年度予算額 1,080 万円、本年度予算額 622 万 8,000 円。457 万 2,000 円の減額となっております。先ほどコンベンションの奨励措置の補助金お話、御説明させていただきましたけれども、このコンベンション事業補助金につきましては、観光コンベンション協会補助いたしまして、コンベンションの誘致、観光客の誘客を行うことといたしております。

事業の主な概要について下に書いておりますけれども、まずはコンベンションの誘致を促進

を行うということで、新年度は基本的には、九州規模を中心とした、学術、文化、スポーツ大会等の誘致を行うこととし、下に書いております、3つの柱で事業を実施したいと考えております。まずはコンベンションを誘致する活動、身近な団体等への営業を図っていききたいと。

次に誘致が決まりましたら、開催を含めて、開催までの支援を行っていく活動、開催の相談、宿泊紹介、補助金のサポートといったものを考えております。

それから、開催が終わった後も、継続して開催をしていただくような支援を行うということで、開催団体のアフターフォローを行っていくというこの3つの柱で新年度から取り組んでいきたいと考えております。

また、合わせまして、情報発信などを行っていくことといたしております。

一番下に補助の内容を書いておりますけども、今回はコンベンション誘致に係る人件費として2名分394万円、そのほかにPR活動費、事務経費として228万7,000円をお願いいたしております。

それでは資料36ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

下から2行目の九州まん祭補助金でございます。九州まん祭につきましては、鳥栖青年会議所で行っていただいておりますけども、新年度は市制施行60周年記念事業の一環として位置づけをさせていただいております、100万円を補助することといたしております。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西依義規委員

説明資料の10ページの山笠、まつり鳥栖増額と別の項目、イルミネーション事業にプラス30、九州まん祭に100万円っていう、ついてますけど、市のほうから、何らかのこう、例えば山笠やったら。

そういう姿勢……、これ、委員長向いていいんですね。

藤田昌隆委員長

いやいや、向こう見て言ってください。

西依義規委員

何らかの、周年だからっていう働きかけをされたのかどうか、その使い道について問うのか問わないのか、その辺はどうなんですか。

佐藤道夫商工振興課長

まず市制 60 周年記念事業としての位置づけについては、平成 25 年度、本年度ですけれども、関係団体と協議をしまして、まず市制 60 周年としての事業として位置づけをしてよろしいでしょうかという御相談をさせていただいております。

その中で協議をいたしまして、まず山笠につきましては、市制 50 周年のときも行いましたけれども、山車に――何て言うんでしょうか――幕を張ってるんですけども、今も多分市制 50 周年の記念したときの事業のマークが張られております。それを今回新調するという形で 50 万円を増額をさせていただいております。

また、まつり鳥栖につきましては 100 万円増額をしておりますけれども、これについては例年のまつり鳥栖と内容はほとんど一緒かもしれませんが、60 周年記念の一環として、イベントの最後、まつり鳥栖の最後に花火を上げようじゃないかということで現在計画をしております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

はい、わかりました。

中川原豊志委員

34 ページ、まず企業立地奨励金と環境保全等奨励金についてなんですけれども、今年度は企業立地奨励金 16 社を予定、それから環境保全 6 社を予定ということなんですけれども、この中で、継続で企業立地のほうは支払いをする企業もあろうと思いますし、新規の分も計画があるかどうかわかりませんが、その新規の分と継続の分がわかれば、両方とも教えてほしいなと思います。

佐藤道夫商工振興課長

企業立地奨励金につきましては、16 社のうち、平成 26 年度が 1 年目となる企業が 12 社でございます。2 年目が 2 社、3 年目、最終年が 2 社、以上 16 社でございます。

環境保全奨励金につきましては、この企業立地奨励金を最初に払う年度に交付いたしますので、すべて新規、1 年目ということでございます。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

続けてよかですか。

企業立地奨励金等まだ、特に姫方のほうのグリーン・ロジスティクス・パークのほうはほ

とんど完売ですけども、まだ空いてるところも、即戦力等もございます。その辺のところの誘致状況をちょっと確認だけさせてもらっていいですか。

佐藤道夫商工振興課長

西部第2工業用地の分譲状況ということでございます。現在、もう御承知かと思えますけど、まだ進出協定まで至っておりませんが、企業からの引き合いは多数ございます、実際ですね。しかしながら、特に最近では鳥栖市内、流通業の問い合わせ、引き合いが多い状況でございまして、面積の規模、今分譲してるところが約3,000坪の2宅番でございまして、引き合いが多いのが大体5,000坪から1万坪とか、そういった規模のオーダーといいたいでしょうか、引き合いが多い状況でございます。中には1,000坪という企業もございますけども、そこがうまくマッチングしないという状況でございます。

ただ、引き合いは多数ございますので、その中で税金、雇用が多数見込める企業を誘致したいと、今努力をしてるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございます。

せっかく造成をした、名前は即戦力というところでございますので、ぜひ誘致のほうに力のほうを注いでらっしゃると思いますが、今後も引き続きよろしくお願いします。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにございますでしょうか。

西依義規委員

観光コンベンション、観光事業についての方針というか、一般質問でもどなたかされてたみたいなんですけど、補助金は減額ですよ、これはどういう意図で減らされ……。市が独自にやる部分がふえてきて、コンベンションを減らしたのか、もともと観光事業を減らしているのか。どういう意図で減っていつているのかを教えてください。

佐藤道夫商工振興課長

今回、観光コンベンション事業補助金につきましては、約450万円減額をいたしております。昨年度まで3名体制でお願いをしておりました。新年度は2名分ということで、1名減をしたという形にはなっております。

ただ、しかしながら、その事業内容自体が、レベルが低下したとかいうことではなくて、2名で、観光コンベンション、特にコンベンションの誘致に関しては、進めていけるという判断のもとに、その人件費1名分を削減させていただいたという基本的なところでございます。

それに伴って、事務経費を若干減額させていただいたというところでございます。

以上です。

西依義規委員

では、去年の1,000万円でコンベンション……、そのどれぐらいのコンベンションがあったというのはわかるんですか。1,000万円使ってこれぐらいの効果があったって。

佐藤道夫商工振興課長

1,000万円使いましてどれぐらいの効果があったかという御質問ですけれども、コンベンションにつきましては、営業かけて、すぐにじゃあ鳥栖でやりましょうという動きには結びつかないというのが現状でございます、特に——特にと言いましようか——九州7県で持ち回りのコンベンションとかあったりしますので、その数年先を見越した上で、例えば佐賀県内で行うという団体ございましたら、その中で、基本的には佐賀市とかが一番多いんですけども、それをどうにか鳥栖市で開催していただくような働きかけを行うとか、そういった営業を今やっております。

ですので、昨年度の1,000万円が、今、皆さん方にお示しできるような効果は持ち合わせておりませんが、今後そういった、これまでやってきた活動が今後、鳥栖市にコンベンションが開催されるものということでがんばっておりますけども。

コンベンションの補助金につきましては、申し上げますと平成25年度が5件、鳥栖市で九州大会、全国大会等が開かれております。新年度につきましては、それ以上のコンベンションの誘致を図っていきたいと考えております。

以上です。

西依義規委員

何でも本当おっしゃるとおりだと思うんですね。けど途中で引いたようなイメージだんだんで、そこまでお金を入れたのに、今引くのかなと思うのは、その人件費を3名から2名にされただけでしょうけど、これ、トータルは幾ら、こういうとこ今聞いていいんですか。トータル幾らぐらい観光コンベンションに、何年間にかけて、これぐらいしてっていうので、そろそろ2人にしよう、いや3名にふやそうというのはどういう形で判断されたのかなと思って。

佐藤道夫商工振興課長

これまでの観光コンベンション協会に対する補助金ないし委託料、平成21年度から緊急雇用事業によりまして、国の緊急雇用になるんですけども、それと新鳥栖駅の開業もちょっと控えておりましたので、平成21年度から取り組みを開始しております。

平成21年度で概算で申し上げます。1,400万円程度、職員7名体制でございました。

平成 22 年度になりますと、3,440 万円、職員体制が 16 名。

それから平成 23 年度で申し上げますと、約 5,000 万円、職員が 18 名。

平成 24 年度で緊急雇用事業が、ふるさと雇用っていうのがなくなりまして、平成 24 年度から緊急雇用事業に変わっております。そのため、今まで行ってきた事業が終わりまして、改めて新鳥栖駅観光案内事業や観光イノベーション事業といった事業を行いまして、2,880 万円で職員 9 名で行ってきております。

平成 25 年度が 2,680 万円で 9 名体制で行っております。本年度が 1,960 万円で職員 7 名でございます。そのうち当然、新鳥栖駅の案内所であったり、アウトレットにもコミュニケーションコーナーというのは設置して、そこに案内所がございましたので、その人数も今の分には含まれておるんですけども、ここ最近では大体 7 名体制、9 名体制で行ってきております。

今回、新鳥栖駅案内所と合せて観光コンベンション協会事務局を 2 人、市の職員を 1 名配置しておりますので、これには入っておりませんので、一応 3 名体制で協会の運営をやっていくということでございます。

以上です。

西依義規委員

いや、僕はこの事業をどうかっていうところの時期に来たんで、こういうふうになってるのかなと思うんで、チャレンジすることは全然いいと思うんですよ、それやって 5 年間やって、なら、少しこうやり方を変えるなり、今までの手法、やみくもに営業……、何かそういうのは考えられたのかなっていうのは。

佐藤道夫商工振興課長

そうですね、今まで委託料という形で観光協会に事業を投げておりまして、昨年から補助金という形で 1,080 万円補助しております。これまでの協会で行われた営業手法であったりとかやり方についても議論を相当やってきております。そういった中で、やはり商工振興課の観光行政に携わる人間も積極的に関与しないと、この事業を推進する上では非常に難しいだろうという判断をいたしまして、当然、新年度からは 1 名減らしておりますので、課の職員も積極的に関与してやっていこうと、協働して連携してやっていこうということで 1 名減らした上で、進めていくという考えのもとに成り立っております。

藤田昌隆委員長

はい、そいじゃよろしいですか。

だめ、(発言する者あり) そうそう。

中川原豊志委員

すいません関連で。

西依議員が言われたんですけども、要はこの観光コンベンションですけども、内容的にはコンベンション等の誘致を推進するために助成というふうな形になってますけども、今までは委託っていう話もちよっとされとったんですけど、委託というのは、市の事業として考えてるんでやってくださいと。でも、補助金となると、そういう事業ばしよんならやりたいという考え方かなと思うんですけども、逆にこういうコンベンション等を誘致するために努力してくださいって、我々これを考えてるけんっていう形だったら、委託のほうがよろしいのかなと思うんですが、委託と補助の考え方をちよっと確認をお願いします。

佐藤道夫商工振興課長

委託に関しましては、市のやる事業を他の団体、業者に委託をすると、全面的にですね。そのかわりに、その成果、反対給付を求めると、成果物を求めるという形ということでございます。

補助金にございますと、同じ観光、この場合でいいますと観光行政、コンベンションの推進を図る上を担う、観光行政を行う団体として、ふさわしい団体として補助をします。その事業をやりたいというのを公益上必要と判断したために補助をしますということでございますので、非常に似通ってはいるんですけども。

委託になると全面的に委託している部分に対しての成果をきちっと反対給付を求めるという形になりますけども、補助事業に関しては、その観光行政を担う、それが公益に必要と判断した場合に補助するという観点から、よくは似てますけど、そういったところが違うと。

向井道宜商工振興課商工観光労政係長

補足ですけども、一般質問の中でも答弁させてもらったんですけど、協会の機動性なり民間的なノウハウというものをある程度尊重する部分があるだろうと。行政は行政としての観光行政を課題解決してもらおう部分もあると。委託で単なる市の仕事の代替わりというよりも、一部民間的な機動性だったり柔軟性だったりというところを尊重する必要があるということで、補助金という性質のものを今回使わせてもらってるというふうに理解しています。

以上です。

中川原豊志委員

この事業も3年目か4年目になろうかと思えます。多額の金額をね、補助してる関係上、その事業がすることだから補助でいいんだってなると、僕はチェック機能が弱いんじゃないかという気がするんですね。やはり、委託のほうが、やっぱり市が求めてるものをいかにやってるかという形をチェックできると思うんですけども、もうそろそろね、やっぱりこの事業、もう2年も3年もやってるんであれば、それなりの誘致、コンベンション等のね、誘

致の実績を本当に求めないと、単にその観光コンベンション協会にお金をやってるだけになりゃせんじゃろかという不安を持っています。

ですから、もう少しね、きちんとチェック機能も入れてやるようにするか、もしくは、僕は補助っていうのであれば、鳥栖で何かを、コンベンション等をされるという団体を誘致して、そこに補助する。極端な言い方しますと、鹿島みたいな形で大学駅伝のチームを誘致する、そこには宿泊とか遠征費の補助を最大 100 万円までするというふうな取り組みもされております。

そういった、観光コンベンション協会に営業活動するために補助するんじゃなくって、その来てくださる団体に補助するような仕組みを考えてもいいんじゃないかな。これももうあくまでも提案でございますけども、そのお金の使い方、委託がいいのか補助がいいのか、再度その辺は検討していただいてもいいのかなと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。返答要りますか。

中川原豊志委員

はい。考え方があれば。

佐藤道夫商工振興課長

今御指摘いただいている点も含めまして、今後のコンベンション誘致活動に推進を図っていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

森山 林委員

すいません、お尋ねです。

今、36 ページですね。新鳥栖駅の観光案内事業補助金が昨年まで 500 万円やったですよ、500 万円。今度、520 万円ということで、先ほど聞きますと、2 名ほど、おもてなしのためにスタッフを準備すると。今現在、何人ですかね、4 人ぐらいですかね。

佐藤道夫商工振興課長

平成 25 年度のスタッフの体制につきましては、平日が 2 名、土日が 3 名で行っております。平日が 2 名で、土日祝日が 3 名体制でございます。

森山 林委員

すると、今回また 2 名プラスするわけですか、スタッフを。

佐藤道夫商工振興課長

新年度からは、新鳥栖駅案内所のスタッフについては、平日も土日祝日も 2 名体制で行う

ということになります。予算を計上させていただいております。

森山 林委員

平日も2名……。そしたら、結果的には少なくなったほうですかね。中身の事業展開がこうされるのか。

佐藤道夫商工振興課長

職員が1名、土日祝日減るわけで、予算自体は上がっているということでございます。

御説明いたしますと、新幹線開業してから平成25年で、2年と数カ月になりすけども、これに関しましては、県のほうから、中で物産品のお土産等の展示即売を行っております。それに関しましては、県の補助をいただいて、1名分を補助金をいただいて運営をしていたということなんですけども、それが本年度で補助が打ち切られるということから、新年度からは市の単独、単費で行うということから、2名体制を実施していくということで、この予算計上の形になっております。

以上です。

森山 林委員

はい、それはわかりました。

それから次よかですかね。コンベンション等開催補助金、これがずっと過去を見ても、平成24年は大体65万円、平成25年は105万と円。今回は150万円でされております。何か件数、このときにみえるあれが、大体予定があるかどうかお尋ねいたします。

佐藤道夫商工振興課長

今まで平成23年度が6件で、平成24年度が3件、平成25年度が5件ということで、中には継続して開催をしていただいている団体がございます。そのほかには持ち回りで回ってきたコンベンション等もございます。また、新規で開催された分もございます。

先ほど来御説明しておりますけども、単純に来た団体を見逃すのではなく、次回にもつなげていただくように、今回開催支援等を行っていくことしておりますので、これまで、開催をしてもらった団体に対して継続をしていただくということで、件数をちょっと多めにいただけるだろうというねらいもありまして、増額の150万円、約10件程度を見込んで、予算要求をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

森山 林委員

一応10件ぐらい予定しとるっちゅうことですね。大体はね。

佐藤道夫商工振興課長

はい、そのとおりでございます。

森山 林委員

はい、わかりました。

もう一つ。これは……、こっちの参考資料でいきましょう、もう。参考資料、出されている分で。10 ページ、参考資料の 10 ページね。

観光コンベンション協会の補助金ですね。これが昨年 600 万円であった中で、今回 750 万円されてる中で、150 万円ふえております。これはここに、鳥栖山笠に 50 万円、まつり鳥栖に 100 万円プラスになっております。これは中身的にはもちろん当然 60 周年記念というものを含めたところの予算と思いますけども、どういった中身的にされるかは、まだ全然計画されとらんですかね。

佐藤道夫商工振興課長

先ほどちょっと御説明したかと思えますけれども、繰り返しなるかもしれませんが、山笠につきましては、50 万円増額した分については、山車のまわりの飾り幕を新調するというところでございます。それからまつり鳥栖につきましては 100 万円につきましては、まつりの最後にフィナーレとして、花火を打ち上げるということの内容で増額をしております。

以上でございます。

森山 林委員

はい、はいわかりました。

そしてもう一つ。花火大会で、久留米があつときに、筑後川花火大会に補助を 70 万円ずつとやっております。今回は、これにはうちの 60 周年という冠は全くつかんですかね。予算的にはそのまま 70 万円上がっておりますけども、これはもう以前から、久留米からは幾らかでも値上げの要望はあつとらんですか、この件は。

佐藤道夫商工振興課長

久留米の花火大会につきましては、ことしも今 70 万円をお願いしておりますけども、それ以上の要求がきております。しかしながら例年どおりの 70 万円という形で、市としてはお願いをします。先ほどありました 60 周年記念事業につきましても、検討はいたしましたけども、花火大会の中で鳥栖市がすると相当の費用がかかるということから、ちょっとそこは見送りさせてもらったということでございます。

以上です。

森山 林委員

はい、ありがとうございました。

西依義規委員

新鳥栖駅の観光案内事業の説明は先ほど受けたんですけど、商工振興課のいろいろ見てる

と、例えばシティーミュージアム構想とか、観光パンフをつくりますとか書いてあって、例えば今の鳥栖駅に観光案内所を置かなくて、ありますか、新鳥栖駅に置くっていう、鳥栖市の何か、なぜ新鳥栖駅があって、鳥栖駅にないのかっていうお答えできますかね。

佐藤道夫商工振興課長

最初に観光案内所ができましたのは、プレミアムアウトレットができたことを契機に、まずフードコート内といいたいでしょうか、中央の利便施設でございます。その中に、観光案内所をまず設置をしたというところがございます。そこでは観光案内所を運営しておりましたけども、新鳥栖駅が設置されるということを契機に、アウトレットから新鳥栖駅へ移したと。新鳥栖駅を起点に、当然佐賀県の唯一の新幹線の駅でございますので、そういった観点も含めて、佐賀県の入り口っていいでしょうか、ゲートウェイといいたいでしょうか、そういった観点も含めて、観光案内所を新鳥栖駅へ移したと。

その背景にはもう一つは、北部九州の旅は鳥栖駅から始まると、北部九州の横軸を連携させたものを新鳥栖駅でつくっていいこうという構想の中に、案内所を設置しております。

鳥栖駅につきましては、施設等の配置場所とかも含めて、非常に困難かとは思いますが、今までなかったという背景については、ちょっと承知しておりませんが、新鳥栖駅が遠方のほうから来られるお客さんが多いという観点も含めまして、現在は新鳥栖駅内に設置をしているという状況でございます。

西依義規委員

例えば、シティーミュージアムとか見たら、まちなかを歩くとか、鳥栖市の中心部を核とした観光をされてるのに、そっちには何もなくて、遠方のほうに力を入れられてるような気がするんで、それに何らかの思惑があってされてるのかなと思ったんで、質問させていただきました。

できますなら、実際鳥栖に降りる方はどの駅からが一番多いんですかね。遠方、大阪より向こうとしてですよ。新鳥栖駅なんですか鳥栖駅なんですか。

藤田昌隆委員長

わかりますか。

佐藤道夫商工振興課長

ちょっと詳しく内容を把握しておりませんが、当然鳥栖駅で降りる方、新鳥栖駅で降りる方まちまちで、新幹線が開業してからは、かなり新鳥栖駅で降りる方、博多駅から直通便、関西方面から直通便も出ておりますので、かなり新鳥栖駅がふえていると。ただそのどちらが多いかという数値は把握はできておりませんが、JR自体も今はもう乗降者数を発表しておりませんので、（発言する者あり）その実態については把握しておりません。

西依義規委員

一般質問でさせていただいたんですけど、そういうのが僕大事だと思うんですね。どの駅から。そこに置く。たまたまスペースがあったんで、そこに2名常駐しても、あんまりあっちのほうに怒られるかもしれないですけど。要はそこに使い勝手が……、なら鳥栖駅で下手したらランチの案内とか、もう本当に観光っていういろいろあると思うんですね。そういったので、僕はそっちを検討してみて、結果土地がなかったけんだめだったとならわかりませんが、検討をされる方向は今後あるのかないのかだけお願いします。

佐藤道夫商工振興課長

現在のところは新鳥栖駅のみの運営と考えております。(発言する者あり)

内川隆則委員

今の続きの話。鳥栖駅が2割減って、その分が新鳥栖駅にそっくりいったというのがもうはっきりした数字ですよ。ですから、全体的にふえてるわけでも何でもない。

そこで今の観光案内所、12月も私言ったけどね、あれ見よったらね、もうセブンイレブンのほうが圧倒的に皆さん寄って、ほぼほとんど閑古鳥、あの2名のところ。だからあれは……。必要ないっちゃ言いよらんですよ。だからもう少し工夫をしないかん……。物産でも年間どれだけ売れよっちゃろかと思うわけよ、ね。チラシはね、ぱっぱぱっば持って行く人は、勝手に持って行く人はおるかもしれんけれども。もう少し工夫が必要じゃと思うな。何にもならんような今の状態と思う。ありゃ空き家にしとってもよかちゅうような感じ。だからもう少しその辺、真剣に駅と話ばしたりしてさい、もう乗降客なんかすぐわかつとやけん、月、年間。だからそれはぜひお願いしたいと思います。

もう一つは、九千部山登山道の改修工事というふうなことで、予算が上がってますが、80万円ぐらいでどこぼするやろかというふうに思うんですけども。私も年間何回か九千部には登ってますけどね、立石部長から去年は、ことしか、九千部山の木を切ってもらったんですけども、いや、次、石谷山です。石谷山。石谷山も登ったってね、何も見えはせんわけ、木が太り過ぎて、登った意味がなかわけ。そいけん、石谷山もね、ぱっさりね、ことしは切ってもらいたいという希望がいたします。

それで、九千部道もね、もうこう荒れとったいね。たった80万円ぐらいで、とてとてもどこぼすっちゃろかちゅうふうには思うけ、その辺も含めて、やらなくちゃならんというふうな思いですけども、皆さん方の意気込みが弱かったけ、80万円しかないわけだろうという数字しか見とらんですけどね、私は。

そういう面では、九千部もね、半分以上は福岡県から来よるけんね。そういう面からすると、やっぱ伐採もしっかりせんとでけんだらうというふうに思いますので、その辺のちょっ

と意気込みば聞かせてくれませんか。

佐藤道夫商工振興課長

今回お願いしております80万円につきましては、本当に市民の森から登山道ちょうど入り口のところが、谷の部分が崩落しております、登山道自体がなくなっているという状況でございましたので、そこを登山道が安心して歩けるように改修するという工事費でございます。

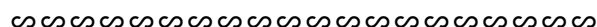
立石利治環境経済部長兼上下水道局長

休憩をちょっとお願いしたいんですが。

藤田昌隆委員長

了解しました。ほんじゃ、暫時休憩で。

午後2時6分休憩



午後2時11分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

ほかに。

齊藤正治委員

この予算書を見ても、いわゆる市内の中小零細の経済対策ですね。消費税が来月から上がるわけですが、経済対策が公共の役割というか、行政の役割があるわけですが、それに対策がなかなかとれてないということで、一つは購買意欲が落ち込んでいくであろうというように思うわけですが、この間からプレミアム商品券の話がありましたけれども、あれ以外に、例えば、プレミアム商品券はなかなか景気対策にならないよということであれば、じゃあそのかわりに、何かあるのかっていうのをやっぱり考えていかなければならないと思うんですけども、そこら辺たいがどういう検討をされてるかっていう、有識者を呼んでどうするかとか、そういった検討はされてるのか。それとももうこのまま放置されるのか、わかりませんけども。

公共投資も少ない中で、それに対して、いわゆる商工業担当でございますので、商工振興課としてはどのような考えをお持ちかという、お尋ねしたいと思うんですが。

佐藤道夫商工振興課長

それは商店街という概念でよろしいんでしょう……。〔何でも結構です〕と呼ぶ者あり)

はい、それでは商店街につきましては、この予算にも上げておりますけども、商業活性化推進協議会という協議会を立ち上げまして、いろんな視察やったり勉強会、そういったものを商店主も含めまして、巻き込んで、いろんな議論はいたしております。

ただ、今のところ具体的に、これをやっていこうとか、そういった方針がまだ現在固まっていないというところで、今後の方策について今議論をしている段階でございます。

消費税に関しましては、ちょっと今のところそんなに具体的な議論はやっておりませんが、商工会議所のほうでこの前、一般質問の答弁でもありましたように、勉強会、研修会をなされております。そういったことで、今後、消費税が8%に上りまして、また再度10%に上がるということで、当然商業者、消費者と協議しながら、具体策を検討していかなくてはならないのかなとは思っております。今の段階ではちょっと具体的な方策については持ち合わせておりません。

以上でございます。

齊藤正治委員

私から言えば、非常に悠長な話で、もう間もなく4月が来るわけですが、極端におそらく落ち込むであろうというように思うわけですが、その後、問題はじゃあ6月の補正で出てくるか出てこないかわかりませんが、これを本当にそのままとったらどのような活性化をしてるか議論をされてるかわかりませんが。

いずれにしても専門家ばかりじゃなくて、やっぱり一般消費者の消費意欲が落ちることが最大の景気になるのか不景気になるのかっていうのは、そういったところが鳥栖市そのものが活性化していくかどうかっていう話だと思うんですけども。

そういう観点に立って、やっぱり行政はやっぱり予算っていうか、税金を握ってるわけですので、それをいかに活用していくかっていうことを、やっぱり真剣に考えていかないと、商工会議所も――私も商工会議所の議員じゃあるんですけども――なかなかそこまで話が進んでないと思うわけですね、これだけなるっていうふうに。それを含めて、やっぱり行政担当としては、リーダーシップをもっととっていいんじゃないかというように思うわけですが、そこら辺について、もしお考えがあればお聞きしたいと思います。

佐藤道夫商工振興課長

我々としても、特に中心商店街の活性化というのは非常に大きな課題でございます。ただ、行政がこういうことやって、やりたいとかやっってくださいとか言っても、実際動かれる商業

者、周りの方々が動かない、動かないっていうのはおかしいんですけども——その理解が得られないというのが今非常に困っているといいましようか問題であるのかなと。

お互い話をしながら、同じ方向性を向いてやっていかないと、うまくいかないのかなどの思いで、ちょっと今、現場の方々と協議をさせてもらっているという状況でございますので、できれば積極的にアドバイスとか助言はしていきたいと考えておりますけども、そこをうまくちょっと同じ方向性に向いていきたいなというふうに思っておるところでございます。

齊藤正治委員

いわゆる公共の金を使うっていうのは、いわゆる民間を呼び起こす誘い水になるということですね。そういう観点に立って、いかに民間の力を引き出していけるかっていうところだと思っておりますけども、そういったことも含めて、やっぱり急激に落ち込まないようにと言っても、わずかな時間しかないわけですけども、そこら辺をよく検討していただいて、市長部局ともども財政課ともども検討をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

齊藤正治委員

はい。私はいいです。

江副康成委員

33 ページの節 13. 委託料の企業信用調査委託料 11 万 4,000 円。この委託先と、件数といえますか、内容を教えてもらっていいですか。

下川広輝商工振興課企業立地係長

委託料の企業信用調査委託料の件なんですけど、こちらのほうで、一応年間 5 件分ということで、調査委託料をつけております。

以上です。(発言する者あり)

委託先は帝国データバンクとなっております。

江副康成委員

年間 5 件分ということで、それはどういった目的の調査に使われてるのかなあと思っていますね。

下川広輝商工振興課企業立地係長

企業からの引き合い等がございましたら、その企業のほうの調査を行っているところです。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

江副康成委員

進出先の企業の調査ということなんですけども、そういったときに、裏のほうの情報、表のほうの情報っていうか、企業のほうは当然、会社案内とか、こうこうこういう業績でとか、どこまで言われるかわかりませんが、その裏づけとして、そういったところの裏の調査をやっているということなんですか。

佐藤道夫商工振興課長

この帝国データバンクからいただける企業の資料なんですけども、ちょっとこれ出せませんけれども、社長さんの性格だったりとか細かい情報が入っておりまして、今後の将来性とか取引先とか、そういったものが非常に細かく載っておりまして、それを参考に、この企業が誘致するにふさわしいかというのは、ちょっと語弊があるかもしれませんが、有力な企業なのかというのを判断をするための資料として、使わせていただいております。

江副康成委員

そういった目的であれば、ぜひもっとふえるっていうか、活発にやってもらいたいなど。少しでも、こちらのほうにひっかかりっていうか、あればやっていただきたいということと、あと一つは、既に来られてる企業さんいらっしゃいますよね。そういったところの表の情報、裏の情報っていうか、安い調査費で定期的にずっと流しているような情報もあるから、そういったところ使うなり、あるいはもう既に法人住民税とか、出されたと思うんですけども、そういったこの法人住民税とかそういったところからの業績みたいなやつはそちらのほうで把握はできるんですか。よくわかんないんですけど。

佐藤道夫商工振興課長

基本的には地方税法で、その企業さんからの承諾がないと調査できないことになっております。

以上でございます。

江副康成委員

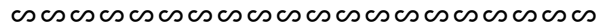
もう最後なんですけども、企業の財務内容を見ていて、当然そういったところが変化して、悪くなったりすると撤退とか、いろいろありますので、来てもらうことに対しては、こういうやつで果敢に挑戦していただきたいし、もう来られてるところは、もう変わりなくうまくやられてるのかどうかというやつ、両方、両にらみで、見守っていただきたいなど、意見要望させていただきます。

終わりです。

藤田昌隆委員長

ちょっとすいません。休憩を入れます。

午後 2 時 21 分休憩



午後 2 時 29 分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

ほかに御質問のある方は。

樋口伸一郎委員

33 ページのさっきの江副議員から質問があったことに関して関連です。

委託料の企業信用調査委託料の件で、データバンクの話が出てたんですけど、そのデータバンクで誘致のためにデータをとっているような認識受けたんですけど、商店街とかで事業なさってる方とかもデータバンクに登録されてる方いるかと思うんですよ。そういった商店街の情報というのはデータバンクから見たりはされてますか。

佐藤道夫商工振興課長

この予算につきましては、企業誘致のための 5 件程度の企業情報等の取得のための費用でございまして、よりまして商店街の各個店の情報については、これではちょっと把握はできておりません。できないといいましょうか、計画はいたしておりません。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

そしたら、提案っていうか——になるんですけど、こちらの予算についてはわかったんですけど、例えば、先ほど議長からも提案があったように、何か新しいことを活性化のためにやっていかないといけないというか、そういうのも出てたんで、で、執行部の方からは、社長経営者の内面的な部分もわかるとこはあるって言ってたんで、そういった協力をしてくださりそうな商店街の事業者の情報等がわかれば、例えば協力を求めて、活性化のために商店街と行政で手を取り合って、何ができるかとかの協議に入っていけたりしないかなと思いましたんで、この予算でできないのであれば、ここではできないでしょうけど、今後そういった生かせるようなものがあれば、生かしてリンクさせていくっていうのを念頭に置きながら進めていってはどうかという提案にかえて終わります。

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

そいじゃよろしいですか。

34 ページ、環境保全等奨励金なんですが、これはこの奨励金の目的は、進出企業ふやすと、ふやしたいと、上の企業立地奨励金とセットになってると思うんですよね。セットになるのはわかるんですが、今この緑地率、要するに企業内での。おそらく 30 年前までぐらいが全体の 15%が緑地っていう数字があって、今 25%ぐらいになってるんですよね。そういう中で、鳥栖企業を見てみると、結構新しく工事をつくったり建てかえたりっていうことで、緑地率も考えて、ふやされてるんですよね。

進出企業ももちろん目的もわかるし、その効果もあるというのはわかるんですが、そういう既存のところに關してのいろんな奨励金とか出されると、私もっと、緑化率を今、22%とか、あと二、三%ふやせば、するところが出てくるんじゃないかと思ってるんですが、それに関してはいかががでしょうか。

佐藤道夫商工振興課長

環境保全等の奨励金につきましては、G L P 内が今回実績で 6 社挙がっております。実は製造業に対しても出せるような制度上の設計はしております。このように規則上はですね、はい。それを適用するかどうかは進出協定があるかないかという大前提がございますので、今、委員長から御指摘がありました件につきましても、特にやっぱり工場、特に土地が狭くなって、増設を図りたいと、そういった要望の中で、緑地をどうしても確保できないとか、そういった企業さんからの要望等、どうにかならないかと御相談を受けております。

そういう中で、どういう方向でいくかと。その奨励金を出せば、緑地は出せるんですけど、実際土地がもうないという状況の部分もございますので、逆に言うと、今現在 25%確保しなくてはいけないという状況でございます。これは条例によって、緑地率を緩和できる措置もございますので、それを今後検討していかなくてはならないということは今考えております。

ほかの自治体もそういうことを検討、実施しているところもございますので、そういった方向で進めていきたいなと考えております。

藤田昌隆委員長

ぜひよろしく申し上げます。

次なんですが、ちょっと教えてほしいんですが、四阿屋の監視員の料金、四阿屋とそれから河内ダムの上の河川プールの部分で、農林課では、河内ダムの上の河川プール、監視料っていうのが出てたんですよね。

35 ページが商工振興課の四阿屋、沼川遊泳場等の監視ですよね。それで農林課のほうでは、河内ダムの河川プールというのが 22 ページですね。

これ、河内の河川プールも商工振興課の、なんか管理下に入るような気がするんですが、これで何でこうを違うのかな。ちょっと教えてくれませんか。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

河内ダムは防災調整のためのダムということで農林事業のほうで、県のほうで整備をされましたので、その維持管理については、市の農林課のほうで行っておりますので、河内の河川プールにつきましても、県の農林部門のところで整備を行っていただきまして、管理を農林課のほうで行ってるということで、農林課のほうに予算を計上させていただいているところでございます。

藤田昌隆委員長

わかりました。そういう意味で……。

じゃあごめん、賃金は一緒なんですか、6,770円。

佐藤道夫商工振興課長

はい、賃金単価は日額6,770円で同額でございます。

藤田昌隆委員長

これは8時間労働。

佐藤道夫商工振興課長

はい、9時から5時までの業務になっております。ですから、8時間でございます。

藤田昌隆委員長

8時間っていうことは八百幾らつくんですかね、(発言する者あり)これ。いや、佐賀県の平均賃金からいったら、最低賃金からいったら、かなり高いなと思ったわけです。

これ、この賃金はどういうあれで出されたんですか。その、六千七百……、これ農林課と一緒になら。

佐藤道夫商工振興課長

ちょっとすいません。資料をちょっと持ち合せてはございませんけども、市の嘱託職員の表の中にございます単価を使わせていただいております。

藤田昌隆委員長

じゃあ市の嘱託職員の賃金が高いということかな。(発言する者あり)いやいや。よくわかりました。

それと観光の分で、しょっちゅう言ってるんですが、山笠でさっき50万円ぐらいちょっとふやして、幕を張るという話なんですが、毎年、組をかえて、あの山車の修理がずっとついてるんですよ。そいで、果たして、あれ毎年山車を順番っこにぐるっと回して、されてるみたいなんですが、予算もそういうふうについてるみたいですよ。

その辺は実際に、どこを修繕して、本当に修繕が必要なのか。その辺は考えているんですかね。ちゃんと見た上で予算づけをしてんのか、その辺を返答をお願いします。

佐藤道夫商工振興課長

山笠の修理に関しましては、宝くじ助成を使いまして補修をさせていただいております。ここ近年は毎年修理をさせていただいておりますけど、過去においては、隔年おきとか2年おきというふうな形で、その損傷の具合によって、補助金を活用させていただいております。

中には、もう自腹を切って、各町で修繕をされている、当然動きが激しいですので、かなり傷んでいるというのはもうはっきりわかります。その中で、やっぱり5年周期ぐらいで、5番山までございますから、5年周期で、一番山を第一優先として、その権利を、補助金を使って修理修繕等はされているという状況でございます。

藤田昌隆委員長

私がなぜ言うかということ、ほかにもね、いろんな獅子舞とかいろんなもんがあるでしょうが。そういうものもきちんと金を回してくださいということです。とす祭り、祭りとすじゃれ、山車じゃれが祭りだけじゃないっち。そこが祭りだけというふうな感覚があるのか知りませんが、いろんなところに獅子舞とかいろんなものがあるでしょうが。そういうところへもきちんと金を回してくださいという要望です。

以上でございます。

ほかに。

西依義規委員

この別表の9ページの「市内観光地を適正に管理し」って書いてあるんですけど、市内観光地っていう位置づけはどう、もう決まってるんですか、これは市内観光地、これは違うっていうのを教えていただけたら。例えば田代公園は市内観光地なのか公園なのか。

佐藤道夫商工振興課長

正確なその定義はございませんけども、今おっしゃられましたその田代公園、商工振興課の管轄ではございませんけども、そういった景勝地といいたまいますか市内の景勝地等については、観光地と捉えております。

例えば、朝日山公園であったりとか、東公園であったりとか、そういった景勝地、公園、ここに書いております四阿屋、御手洗の滝等は市内観光地というふうに我々は位置づけしております。

以上でございます。

西依義規委員

そしたら35ページのとんぼ公園も市内観光地の一つということでもいいんですかね。(「とん

ぼ公園」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員長

何ページですか。

西依義規委員

35 ページです。委託料 13 番です。

佐藤道夫商工振興課長

はい、とんぼ公園も市内観光地と位置づけし、予算を計上させていただいております。

西依義規委員

例えばこの公園をもうちょっと整備してくれとか、ここのトイレがって言うときは、じゃあ一回受けて、市のほうで判断されて、これはあなたですよっていうふうに割り振られるってということなんですか。

例えば、ここの公園は、いやここは都市整備だとか、ここはじゃあ農林だっっていうのは、何かこう定義があるんですか。

向井道宜商工振興課商工観光労政係長

基本的にはものを整備するときに、何かの法律に基づいてつくるのが一般的であって、都市公園であれば、都市計画法に基づく整備をしたりとかするものですから、どうしてもその根っここのところから、要は何でつくったのかっていうところをベースに所管を決めていったりするのですが、我々が普通にやってることですので、そのものをつくるときにどの省庁が補助金を入れたかとか、どこの部署がその整備の必要性を訴えて整備をしたかということに、実はつながっていく部分がありますので、そういった意味でも当然今、朝日山公園は都市整備課が所管する公園ですけれど、広義の意味での観光地という意味では、我々は、所管があっても、必要に応じて、そこは観光地というふうな位置づけをしております。

以上です。

西依義規委員

要望なんですけど、やはり観光っていう言葉が、観光が大前提にあって、そこに農林さんとか、都市計画とかあると思うんで、やっぱり観光でもしリーダーシップを取れることがあるんであれば、そこが観光しないと思惑が全部違うんで、観光振興につながらないような気がしたんで、これはもうちょっと意見として言わせていただきます。(発言する者あり)

藤田昌隆委員長

それでは、ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

はい、じゃなければ本案に対する質疑を終わります。

いきたいと考えております。その内容によりまして、地権者全員から同意がいただけましたら、事業同意書を全地権者から取得をお願いしたいと考えております。

この取得が終わりましたら、地区計画という都市計画法上の手続がございまして、その手続に入りまして、決定後、用地買収を行うということになっております。その後、造成工事に着手をしたいと。この造成工事につきましては、平成 26 年の水稲については、地権者の方と御相談いたしまして、していただくということに、今させていただいておりますので、水稲が終わった後に順調にいけば、造成工事に着手したいと考えております。平成 30 年度に分譲を予定という形でございます。

本年度の事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在地権者との用地交渉中でございますので、その旅費等について、560 万 6,000 円を計上させていただいております。なおここに書いてありますが、地権者調整がつき次第、用地補償等の予算を補正予算で計上させていただきたいと考えております。

それでは、予算書の 37 ページで御説明をさせていただきたいと思っております。

款 1. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 事業費県負担金、節 1. 事業費県負担金 45 万 2,000 円は新産業集積エリア整備事業に伴う県の負担金でございます。

続きまして款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金の 5,594 万 4,000 円は一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

款 6. 市債、項 1. 市債、目 1. 工業用地等造成事業債 440 万円は、新産業集積エリア整備事業に伴う市債でございます。

続きまして 39 ページをお願いいたします。

款 1. 事業費、項 1. 事業費、目 1. 新産業集積エリア整備事業費のうち節 9 の 386 万 2,000 円の一般旅費につきましては、地権者等交渉用の旅費でございます。

40 ページをお願いいたします。

款 2. 公債費、項 1. 公債費、目 1. 元金、節 23. 償還金利子及び割引料 4,979 万 3,000 円は、主に西部第 2 工業用地に伴い起債した分の償還金でございます。

それから目 2. 利子、節 23. 償還金利子及び割引料の 625 万 4,000 円につきましては、西部第 2 工業用地と新産業集積エリア事業に伴う地方債利子などの償還金でございます。

以上説明を終わります。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

中川原豊志委員

新産業エリアについては、何度もちょっと確認をさせてもらっておりますが、再度。

今回、スケジュール見ますと平成 26 年度、地元調整、事業の同意の取得から地区計画並びに用地買収というふうになってますけども、耕作者については、平成 26 年度、要するに今年度の……。以前聞いたときには、もう平成 26 年度から耕作は多分難しいかなという話を聞いたような気がするんですけども、この平成 26 年のこの夏、要は、水田等についての耕作というのは可能なかどうか、ちょっと確認をお願いします。

佐藤道夫商工振興課長

先ほどもちょっと御説明したかと思うんですけども、平成 26 年分の水稻までは、現在の進捗状況から見ましても用地買収ができませんので、その間については、水稻については構いませんと、それは地権者の方、関係者の方と協議をした結果でございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

中川原豊志委員

はい。

江副康成委員

今の件ですけども、この旅費は事業同意取得と地区計画と用地買収。この事業の同意のときにも旅費使って、難しいところ行って、また用地買収、そのときにまた行くと、そういうふうな形になるんですか。それともまとめていくんですかね。そのあたり。

佐藤道夫商工振興課長

まず最初に単価提示をさせていただきますので、その単価提示に際し、やはりどうしても遠方の方につきましては、資料等は送りますけども、なかなか細かい説明できませんので、やっぱり膝を突き合わせて御説明する必要があるかと思えます。

その中で御理解を賜れば 1 回で済むわけですけども、数回行く地権者も中にはあるかと思えます。そういった中で、地権者の方への単価提示との事業の説明を含めた旅費、ないしその契約等も当然、遠方から来ていただかなくてはいきませんので、また再度、訪問して契約をいただくと。

契約の際には、当然事業同意も前提にはないとできませんので、基本的には用地単価提示それから基本同意取得、それから用地買収の契約と 3 つの。地権者によっては 1 回で済む方もいらっしゃるかもしれませんが、それぞれ行かなくてはいけないと、そういうケースをちょっとにらんで、こういうちょっと高額ではございますけども、予算要求をさせていただいているところでございます。

江副康成委員

高額と言いますか、必要なやつは当然必要だと思うんですけども、反対に言うと、高額イコール、結局、人がそれだけ時間を拘束されるということでもあると思うんですね。だから今の体制で、課にとっても負担も結構あるんじゃないかなと思うんですけども、ほかの業務に支障ないぐらいの、この体制でやっていけるぐらいの分量でやれると思われてますでしょうか。

佐藤道夫商工振興課長

ありがとうございます。

基本的には地権者会を立ち上げていただきまして、できるだけ遠方の方を除きまして地元に近い方については地権者会の中で、窓口となってもらって、その中で合意形成を図っていくというスタイルをとっておりますので、そこで合意がとれれば、集団調印という形で契約をさせていただこうと思っております。

ただし、遠方の方で、なかなかこちらのほうにおみえにいただけない方については、どうしてもやはり我々のほうから出向いていかなくはいけないということで、それはもう最小限にとどめたいなと思っておりますけども。

以上でございます。

江副康成委員

最後、質問じゃないんですけども、短期で集中的にバンとやられて、ほかの業務もいろいろあると思いますんで、ぜひ御検討をよろしくお願いします。

内川隆則委員

新幹線の建設のときにね、今の儀徳踏切をなぜ広くしてもらえなかったかというふうな思いが、いまだに後悔、私はしているんですけども。例えば、今度の事業に対して、関係する道路や踏切やそういうものに対して、付随して、事業が県のほうでも、協力できるようなことができれば、できるだけ網をかぶせて、やれるようにしてもらえるところはしてもらおうという努力をするべきだろうというふうに思います。そうしなければ、新たにということをして市単独でというふうなことになれば、なかなかできにくい要素があるので、この際、その辺の考え方も頭に入れてやっていただきたいというふうに思います。

旭の議員さんたちはおとなしい人たちばかりやけんが、私からあえて申し上げたいと思います。

藤田昌隆委員長

最後にちょっとよろしいですか。

要するに単価提示、こういう場合は、単価を算出する基本として、例えば路線価なのか、

路線価プラス、こういう要するに県なり、市が金出すやつに協力するから上乘せがあるとか、その辺は、どういう基準で、この単価というのははじき出してるわけですか。

佐藤道夫商工振興課長

基本的には買収単価につきましては、不動産鑑定評価もとっておりますし、周辺の区画、売買事例等もございます。それを加味しながら、通常買収価格を決めるんですけども、この事業に関しましては、特別会計でやっておりますので、歳入歳出収支がとれないといけないこともございますから、当然その事業費が幾らなるか判断した上で、買収価格を決定したいというふうに考えてはおります。ただし、それで地権者との合意が得られなければ、いろんな知恵を出していきたいなとは思っております。

だから買収価格を上げると分譲価格が上がりますので、そこら辺をにらみながら、この事業が成立するように、そこら辺は単価を協議して決定していきたいなと思っております。

藤田昌隆委員長

ちなみに、開発規模で29ヘクタール、それから総事業費で70億円で、これでいくと坪単価……、すいませんね、1万円。10万円。坪単価10万円っていうことは、100坪あれば1,000万円ということですか。ですよね。

これ、この近くのこの路線価っちゅうのは幾らなってるんですか。おそらく五、六万、わからないですか。

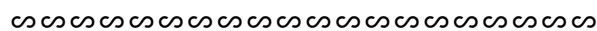
佐藤道夫商工振興課長

すいません、承知しておりません。

藤田昌隆委員長

いやいや、(発言する者あり)はいわかりました。なんがそぎゃな話、大事ですよ、(「休憩して」と呼ぶ者あり)これは。はいはい。

午後2時59分休憩



午後3時2分開議

再開します。それでは本案に対する質疑を終わります。

次に上下水道局関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をします。



上下水道局

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

これより上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算を議題とします。

執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは私のほうから御説明いたします。

まずはお手元の常任委員会委員の資料、一般、特別会計当初予算というのをお願いいたします。こちらの資料になります。

それではまず1ページ目からでございます。

はい、歳出です。

款4. 衛生費、項4. 環境対策費、目2. 浄化槽設置整備事業費の負担金補助及び交付金のうち、浄化槽設置整備事業補助金53万1,000円につきましては、浄化槽設置に対する補助金でございまして、7人槽の1基分を計上いたしております。次の浄化槽維持管理費補助金につきましては、浄化槽の維持管理に対する補助金でございまして、168件分の252万円を計上いたしております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

何か御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。



議案乙第 12 号 平成 26 年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 12 号 平成 26 年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算を議題とします。執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは引き続きまして、御手元の資料の 2 ページをお願いいたします。

平成 26 年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算でございます。

まず、平成 26 年度の農集特会の予算総額につきましては、歳入歳出とも同額の 2 億 1,782 万円を計上いたしております。

まず歳入についてでございます。

款 1. 分担金及び負担金、項 1. 分担金の農業集落排水分担金及び加入金につきましては、それぞれ頭出しの 1,000 円を計上させていただいております。

款 2. 使用料及び手数料、項 1. 使用料、目 1. 農業集落排水使用料につきましては、飯田、永吉地区の公共下水道接続に伴いまして、農業集落排水使用料、前年度比で 1,210 万円の減額ということで、本年度は 1,690 万円を計上させていただいております。

続きまして、款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金につきましては、一般会計からの歳入不足額の 2 億 91 万 4,000 円を計上させていただいております。

続きまして、3 ページ目をお願いいたします。

款 4. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金につきましては 1,000 円の頭出しをさせていただきます。

款 5. 諸収入以下、頭出しの 1,000 円を計上させていただいております。

次、4 ページ目でございます。

歳出についてでございます。

款 1. 農業集落排水費、項 1. 農業集落排水事業費、目 1. 農業集落排水維持管理費でございます。節 2. 給料、節 3. 職員手当等、節 4. 共済費につきましては、事業課職員 1 名分の人件費となっております。

節 11. 需用費でございますけれども、ここにある光熱費というのは処理施設の電気料金となっております。

続きまして、委託料でございますけれども、施設の管理委託料につきましては、処理施設の施設の管理業務及び汚泥の収集運搬業務等が主なものとなっております。工事請負費の 200 万円につきましては、それぞれの処理施設の整備、修繕とマンホールの補修、舗装工事

等が主なものというふうになっております。

続きまして次のページでございます。5ページでございます。

款2. 公債費、項1. 公債費、目1. 元金につきましては、起債の償還元金を計上させていただきます。

目2. 利子についても起債に伴う利子の償還利子でございます。

款3. 予備費は前年同額の10万円を計上させていただきます。

以上簡単でございますが、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案乙第15号 平成26年度鳥栖市水道事業会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第15号平成26年度鳥栖市水道事業会計予算を議題とします。

執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは続きまして、お手元の企業会計当初予算という説明資料のほうをお願いいたします。

それでは、資料の1ページ目から御説明申し上げます。

収益的収入の主なものについて御説明いたします。

款1. 水道事業収益、項1. 営業収益、目1. 給水収益の水道料金につきましては、平成26年度給水戸数を2万8,100戸、年間総給水量を730万立方メートルというふうに予定しております。料金につきましては、13億6,500万円としております。

目 2. 加入金につきましては、本年度 4,470 万 3,000 円を計上させていただいております。

目 3. 受託工事収益につきましては、下水道関連、あるいは開発行為関連の受託工事を計上させていただいております。

目 4. その他営業収益でございますけれども、手数料につきましては、設計審査手数料及び工事検査の手数料となっております。雑収益につきましては、主なものといたしましては、料金徴収一元化に伴います農集特会と下水道事業会計からの負担金、1,208 万 9,000 円が含まれております。

続きまして項 2. 営業外収益でございます。

目 1. 受取利息配当金につきましては、預金利息の見込額を計上させていただいております。

目 2. 消費税還付金でございますけれども、平成 26 年度の消費税計算に伴う、消費税の還付金を計上させていただいております。

目 3. 長期前受金戻入 8,322 万 1,000 円につきましては、公営企業会計制度の改正に伴うものでございまして、これ、非現金収入、会計上の収支という形で現金収入ではございませんで、会計上の処理として計上させていただいております。

続きまして、項 3. 特別利益の目 2 でございますけれども、その他特別利益につきましても、公営企業会計制度の改正に伴うものを計上させていただいております。

以上で収入、水道事業の収益総額といたしましては、16 億 1,190 万 9,000 円となっております。

続きまして 2 ページ目をお願いいたします。

収益的支出の主なものについて御説明いたします。

款 1. 水道事業費用、項 1. 営業費用、目 1. 原水及び浄水費の給与費 3,413 万 3,000 円につきましては、浄水場職員 4 名分の人件費となっております。

委託料 1 億 5,024 万円のうち、5,032 万 8,000 円につきましては、より一層安全でおいしい水の供給を見据えた、高度浄水処理施設の効果を検証するために、実験業務委託料を計上させていただいております。

続いての修繕費につきましては、浄水場施設の維持管理に要する修繕費となっております。

動力費につきましては、浄水場及び水源地の電気料金のほうを計上させていただいております。

薬品費につきましては、粉末活性炭と浄水処理に必要な薬品を計上させていただいております。

ダム管理負担金につきましては、両筑平野用水、寺内ダム、筑後大堰の管理の負担金とな

っております。

下水道受益者負担金につきましては、浄水場と水源地が今度、下水道の認可区域に入る予定となっておりますので、その分の受益者負担金を計上させていただいております。

目 2. 配水及び給水費でございます。給与費 2,947 万 9,000 円につきましては、事業課の水道事業系の職員のうち 4 名分の人件費になっております。

委託料につきましては、給配水の漏水修繕工事の当番店の委託料、それと給排水の漏水調査業務委託料が主なものとなっております。

修繕費につきましては、漏水修繕等の修繕費というふうになっております。

路面復旧費につきましては、配水管布設工事の後の道路の舗装工事を計上させていただいております。

動力費につきましては、北部配水池の浄水、北部中継ポンプ場の電気料金になっております。

目 3. 受託工事費につきましては、下水道関連の受託工事、開発行為関連の受託工事になっております。

目 4. 業務費でございますけれども、給与費 3,548 万円につきましては、管理課の業務系のうちの 5 名分の人件費になっております。

委託料につきましては、検針業務委託料と検定満期の水道メーターの取りかえ業務委託料が主なものとなっております。

賃借料につきましては、水道料金システムの賃借料というふうなことで計上させていただいております。

続きまして、目 5 の総係費でございます。給与費につきましては、管理課長及び総務係 4 名分の人件費になっております。退職給付費 761 万 3,000 円につきましては、水道事業会計職員 21 名分の退職給与の引当金を計上いたしております。

続きまして、目 6. 減価償却費、目 7. 資産減耗費につきましては、平成 26 年度のそれぞれ見込額を計上させていただいております。

続きまして次のページ、3 ページ目をお願いいたします。

2. 営業外費用、1. 支払利息、企業債取扱諸費につきましては起債等の償還利息になっております。目 3. 特別損失のうちの節 2. その他特別損失でございますけれども、この分につきましては、公営企業会計制度に伴います額を計上させていただいております。賞与引当金の引当不足額ということで計上させていただいております。予備費につきましては、昨年同様の 200 万円を計上させていただいております。事業費用の総額といたしましては、12 億 5,878 万 8,000 円というふうになっております。

続きまして資本的収支でございます。

まず、款 1. 資本的収入、項 1. 企業債 16 億 1,670 万円につきましては、浄水場等の水道施設の更新事業に要する財源といたしまして、起債充当率 80%……、事業費の 80%を計上させていただきます。

続きまして項 2. 工事負担金につきましては、下水道関連の工事、開発行為関連の工事負担金になっております。

項 3. 他会計負担金につきましては、消火栓設置に伴う一般会計からの負担金になっております。

これらの収入によりまして資本的収入の総額は 16 億 4,250 万円になっております。

続きまして次のページ、4 ページ目をお願いいたします。

資本的支出についてでございます。

項 1. 建設改良費、目 1. 原水設備費でございますが、この工事請負費につきましては、安楽寺水源地の水質計器の取りかえ工事となっております。

目 2. 浄水設備費の給与費につきましては、浄水場職員 1 名分の人件費になっております。

委託料 4,455 万円につきましては、ろ過池の築造工事の実施設計業務と平成 26 年度築造予定の浄水池兼配水池の築造工事等の建築工事の委託料を計上させていただきます。

工事請負費 17 億 2,800 万円につきましては、この分につきましては、浄水場の更新事業を平成 26 年度から本格的に取り組んでまいりますけれども、昨年取得いたしました浄水場拡張用地に新たに浄水池兼配水池の築造工事、それに伴う機械電気設備工事等の工事費になっております。

目 3. 送配水設備費、給与費の 1,648 万 5,000 円につきましては、この分は、事業課水道事業係職員の人数 2 名分の人件費になっております。

あとは工事請負費につきましては、配水管の布設工事が主なものになっております。

目 4. 営業設備費につきましては、給水の新設用の水道メーターになっております。目 5. リース資産購入費につきましては、公営企業会計制度改正に伴うものを計上させていただきます。

項 2. 企業債償還金、項 3. 機構立替金償還金につきましては、それぞれ平成 26 年度の所要額のほうを計上させていただきます。

項 4. ダム使用权取得費につきましては、両筑平野用水路 2 期事業の負担金になっております。

項 5. 投資その他の資産、目 1. 投資有価証券につきましては、平成 26 年度に現金等の運用の中で、安全性の高い国債等の債券で運用することができますように 2 億円を計上させて

いただいております。

項6. 予備費につきましては前年同額の500万円を計上させていただいております。

資本的支出の総額といたしましては、25億4,607万9,000円になっております。収支の不足額、9億357万9,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補填することといたしております。

以上で水道事業会計の平成26年度予算についての説明を終わらせていただきます。

すいません、もう一つの資料でございます。

主要事項の説明書の分の資料をごらんください。

1ページ目でございますけれども、こちらの資料になります。

先ほど予算の説明で申し上げました浄水設備費の工事請負費17億2,800万円を含めます平成26年度の工事等の項目について、ここに、それぞれ工事ごとに、金額のほうを計上させていただいております。

主に上から3つ、浄水池兼配水池の築造工事、築造工事と建築あるいは電気機械設備等の工事、それと配水管の更新工事。それとろ過池築造工事、その他関連工事の実施設計業務といった委託料等を含めたところで、建設改良工事全般について記載させていただいております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

今説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

齊藤正治委員

今のこの21億円の主要事項説明書のこれは、送配水設備費の中の工事請負費と委託料と、(発言する者あり)それから浄水設備費の工事請負費ですかね。

岩橋浩一上下水道局管理課長

はい、そうです。浄水設備費と送配水設備費の工事並びに委託料等を計上させていただいております。

齊藤正治委員

既存の、要するに浄水場があるわけですが、それよりも、施設的にはもっとおいしい水をつていう、そういうふうな感じになるわけでしょうか。

岩橋浩一上下水道局管理課長

今回の築造工事につきましては、おいしいというよりも安全性ですね。浄水池兼配水池ということで、3,000立方メートルの容量を持つ配水池の浄水池兼配水池ということで、3,000立方メートルの容量を持ちますので、それだけ断水になった場合の手元にある水が、現在の

配水池が朝日山配水池で1万500トン、北部に3,000トン、今度新たに浄水池兼配水池で、また3,000トンというふうに入りますので、そのあたりの安全性を見越した上での築造ということになります。

先ほど申し上げましたおいしい水というものの分、実験業務につきましては、予算項目が違っていて、建設改良費ではなくて、浄水の収益的支出のほうで計上させていただいております。したがって、今回の工事についてはおいしい水というよりも安全性を高めるための改良工事という位置づけになっております。(発言する者あり) はい、すいません。

もちろん、ここで上げて分は、その分がおいしい水の部分が入っていないというふうになります。

齊藤正治委員

ということは、おいしい水を追求しながら今度の新設の設備ってというのはできるという意味でしょうか。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

今、主要事項説明の欄についております工事関係の費用でございますけれども、これにつきましては、浄水池兼配水池関係の築造工事の工事費と見ていただきまして、あと、同じくおいしい水の部分につきましては、営業費用のほう、項1の営業費用で、目1の原水及び浄水費、そちらのほうに高度処理関係の実験を平成26年度から行って、おいしい水の実験をしようというようなことで、一応ちょっと工事のほうとおいしい水と分けたような予算の組み立てになっておりますけれども、目的としては、安全な施設とおいしい水ということで、同時で進めていくというような考えでおります。

以上でございます。

齊藤正治委員

何となくわかるようでわからないような説明ですけども、要は原水そのものが、だんだんだんだんきれいになっているのか、よくなってるかわかりませんが、上から下水等々の施設があって、それに流れてくるというふうなことで、最近そうないんでしょうけど、あの小森野の水源地の状況見よりますと、非常に汚れている感じがしますんで、そこら辺も含めて、対応をとっていただいておりますことだろうと思っておりますけども、よろしくお願ひしたいと思っておりますけども。

以上で。

藤田昌隆委員長

はい、なければ本案に対する質疑を終わります。

円につきましては、下水道事業係内の2名分の給料等でございます。委託料の3億2,881万3,000円につきましては、浄化センター等の管理業務委託料でございます。委託の内容といたしましては、浄化センター及び北部中継ポンプ場等の運転管理業務や薬品代、それから光熱水費などを包括的に委託を行う経費といたしてございまして、2億5,700万円と汚水処理で発生します汚泥の収集運搬経費といたしまして、6,100万円などが委託料の主なものでございます。

修理費1,456万4,000円につきましては、浄化センターの曝気装置、それから北部中継ポンプ場のシーケンサーの修繕費などが主なものでございます。

浄化センターの流入可動閥、それとか、次亜塩素の注入ポンプ、給水ポンプなどの修繕でもございます。

それから目4. 業務費4,043万6,000円の主なものといたしまして、給与費は、管理課の業務係内2名分の人件費となっております。

それから報償費1,100万円につきましては、受益者負担金の全期前納に対します全納報奨金ということになっております。

負担金1,184万5,000円につきましては、下水道使用料などの徴収事務、これは管理課のほうへ水道料金と同時に徴収を行っております、その負担金となっております。

目5. 総係費3,966万1,000円。これの主なものといたしまして、給与費2,839万5,000円につきましては、下水道事業係内の1名、それから管理課総務係内の4名分の給与などでございます。

目6. 減価償却費12億8,376万3,000円につきましては、期間損益計算の結果、当該年度において、固定資産の資産価値が減少した金額について費用化したもので、下水道管渠や浄化センターなどの構築物や機械及び装置などの減価償却費となっております。

7ページをお願いいたします。

項2. 営業外費用、目1. 支払利息及び企業債取扱諸費4億8,596万7,000円につきましては、企業債などの利息4億8,454万7,000円及び都市再生機構の立替金償還利息等の142万円となっております。

目2. 繰延勘定償却208万7,000円につきましては、受益者負担金システムの開発償却費でございます。

目3. 消費税及び地方消費税につきましては、消費税経理によります平成26年度予算に対する納税予定額を計上をいたしてございます。

項3. 特別損失、目2. その他特別損失につきましては、公営企業制度改正により4,030万8,000円を計上をいたしてございます。それから項4. 予備費、目1. 予備費100万円を昨

年同様、計上をさせていただいております。

次に8ページをお願いいたします。

このページからは、資本的収支についてございまして、主なものについて説明をいたします。

款1. 資本的収入につきましては、資本的支出の建設改良費、企業債償還金などへの充当する財源といたしまして、項1. 企業債、項2. 国県補助金、項3. 目1の受益者負担金などを合わせまして、10億9,950万2,000円を計上をいたしております。

次は主要事項説明書にも記載をいたしておりますけれども、合わせて見ていただければということになっております。

款1. 資本的支出、項1. 建設改良費、目1. 施設建設費5億3,807万6,000円の主なものといたしまして、給与費3,638万9,000円につきましては、下水道事業係7名分と事業課長の給与などでございます。

委託料1,000万円につきましては、下水道管渠整備に要します設計の委託料でございます。

補償費3,000万円につきましては、下水道管渠布設に伴います支障物件となる物件の移転補償費となっております、主に水道管の移設費でございます。

次に、工事請負費4億5,910万円につきましては、平成26年度に整備を予定をしております幸津町、山浦町それから立石町、それから西部工場団地の未整備部分が一部ございます。それと浄水場の周辺などの汚水管渠に、整備に要する経費でございます。

項2. 企業債償還金につきましては、今年度分の建設事業債と資本費平準化債の償還金となっております。

項3. 借入金償還金につきましては、都市再生機構立替金償還金となっております。

以上で委員会資料に基づきます説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明のほうが終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

1点お尋ねをいたします。

資料の7ページなんですけども、下水道事業費用1番の中の予備費4番です。予備費で、昨年同様と説明ございましたけど、私、昨年同様の部分がちょっとわからないので、よかったら内容の説明をお願いいたします。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

この予備費と申しますのは、予算で計上できなくて、すぐに使えるお金と申しますか、突発的なときに使う金でございまして、昨年度もこの予備費というものはそのまま、残った状態で終了しております。大体毎年計上しておりますけれども、毎年使わずに、終わってはいるというのが現状でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

例えばなんですけど、想定される、こういったことに、この予備費を回すってというような想定があれば、具体的例で、お願いいたします。一つ、あれば。

岩橋浩一上下水道局管理課長

普通、予算執行には議会の議決を経て、いろんな予算執行していくわけなんですけれども、予算にないもの、予算が不足するもので、議会にかけるとまがない場合に、予備費のほうから充用という形で、そちらのお金を充てて事業を行うと、そういった形に予備費は使われております。

樋口伸一郎委員

御答弁ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかにございますでしょうか。

中川原豊志委員

まず5ページからちょっといきますけども、まず年間総処理水量につきまして、これ水道事業のときと一緒にですけど、水道事業と下水道事業で、1,000立方ぐらい違うのかな。100、ちょっと水量が違う。これ多分その下の雨水処理が入って、こうなったのかもしれませんが、下水道と水道の水量の違いについて、まず確認をさせてもらっていいですか。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

水道量を計算しますこの年間の総給水量でございますけれども、これはあくまで上水の水をどれだけ使ったかという、どれだけ配水したかという量でございまして、下水道につきましては、当然、水洗化がなされているところにつきましては、その水が当然浄化センターに流れてきますので、そのイコールと、本当は上水だけであれば、なりますけども、ほとんどと申しますか、市街地、市街部分ですか、その分につきましては、ほとんど井戸水併用で使っているいらっしゃる御家庭、または井戸水だけという御家庭がございまして、その分でこのような差が出ているのかなということでは思っております。

それと加えまして、あと工場関係ですね。地下水をくみ上げて下水道に流すということもございまして、こういうふうな差が出ているということでは考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員

はいありがとうございます。

じゃあ、その下の雨水処理に要する経費っていうのがあるんですけども、これは一般会計のほうから入ってきてると思うんですが、これは、どの程度雨水として下水道のほうに入ってきてるんだというふうな感じになるか、ちょっとその辺はわかりませんが、一定のその、メーター検針なのか、もしくは、計算式みたいなものがあるのかどうか。ちょっと確認をお願いします。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

この一般会計からの負担金で雨水処理に要する経費ということで御説明申し上げましたけれども、この雨水の処理に要する経費につきましては、以前、鳥栖北部丘陵新都市の開発をした際に、その開発内に雨水関係の整備をしておりますけれども、その関係の経費でございます。

藤田昌隆委員長

わかりますか。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

加えますと、この額が水道の料金とか、そういうものではなくて、雨水を工事した際の整備費用ということでございまして、それを返還と申しますか、そういうふうなものに充てるということで、一般会計からいただいているということでございます。

楠 和久上下水道局管理課総務係長

他会計負担金の積算根拠ですけれども、先ほど説明がありましたように、当時の雨水に関する施設にかかった建設費に対する減価償却費、それと借入金に対する利息が合わせたものが、この他会計負担金として計上している額になります。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

要は、じゃあ雨水が流れ込んでくるから、一般会計からもらってるというわけじゃなくて、その建設にかかった費用を毎年減価償却みたいな形で落としているということで。

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかにございますでしょうか。

江副康成委員

関連なんですけども、今の御説明聞いて、下水道会計にそれを入れる根拠がよくわかんない

平成 26 年 3 月 19 日 (水)

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則

中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

建設部長 松田 和敏

建設部次長兼建設課長 橋本 有功

〃 参事兼課長補佐兼建築係長 萩原 有高

〃 課長補佐 龍尾 幸博

〃 課長補佐兼庶務住宅係長 倉地 信夫

〃 管理係長 牛嶋 英彦

〃 土木係長 三澄 洋文

都市整備課長 野田 浩

〃 課長補佐兼都市計画係長 近藤 信孝

〃 課長補佐兼公園緑地係長 古賀 芳次

〃 課長補佐兼新幹線対策係長 成富 光祐

国道・交通対策課長 小柳 誠

〃 参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長 古賀 和教

〃 道路・交通政策係主査 杉本 修吉

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

議案審査〔建設課〕

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

議案審査〔都市整備課〕

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第13号 平成26年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計予算

〔説明、質疑〕

議案審査〔国道・交通対策課〕

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

陳情協議

陳情第5号 要望書（県道中原鳥栖線鳥南橋工区以西の整備促進について）

〔協議〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

目 3. 土木費国庫補助金、節 2. 住宅費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、前田アパートサッシ等の改修工事、浅井アパート 11 棟給水管改修工事、南部団地、手すり設置工事及び浅井アパート 12 棟、13 棟の給水管改修設計業務委託並びに木造住宅耐震診断に伴います国庫補助金でございます。

その下、目 6. 土木費県補助金、節 2. 住宅費県補助金につきましては、木造住宅診断に伴います県補助金でございます。

その下、目 3. 土木費県委託金、節 1. 住宅費委託金につきましては、県営、市営——浅井アパート、南部団地になりますが一併団地の給水施設の清掃管理等の県委託金でございます。

3 ページをお願いいたします。

目 1、真ん中でございますが、目 1. 受託事業収入、節 4. 土木費受託収入につきましては、轟木排水機場等の国県合わせて 11 カ所の排水機場操作受託料でございます。

次のページ、4 ページをお願いいたします。

目 2. 土木債、節 1. 道路橋梁債につきましては、防災安全交付金事業といたしまして、酒井西・真木線舗装工事、商工団地 4 号線舗装工事、橋梁長寿命化事業及び道路防災対策事業並びに社会資本整備総合交付金事業としての大刀洗・立石線道路改良事業に伴います市債でございます。

目 2. 土木債、節 2. 住宅債につきましては、公営住宅改善事業としまして、前田アパート、サッシ等改修工事、浅井アパート 11 棟給水管改修工事、南部団地手すり設置工事及び浅井アパート 12 棟、13 棟の給水管設計業務委託に伴います市債でございます。

5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

目 1. 土木総務費でございます。節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、部長、課長及び庶務住宅係 5 名分、合計 7 名分の人件費でございます。

節 11. 需用費につきましては、道路照明灯の電気料を含めました光熱水費などの経費が主なものでございます。

節 12. 役務費につきましては、道路賠償保険料が主なものでございます。

節 13. 委託料につきましては、轟木排水機場等の市内 12 カ所の操作委託料などがございます。

節 14. 使用料及び賃借料につきましては、業務で使用いたします各種システム関係の借上料でございます。

次のページ、6 ページをお願いいたします。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、各種協議会、期成会等の負担金になっております。

次に目 1. 道路橋梁総務費でございます。節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、管理係 7 名、土木係 6 名、合計 13 名分の人件費でございます。

節 13. 委託料につきましては、用地測量及び道路台帳修正のための委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、秋光川ジョギングロードの東屋の老朽化に伴います屋根の撤去工事費等でございます。

一番下、目 2. 道路維持費でございます。節 7. 賃金につきましては、道路等の草刈り作業員の賃金でございます。

節 8. 報償費につきましては、道路愛称事業に伴います謝金、記念品等でございます。

参考資料の 4 ページをお願いいたします。

道路愛称事業につきましては、市内の道路に愛称をつけることで、道路への愛着として、案内を市外等からの来られた方に対する案内を容易にするということなどを目的といたしまして、市制 60 周年の記念事業として取り組むこととしたところでございます。

事業内容といたしましては、3 路線につきまして、愛称をつけることとしておりまして、道路愛称の選定方法につきましては、まず市民からの公募を行いまして、応募された愛称を選定委員会で決定していただくこととしております。決定した愛称につきましては、その道路沿線に愛称の看板――今想定しておりますのは、電柱に張る方法等を想定しておりますが――をつけて、また、名づけ親の方には表彰を行い、記念品等を贈呈したいというふうに考えております。

それでは委員会資料のほうに戻っていただきまして、7 ページをお願いします。

節 11. 需用費につきましては、道路側溝等の補償費及び鳥栖駅連絡通路、虹の橋のエレベーターの修繕費等でございます。

節 13. 委託料につきましては、道路維持に伴います草刈り、測量、清掃、路面補修、緑地管理及び虹の橋の道路関連の維持管理委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、市内一円、各地区の要望等に基づきます道路側溝等の工事費及び道路愛称事業に伴う看板設置工事費などでございます。

節 16. 原材料費につきましては、道路補修のための材料費でございます。

次に目 3. 道路舗装費、節 15. 工事請負費につきましては、防災安全交付金事業で取り組みます酒井西・真木線舗装工事及び商工団地 4 号線舗装工事並びに市内一円の舗装工事費用でございます。

参考資料の 5 ページをお願いいたします。

酒井西・真木線につきましては、もう既に最終年度ということで取り組んでおります。商工団地のほうが、今回新たに行うもので、資料をつけさせていただいております。商工団地4号線道路舗装工事の位置図になります。赤く着色した部分、スタジアム入り口交差点から商工団地の西入り口交差点まで、全体延長840メートルのうち、今回、スタジアム入り口交差点からトーホー前の交差点までの延長260メートルにつきましては、施工を行うということで予定をいたしております。

それでは、委員会資料7ページに戻っていただきまして、目4. 橋梁維持費、節15. 工事請負費につきましては、橋梁の長寿命化への対応のため、8つの橋梁について補修工事を行うものでございます。

再び参考資料の6ページをお願いいたします。

橋梁の長寿命化計画につきましては、昨年6月に、道路橋全393橋の修繕計画を作成したところでございます。修繕計画の考え方、方向性といたしましては、修繕等が必要な事態が起こってからへの対応である事後保全ではなく、修繕の事態が起こる前に点検等を実施いたしまして、以前の修繕を行い、予防保全を行っていくということで計画を立てております。これによりまして、効率的な維持管理を図っていきたいと思っております。点検の結果、健全度の評価といたしまして、全体的に健全な橋が多い状況でございますけれども、補修が必要な橋梁につきましては、健全度1から5まで、最も悪いのが1ということで評価しておりますが、健全度が最も悪い1は、本市においてはございませんで、今後補修等が必要な健全度2及び3の橋梁で社会的影響度の低い91橋につきましては、10年間で対応を図っていくということで予定しております。

今回、平成25年度に補修の設計を実施いたしまして、平成26年度に第1弾の工事として、今回補修工事を着手するというようにしております。資料のほうには今回補修をいたします補修橋梁の1橋梁名で、延長のほうを記載させていただいております。

それでは、委員会資料の8ページのほうにお戻りをお願いいたします。

目5. 交通安全対策事業費でございます。節1. 報酬につきましては、交通安全指導員64名分の報酬でございます。

節11. 需用費につきましては、交通安全指導員の被服費交通安全啓発グッズ及び街路灯の修繕費等でございます。

節13. 委託料につきましては、駅前駐輪場の整理を行うための委託料でございます。

節15. 工事請負費につきましては、カーブミラー、防御柵等の交通安全施設の工事請負費及び道路付属物、照明修繕等の事業費でございます。

参考資料の7ページをお願いいたします。

道路付属物につきましては、平成 25 年、本年度でございますが、道路ストック点検といたしまして、市が管理します照明灯 220 カ所及び案内標識 30 カ所の健全性を点検、評価したところでございます。その結果、14 基の補修必要箇所がございましたので、本年度 7 基、来年度 7 基の 2 カ年に分けて対応するものでございます。

平成 26 年度と 27 年度の 2 年間で対応するもので、来年度、平成 26 年度につきましては、予定箇所を赤で着色しておりますが、1 灯型が 3 基、2 灯型が 2 基及び電柱共架型が 2 基の合計 7 基を修繕をしていくということで考えております。

それでは委員会資料のほうに戻っていただきまして、8 ページでございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、交通対策協議会等への補助金でございます。次に、その下、目 6. 道路整備交付金事業費でございます。

節 11. 需用費につきましては、交付金事業の事務費でございます。

節 13. 委託料につきましては、道路防災対策事業に伴います委託料でございます。委員会の参考資料 8 ページをお願いいたします。これにつきましても、道路ストックの点検事業としまして、防災安全交付金事業として、本年度、点検を行っております。その結果新年度に、四阿屋・筑紫神社線の道路防災対策の測量設計の調査を行いたいと考えております。道路防災の点検につきましては、この四阿屋・筑紫神社線、河内大峠線など 5 路線を対象として、これまでの被災箇所、法面形状の変化箇所等の点検を行い、道路防災の対策といたしまして、地形地質など基礎的な性質、表明層の状況等から不安定度を判定いたしまして、必要な対策をとるということにしておるところでございます。今後判定の結果、対策が必要な 5 カ所が出ておりますので、これにつきましては、年次的に設計を行い、対応を図っていくということで考えております。

それでは、委員会資料の 8 ページに戻っていただきまして、節 15. 工事請負費及び節 22 の補償補填及び賠償金につきましては、大刀洗・立石線道路改良に伴うものでございます。

再び参考資料の 10 ページをお願いいたします。

大刀洗・立石線の道路改良事業につきましては、補正予算の中でも御説明申し上げましたけれども、本年度赤色で着色いたしました九州電力の村田変電所までの箇所が完了いたしております。これで市道部 680 メーターのうち、640 メーターが整備完了がいたしたところでございます。今後、紫色の市道部及び国道部の交差点部を整備する予定としておりますけれども、地権者等の用地交渉に不測の日数を要しておることと、その上で国との協議が必要ということもございますので、今回、国道部の交差点事業につきまして、新たに事業費を計上させていただいているところでございます。

それでは委員会資料の 8 ページに戻っていただきまして、目 7. 道路新設改良費、節 15.

工事請負費につきましては、小学校を中心としました半径 200 メーターから 300 メーター程度の通学路において、交通量、危険箇所、交通安全施設等の調査を行っております。また、合同点検も警察、教育委員会、学校、地域の方たちと行っておりまして、それらの要望等も反映しながら、それらの結果をもとに、今回カラー舗装化を基本とした安全対策を行うということにしたところでございます。

参考資料の 9 ページをお願いいたします。

今回の通学路等の安全対策につきましては、優先順位によりまして、鳥栖北小学校、若葉小学校及び基里小学校について、それぞれ路側帯のカラー化の整備を行うこととしておるところでございます。

委員会資料の 8 ページに戻っていただきまして、節 17. 公有財産購入費につきましては、通路等の用地を購入するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

目 1. 河川改良費でございます。節 13. 委託料につきましては、市内の準用河川 10 河川の草刈り等の委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、市内一円の排水路整備及びしゅんせつの工事費用でございます。

目 1. 住宅管理費でございます。節 1. 報酬につきましては住宅管理人 24 名分の報酬等でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、建築係 3 名及び庶務住宅係 3 名、合計 6 名分の人件費でございます。

節 11. 需用費につきましては、市営住宅の修繕料が主なものでございます。

節 12. 役務費につきましては、建物の火災及び施設所有管理の賠償責任保険料でございます。

次のページ、10 ページをお願いいたします。

節 13. 委託料につきましては、市営住宅関連施設等の管理委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、年次的な市営住宅の営繕管理工事として実施しております浅井アパート及び南部団地の改修等の工事費でございます。

目 2. 住宅改善費でございます。節 13. 委託料につきましては、浅井アパート 12 棟、13 棟の給水管改修工事に伴います設計業務の委託料になっております。

節 15. 工事請負費につきましては、前田アパートサッシ等の改修工事、浅井アパート 11 棟の給水管改修工事及び南部団地手すり設置工事に伴います工事費でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、木造住宅診断費の補助金でございます。

次のページ、11 ページにつきましては、災害発生に伴う復旧費につきまして、頭出しとして上げております。

以上、議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算中、建設課関係分についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

挙手の上、発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

まず1点、ちょっと確認なんですけども、1 ページ目の歳入の土木使用料で市道占用料について、昨年度、今年度か、今年度の途中で、占用料の変更があったと思うんですが、前年度と比較してどのくらいぐらい違うのか、ちょっと確認をさせてもらっていいですか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

市道占用料につきましては御指摘のとおり、条例改正を12月議会でさせていただきまして、4月から2割方引き下げという形になっております。昨年度が大体3,100万円から200万円ぐらいの市道占用料等の収入でございましたので、それが2,600万円程度になるということで、700万円ぐらいの減ということで見込んでおります。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございます。

思ったしこやなかった、もっと下がるようなイメージがあったけども。はい、ありがとうございます。

じゃあ続けていいですか。

橋梁長寿命化の分ですけども……。

藤田昌隆委員長

何ページですか。

中川原豊志委員

7 ページですね。参考資料の6 ページなんですけども、今回、健全度2、3の橋梁115橋のうちの社会的影響度の低い橋梁を除く91橋について10年間で優先的にという形で説明を受けたんですが、その91橋の中で平成26年度に、ここにありますが8橋梁を選定されたというふうに思うんですが、この10年間における工事をする優先順位というのはどのように捉えてらっしゃるのか、ちょっと確認をお願いします。

橋本有功建設部次長兼建設課長

これにつきましては計画策定の中で、それぞれの橋梁を1橋ずつ調査点検をいたしております。

ます。その中で、交通量ですとか、老朽化の具合の度合とか、それらを含めまして、早急に、まず先ほどお話したように、健全度の1から5までの評価をいたしております。1が一番悪いと、5が一番健全性があるということで、2と3が補修が必要な健全度の評価になるんですけども、2をまず優先度が高いわけですね、その次が3と。この2と3をとすると。その中で、じゃあ2の中で、例えば社会的影響が大きい、交通量が多いとか、人が通っておるとかいう部分を含めた評価を行いまして、すべての橋に393番まで順番をつけて、その結果として、今回、この91橋、2と3の評価が出たものについては、その順番に沿って行くと。

今回、基本的に1年間で委託料を含めて1億円ですので、大体工事費として7,000万円か8,000万円の部分で毎年修繕を行っていくということで考えておるところでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

じゃあもう1点、資料6ページの一番下、道路愛称事業の分ですけども、3路線を公募すると、愛称名を公募するということ。3路線について教えてもらってよろしいですか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

今回の道路愛称事業のスケジュールといたしましては、大体今月か4月の初めまでに路線を決定いたしまして、その後に6月から2カ月程度で公募したいと考えております。路線につきましては、現在、建設課の中で、ある程度の路線については検討しておるんですけども、改めまして、こういう御提案があった団体とか、そういった方の御意見も聞く必要があるということで、今月末に、そういった方々の御意見を聞く場を設けまして、その上で、路線を決定したいというふうに考えております。

基本的には、まだ決定じゃございませんけども、大体駅前から、鳥栖駅、新鳥栖駅を結ぶところを含めた、そういった、皆様が多く利用されるような路線についてを考えていきたいと思っております。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんでしょうか。

西依義規委員

まず1ページの収入ですど、住宅使用料の過年度分ってあるんですけど、未収がどれぐらいあって、それを回収できてるのかどうかという意味なんですか、過年度って。

橋本有功建設部次長兼建設課長

はい、御指摘のとおりでございます。現年度分というのは、その年度に発生する住宅の使用料になります。過年度分というのは滞納ということで、残っておる分になっておりまして、平成24年度実績で申し上げますと、大体1,400万円程度の過年度分の調定額がございま

して、それに対して大体 200 万円程度しかちょっと回収ができてない、大体 13%程度となっております。

これにつきましては、決算委員会の中でも御指摘はいただいておりますので、鋭意使用料の未納の方については、夜間での督促ですとか、いろんな形で徴収に努めておりますけれども、その分が残っておるというところでございます。

西依義規委員

では、その 1 ページ。市営住宅の入居率ってどれぐらいなんですか。大体で、概算。人気あるない、多分あると思うんですけど。

橋本有功建設部次長兼建設課長

市営住宅が全体で現在 497 戸ございます。4 月にまた募集を行いますけれども、大体……。空きが出た段階で、今精査をしておりますけれども、基本的には入っていただくことを基本としておりますので、100%という形になっております。

西依義規委員

今回、前田アパートとかで、4,000 万円ぐらいですかね、改修が出てるんですけど、今後の方向性として、一番古い築何十年と築何年と多分あるんですけど、その老朽化したところをもうそのままこうすうっと終わっていくのか、いやいやもう一回建てかえるとか、その改修とか、そういう方向性とかは決めていらっしゃるんですか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

御指摘のようにもう建てて、40 年近いという市営住宅も多ございまして、基本的には耐用年数としては 70 年という年数がございます。ただ、その耐用年数の 2 分の 1 以上経過した分については、やはり老朽化等が出てきますので、その対処としてなんらかの施策が必要になってくる……。市営住宅の長寿命化計画というのも実は策定しておりますので、それにつきましては、修繕等に対応して、なるべく長くもたせて、財政負担がないような形で、市民の方に御利用いただくような方向性を持ってございまして、その長寿命化計画に沿って外壁の改修ですとか、今回も出させていただいております給水管ですとか、そういう対策を順次年次的に行っているというところでございます。

西依義規委員

例えば、今の 497 戸は大体ずっと守り続けるという考えでいいんですか。今後。

橋本有功建設部次長兼建設課長

県のほうの住生活の総合の基本計画の中でも、県内の住宅について、基本的には今の戸数を維持するという方針が出てございまして、鳥栖市としても、人口は増加傾向ではございますけれども、基本的には、公営住宅の事業につきましては横ばい状況でございまして、まずは

その戸数を維持していくというところを考えております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

そしたら、6ページの筑後川未来空間形成推進期成会について、概要……、もう簡単でいいんですけど、未来空間のちょっと御説明をいいですか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

筑後川未来空間につきましては、久留米市を中心と、事務局として、筑後川沿線の自治体が参加して、基本的には筑後川の川沿いのにぎわいとか、そういうものについて検討していくと。そして県、福岡県、佐賀県、国のほうにそれに対する助成とか、予算づけとかいうのを要望して活動を行っていくと。ですから、鳥栖市としては、あまり筑後川に面してる部分が余りないんですけども、ただ、当然久留米市とはお隣同士ですし、筑後川に流れ込む宝満川もございますので、そこら辺に参加させていただいて、我々としては、宝満川沿線の美化活動とか、そこら辺を、今現在は推進させていただいているということで、目的としては筑後川沿線の水辺のにぎわいとか環境保全とかいうことを目的につくってらっしゃるところでございます。

西依義規委員

いや、いろんな期成会、協議会があると思うんで、3万3,000円ですけど、しっかり目的を持ってしていただきたいと思います。

続けてすいません、7ページの10……、これは道路舗装費の、道路舗装工事市内一円っていうのは、先ほど橋梁や、いろいろはもう安全のミラーとかはもう優先順位をつけて、こちらで調べてっていうお話があったんですけど、道路についても、ちょっと教えてください。

橋本有功建設部次長兼建設課長

道路につきましては、今、御指摘いただいた市内一円の部分につきましては、これは、例えばそういう舗装をやり直す必要がある道路については、この予算の中で対応をしていくと。ですから、どこをすとかいうところじゃなくて、対応するための予算措置をしておると。

あと、道路ストック点検事業の中で、舗装につきましても点検をいたしております。これについては、今年度、悪い、交通量が多くて、舗装がもうし直す必要があるんじゃないかというようなところの路線を我々で抽出いたしまして、その路線について、路面の状況の調査を委託して行っております。

その結果として、優先順位をそれもつけまして、今回、商工団地4号線については、まず第一に取り組む必要があるということで、交付金を活用して、今回、舗装工事を行うという

ことにしております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

8ページの小学校通学路のカラー路側帯ですけど、結構住民の方々から評判がいいって言っちゃいかんけど、本当、わかりやすくなったというお声を聞くんですけど、今後、これ補助金ですかね、どこまでされる予定があるのか。小学校は数はあれはなんで、何年度ぐらいまでというのは。

橋本有功建設部次長兼建設課長

これにつきましては、これも今年度の予算の中で、各小学校、8小学校の交通量ですとか道路状況ですとか、200メートルから300メートルの範囲の中で、検証をさせていただいております。その結果として、今、資料の9ページには、こういう通学路については、カラー舗装化が必要であるというところで、今回対応するというようにしております。

あと、来年度、平成27年度は麓小、鳥栖小、弥生が丘小について対応をする予定にしております。あと、旭小、田代小の区域については、旭小が平成23年度に……。 (発言する者あり)

藤田昌隆委員長

田代は終わるとるよ。

橋本有功建設部次長兼建設課長

平成23年度が旭小をモデルとして行って、そのあと平成24年度に、現在、田代小は、県道と合わせて、市道も含めてさせていただいております。もちろんその2校についても調査いたしておりますので、今後、平成27年度が終わった上で、その2校についても対応については、検討していきたいというふうに思っております。

樋口伸一郎委員

資料の1ページと4ページと7ページをちょっと関連させてのお尋ねなんですけど、まず1ページの歳入の部分ですね。節1、目は土木費、国庫補助金ですね。節1の防災安全交付金とありまして、その中に補助率をパーセンテージで記載されてありまして、額があるんですけど、合わせて4ページを見ていただくと、また同じくこの土木債として、交付金事業として、また上がってますが、この1-55%っていうのは、この1ページの55%を引いた括弧だと思うんですけど、そのあとに90%とありますが、これ、基本的考え方、例えばその橋梁長寿命化事業でいえば7,600万円をずっとこの計算式に基づいて計算していくと、90%で残りの10%が出てくるじゃないですか。その10%の部分の説明をお願いしたいんですけど。

橋本有功建設部次長兼建設課長

10%につきましては、鳥栖市の持ち出し、一般財源で対応するということになっておりまして、ですから、交付金は事業費の55%分出ますよと。あと借りれるお金についても、国のほうで決められておりますので、残りの45%のうちの90%は借りていいですよと。ただし、あと残った部分については、もう市の単独費で賄ってくださいというような形になります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

引き続いてちょっと関連させますけど、7ページにいきまして、今度、歳出ですね。

一番下なんですけど、そこでまた長寿命化としては7,600万円が出ておりまして、歳出としては、それを、今おっしゃったのが全額ここに記載されてるということですね。

ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

はい、そのとおりでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

2点目のお尋ねなんですけども、今度参考資料の9ページ、西依議員さんとちょっと重複するところもございますけど、小学校区域、年次的な御説明いただいたんですけども、この基準、危ないところとか、カラー舗装やろうっていう部分の判断基準といたしますか、もしくは、どこからか意見をいただいているのであれば、その基準を教えていただきたいです。

三澄洋文建設課土木係長

このカラー化につきましては、今年度、計画のほうを策定させていただきまして、基本的にちょっと先ほど課長が申し上げたように、小学校中心からおおむね300メートル範囲の中で、通学路に指定された部分について、現地のほうの確認をさせていただきました。

その中で、当然小学校に近いところにつきましては、なかなか歩道がない部分が多くて、やはり、子供さんたちが集団で通ってるということから、まずもって何が重要視されるのかということで、やはり歩道があるのかないのかということから始めて、まず歩道がないところが一番危険だろうということで、それを最優先にして、その歩道がない部分について、逆に車道の中で、お子さんたちが通るスペースがあるのかないのかということで、次に路側帯の有無、その中で路側帯がまたあるのかないのかで、なければ、今度は自動車の交通量であったり、道路の幅員であったり、あと、通学児童の数であったり、そういったものか

ら優先度をつけさせていただいて決定をしております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

合わせてのお尋ねなんですけど、ということは、行政側が通学路の位置とかをある程度把握した上で、見ておられるということなんですけど、例えば、学校側からの情報であったり、また、保護者からの情報であったりっていうのもその中には含まれているんでしょうか。

三澄洋文建設課土木係長

こちらにつきましては、先ほど課長もちょっと申し上げたと思いますけど、建設課が主体となって、今回、現地を確認させて協議いただきましたけども、建設課主体と別に、これまで教育委員会のほうで、学校関係のほうの御意見、あと警察のほうの交通管理者としての意見、そういったものを合同点検という形で、現地を一緒に見歩いていただいて、その中で、そういう危険箇所というのを抽出していただいていますので、そういったものを今回、ちょっと反映させた形で決定をしてるところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そしたら最後に、この各小学校といいますか、スクールゾーンの危険箇所っていったら多分相当な数あると思うんですよね。年次的に計画されてても全部終わることはないと思うんですよね。いろんなところに、もう細かいところもあればですね。

そういった、今後、先、どこで終わるのかっていうのも難しい話でしょうけど、行政側の考えとしては、そういった安全対策としては引き続き、こういった予算としては組んでいくのかっていう考えを最後をお願いします。

橋本有功建設部次長兼建設課長

通学路の安全性の確保につきましては、平成 24 年度、京都のほうで通学路での重大事故が起こる、ほかにも何件か重なってあったということをきっかけに、国のほうの指導もございまして、市レベルでは建設、教育委員会、そして警察も含めて、合同点検をまず実施をするという形が平成 24 年度から行われています。

それはもちろんその地域の方、学校保護者も含めて。平成 25 年度もそれは引き続き行っておりまして、その中で御指摘のように、いろんな危険箇所があるというところについては、委員会の中でも、閉会中でも御議論をいただいて、いろいろな形で協議をさせていただいたところでございます。

ですから、今後もそれは国のほうからの指導もございますし、教育委員会も含めて、定期的にそういう合同点検は行って、それに対する対応については、もちろん一遍にはできない部分もございますけども、優先度をつけながら対応を図っていきたいというふうには考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

もうこれは安全にかかわることなんで、国からの指導とか指針が示された後にやるのではなくて、鳥栖だけでも行えることは行っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

はい、ほかには。

中川原豊志委員

8 ページ。これは毎年お話をさせてもらってるんですけども、交通安全指導員についてですけど、まず数年前よりちょっと人数のほうも減ってきている状況かなと思います。その辺の確認をまず最初にさせていただいて、何で減ってきているのか。原因がわかればお願いします。

牛嶋英彦建設課管理係長

中川原議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、今、地区の交通安全指導員が、定員が 64 名に対して、平成 25 年度が 59 名っていうことで、ちょっと定員に足りてないという状況がございます。原因については、やはり毎朝交通指導ということで、立っていただくっていうところが、やはり、そこら辺があつたりで、ちょっとなり手がなかなかいらっしやらないっていうところで、地区によっては欠員の状態のところがあるということでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

その中で、そこで、毎年、話をしよつとが、本当に交通指導員さんとか安全指導とかしてもらいの中で、結構やっぱり今の時期だったら、卒業式だとか入学式だとか、ほとんどもうお願いをしている状態、または毎日の小学校、中学校の通学のときにもお世話かけますが、それに対して、かなりね、報酬というか賃金が少ないんじゃないでしょうかって話をさせてもらったと思います。他市の状況もお聞きもしておりますけども、今後その辺も踏まえて、報酬等の見直しの検討はできないものなのか、お尋ねをいたします。

橋本有功建設部次長兼建設課長

報酬につきましては、年間、今8万8,000円ぐらいだったかと思うんですけども、その多寡については、御指摘のようにほかの自治体と比較すれば、低くも高くもない状況ではあるんですけども、おっしゃるように、指導員さんたちの今の御苦勞とか御協力、御支援を考えた場合には、その点についてもひとつ考えていく必要はあるとは思っています。

我々も、交通安全協議会の中の運営委員会を年に4回開いておりますが、その中で、交通安全指導員の代表の方にも入っていただいて、いろいろとお話を伺っておりますので、状況については把握しているつもりでございます。

そこが報酬とどんな関連が必要なのかっていうのは、また、ほかの自治体等との状況も含めながら、考えさせていただければなと思っております。

中川原豊志委員

今年度は、平成26年度か、ぜひね、そういった前向きに、本当、検討としてもらうように、多分同じようなお答えを昨年度ももらったかというふうに思っておりますんで、

よろしく願いをいたします。

と、もう1点。

資料の、これもちょこちょこ話を……。6ページの真ん中ほどの委託料の道路台帳修正委託料600万円。これ毎年このくらいの金額が出てるんですけども、それは毎年毎年やっばり更新しなくちゃいけないところもあるんでしょうけども、毎年毎年、新しい路線だとか新しい道路というのができたりするのかもしれない、路線変更もあるかもしれませんが、その度その度、毎年600万円っていうのは必要なのかなというふうに思うんですが、この辺少し節約といいますか、変わってない路線については、そのまま使えるところもあろうかと思いますが、どんなもんなのかな、ちょっと確認をお願いします。

橋本有功建設部次長兼建設課長

この委託料につきましては、委員おっしゃるように道路台帳、今、建設課のほうでは黒い大きいのが3冊ほどございますけども、それを毎年修正してつくらせていただく金額が600万円という形になっております。おっしゃるように、廃止とか新規の路線が毎年出てまいりますので、それを反映した形で行わせていただいております。一部修正をするよりももう全体でもうしないと、というのが、事業者の方とか、市民の方も、その市道がどの位置にあってということで、台帳を結構御利用いただいております。その際に、例えば、それをコピーするとかいうこともできるようになっておりますので、そのときに結構、紙でできておりますもんで、破損したり状況が見えにくくなったりということも出てまいりますので、全体的にやはり年に1回は、新規につくらせていただいたほうが、そういう見ていただく方への利便性についても必要なのかなというふうに考えております。

中川原豊志委員

データで管理するほうがよっぽどいいのかな、いつも、まだまだ紙ベースでやるのかなっていうふうに思います。そうすると更新ももっと簡単にできるのかなと思いますんで、どっかの時期では考えてもいいのかなと思いますんで、これ一応提案でいいです。

藤田昌隆委員長

ほかにございますでしょうか。

齊藤正治委員

7ページの道路側溝等工事費、これは、今、おそらく要望が上がってきてると思うんですけども、要望に対するパーセンテージは、これどの程度になってるんですかね。

三澄洋文建設課土木係長

現在、平成25年度末に今、要望件数が上がってるのが97件ということで、ちょっと整理をさせていただいてます。そのうち本年度までに、ちょっと過年度も含めて、最後はちょっとできてない分、地元からの要望がいただいても、なかなかその沿線の方の同意がいただけないとか、工法的に莫大な費用がかかるとか、いろんな要素がございまして、そういった意味でちょっとできてない部分が現在11件ほどあるということでございます。

齊藤正治委員

金額的には大体97件に対応する金額がはじかれてる、計上されてるということですか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

今申しあげました数字が今年度中の要望箇所になりますので、当然その残りの分と新年度になれば、新たな御要望も出てくるというところがございますので、それら含めまして、全体としての予算額を今回計上させていただいております。

齊藤正治委員

はい、それはわかりました。

それから道路の新設改良費の中には入ってないんですけども、いわゆるその新産業ができるわけで、鳥南橋が3年後ぐらいには完成するだろうという話で、こないだも出ておりました処理場線、それから豆津から来てる分の堤防、これについては、どのような計画を今、作成されているのかちょっと教えていただきたいと思っておりますけども。

橋本有功建設部次長兼建設課長

処理場線につきましては、一般質問の中でも御質疑がっております。そこでもお答えいたしておりますけども、当然、現在の県道が新産業エリア含め改良されるというところで、県道は県道としての役割が一つあると。

また、旭地区のほうからの御要望の、地元の方が利用する際の安全性を高めるための、衛

生処理場線の整備ということでは、我々も状況については把握しております。交通量等も調べさせていただいておりますし、何回か事故等も起こった経過というのは確認をいたしておりますので、それにつきましては、現道の幅の中で、なんとかそういう事故等がないような対応ができるよう、検討していきたいと思っています。

堤防道路につきましては、国管理の道路になりますので、これにつきましては、国土交通省の筑後川河川事務所のほうに、所長さんが市においでになる、年1回おいでになりますので、その際にも拡幅の要望を、安全性の確保については要望しておるところでございますので、今回こういう形で委員会のほうでも、御提議があったということについては合わせて、お伝えしたいと思っています。

齊藤正治委員

今でもちょっと危険な状況であるわけで、早急にこの対応をしていかないとうまい具合、また、県とのつなぎができない可能性がありますので、そこら辺は、早急な対応をお願いしたいということと、もう一つは、あそこの幸津の踏切の、きのうわざわざ内川委員から御指摘をいただいておりますけども、鹿児島線の、いわゆるその幸津の踏切とあさひ新町の踏切と両方あるわけですけども、これについての、当然、交通量が多くなっていくということで、特に幸津のところは踏切が非常に狭い、だからそこら辺たいの改良についても、今後やっぱり検討をしていただかなければいけないと思いますけども、どのような見解をお持ちか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

御指摘の踏切については地元のほうからも、安全性の確保ということでの御要望、御提案もあっておまして、今年度、その前後の市道の部分について、安全性確保のための拡張を実施したところでございます。踏切自体の部分については、当然JRとの協議にもなっておりますので、なかなかJRさんがどういう形でお受けいただけるのか、または、その地元としての事業という形に当然なってきた場合の予算の確保等もございますので、現在、我々としてできる範囲中で、今しておりますけども、そういう、まだまだ安全性の対応が必要ということについては、JRさんともまた協議を進めていきたいとは思っておりますが、現状では、まだ今年度実施したところでの対応となってる状況でございます。

齊藤正治委員

いわゆる予算の問題でね、この問題はひっかかっていると、JRとの協議は、おそらくJRとして、当然JRは市でしてくださいという話しかないわけで、だから予算の確保について、やはりかかり過ぎるとかかかり過ぎないかっていう問題があるんだろうと思うんですけども、そこら辺たいは、早急な検討をしていかないと、特に幸津のほうはね、トラクターが、耕運機がもう目いっぱい、それさえも通れないような、今、だんだん大型化ってますん

で、そういったことを含めて、やっぱり非常に危険な場所であるということはあると思います。

よろしくお願ひしたいと思いますが、引き続き、河川改良につきましても、これもそうなんですけども、いわゆる中央市場の冠水については、今後どういうふうな対応をされていくのかちょっと……。

松田和敏建設部長

あそこの中央市場のところにつきましては、やはり小原池からの横に雨水のボックスを入れております。どうしても、今ネックになってるのが、今、今村病院となっておりますけども、あそこのところに埋設された、以前からの水路がございます。そこを改良することが基本的な解消になるということでございます。

ただ、あそこがなかなか解消ができなかったものですから、今の中央市場内に水路を、何年前になりますか、ちょっと埋設させていただいたんですけども、それでもやはりどうしても県道からあふれるということで、基本的な解消に向けた、ところの水路ということで今、こうしたらいいというお示しができないものですから、本当大変申しわけございませんけれども、抜本的な雨水対策に向けられるよう、私どもも検討していくということでございます。すいません。

齊藤正治委員

これは長年の懸案事項であると思うんですよね。だから、もう少し地元と、地元っていつでも、要は冠水しないようにしてもらえばいいわけだけど、もうちょっと具体的に事が進むようなやっぱり体制っていうか、そういう計画なり何なりをやっぱりやっていかないといけないんだろうと思いますよね。

だから今のままで、部長が一生懸命、一生懸命、頭ん中で考えるだけじゃなくって、きちんとやっぱり、建設課の職員の皆さん方で、やっぱりそういった対応をとっていく体制づくりを、まずしてから……。

話はこうすればこうなるんでしょうけども、これもまた予算との兼ね合いもあったり、個人的な財産の話があったりする話だけど、やっぱり解決しないことには、今のままではやっぱり中央市場が、鳥栖の駅前が大水のたんびに冠水するというような、非常に珍しい鳥栖駅の駅前でございますので、そこら辺は十分やっぱり今後検討していただきたいと思っております。

それからもう一つ西田川の件につきまして、国、県、市、あるわけでしょうけども、現実には、どこがどういうふうに、今大分拡幅されてきとって、どこに原因が本当に出てきよんのかっていうのは、だんだん次第にわかってきてると思うんですけども、今後のやっぱり考え

方についてちょっとお聞かせいただきたいと……。

橋本有功建設部次長兼建設課長

西田川の改修につきましては、平成16年度から平成30年度までの改良整備ということで、現在、県の土木事務所のほうで対応されております。

今回、議長を初め議会の皆様のほうの御尽力もあり、国、県等へ、そういう要望書も改めて出させていただいております、県、国のほうでも、その旨の動きが今後出てくるかとは思いますが。

その部分が整備されれば、当然その流域あるいは旭地区の皆様方の雨水排水等の状況が変わっていくことと思っておりますので、それまでの間については、これも一般質問の中でも御回答させていただいておりますけども、そういう水路等が埋まって流れが悪いというような状況をつくらぬよう、改良なり対応を図っていく必要があると思っております。

齊藤正治委員

考え方はわかってるんですけども、問題は、今、一番当初、西田川の拡幅が、あれだけ川幅がね、広がる前までは、すぐあそこに南風というところがありますけども、あそこら辺まで水位が上がっていったわけですね。だけど、今、川幅が広がってから、水位がそこまでいかなかったんですよ。だけど、逆に、もっと上のほうのね、交差点とか、通学路ありますけども、それとかずっと上のほうはもともとからあれですけども、いわゆる去年の7月3日には、国道34号近くまで行ったということから考えてみると、本当に西田川に問題があるのか。それとその途中でね、バイパスじゃないけど、そういったところに問題があることが……、その調査が私は今、市としてね、当然せんばいかん話だと思うんですね。

今やってることは、要するに国が、国と県にお願いして、水門をこうして河川を広げてもらってるけど、だけどそれだけでは、解決しないというように、今の状況から見たら、水の流れからいったらね、そう感じてますけども。

だからそこら辺の高低差も含めてそうですけども、どことどこの河川の、非常にクランクになってますから、とりにくいんだろと思うんですけども、そういったこともやっぱり客観的にデータをしてから、そして整備を順次どこからせんばいかんということをしていかんと、これもまたいかんじゃなかろうかと思うんですね。だからそういったことにもやっぱり取り組んでいただきたいというように思っております。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

西依義規委員

さっき市営住宅のところで耐久年数とか老朽化とか話をしたんですけど、全体の鳥栖市が保有する施設っていうのはこの課でされてるんですか、その管理運営っていうか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

公共施設のファシリティマネジメントと申しますけども、その対策ですね。これも合わせて、やはり老朽化が進んでおりますので、この部分については、うちのほうの建築担当がございまして、そこでまず、現在、平成 22 年度ぐらいから調査を行いまして、取り組んでる最中でございます。

そういう建設部分、機械部分、電気の部分等々ございまして、じゃあそれらをどういった形で、長寿命化していくのか、それも維持保全っていう部分がございまして。これもやはり考え方としては、壊れる前に、保全して、長もちさせましょうということの方向性で現在計画を策定しております、この部分については、やはり橋梁も含めて、そういう公共的な施設の維持保全について現在策定をしております、平成 27 年度には、全体的な計画を策定したいと思っております。

西依義規委員

今、最老齢な施設が鳥栖市役所なんですか、また違う古いのがあるんですかね。

そういったのは把握されてない……、それが改修が……。

あともう一つ、トスパレスって、鳥栖市の持ち物ですかね。あれ、今ふさいだまんまで、何もされてないんですが、あれは鳥栖市のもちろんど真ん中の、前はシンボリックな場所にあつて、あのまま放置されるのかどうかっていうのは、ここで質問していいですか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

トスパレスにつきましては、建物については市のものだと思います。所管はについてはちょっと建設課のほうではございませんので、今後の取り扱いについてはちょっと私のほうからはお答えは、ちょっと差し控えさせていただきます。

萩原有高建設課参事兼課長補佐兼建築係長

鳥栖市の建物でございまして、全体で 156 施設ございまして。その中で、庁舎より古いものということでございまして、大体築 30 年以上というのが大体 48%ということで、かなり老朽化した施設もございまして。例えば、図書館、文化財施設とか、そういう部分で、旧図書館でありました田代の施設なんかは一番古いものでございまして。

以上でございます。

西依義規委員

先ほどその保全計画ですか、それを立てますと言って、それが出てから見て、どこが直っていくならっていうのがわかるっていうことですかね。出てこない間は、一般会計っていう

か、そこに予算としては出てこずに、その計画をして、保全計画をしてから、それからずつと出てくるっていうことなんですか。

機械とかの部分は出てるんですかね。

橋本有功建設部次長兼建設課長

現時点では、そういう修復が必要が出てきた段階で今、対応を図っておるんですけども、そういうやり方ではなくて、先ほど申し上げましたように、予防保全と。そういう事象が出てくる前に、改修をしていきたいと思いますという計画を平成 27 年度に立てて、年次的な、橋梁長寿命化事業みたいな形で対応できればということ考えております。

ですから、今現時点では、事象が出てきたときに補修をするというようなことの対応。とあと、大きな建物、小学校とかについては、何年かごとに改修が必要ですよという形での対応を図っておるといってごさいます。

西依義規委員

多分、前に内川議員さんも、この市役所のことを言ってらっしゃって、市民の皆さんの市役所っていう、僕も思うんですね、市役所職員の方の市役所じゃなくて。そういったものの方向づけをされて、僕はその改修計画なり、もう新築計画なりを検討なりされたほうが、まちづくりの主役は市民ですっていう、まさしくシンボリックな建物になっていけばいいのかなと思いますんで、すいません、最後は要望でございます。

以上です。

内川隆則委員

一つは大した話やないけど、さっき通学路のカラーの問題やけど、あらブルー……、何であざやかな色ば使うとかねっちゅうて、一番目立たん色ば使うかねっち思う。筑紫野はブルーじゃんね。小郡はグリーンじゃなかったかなと思うけど、道路のプロのあんたたちに言うのは釈迦に説法かもしれんばってん、追い越し違反の黄色のあの中央線は、何で黄色かっていうと、一番目立つ色やっけん、黄色しとつとよね。

何であざやかな色しとつか、ちょっと。

橋本有功建設部次長兼建設課長

確かに一番目立つ色というところが、車とか通行する人たちにとってはわかりやすいというところで、我々も、どういう色にするかというのは協議検討を行ってきております。

黄色につきましては、規制色ということで、これはもう警察のほうから止められる色で、あと青とか、今のあずき色とかいうところで検討を重ねたんですけども、やはり地域の人たちの景観というか、もちろん通過交通にとっては一番目立つ色なんですけども、やはり住んでらっしゃる方が、毎日余り派手な色になると、その辺の思いも出てくるということも一つ

あることと、田代について言うと、やはり長崎街道という一つの歴史的な道路でもあるというところも判断して、総合的にちょっと落ちついた色になったというところでございます。

藤田昌隆委員長

もういいですか。

内川隆則委員

もういいです。次。

県道ね、今、二、三、県道の話も出よかったけど、県道についての窓口ていうのは、交通対策課ね、ここね、建設課ね、ちょっと教えて。

松田和敏建設部長

県道の整備とかそういった要望をするところは、当然、国道・交通のほうで、県道、国道に関する要望等は行っております。そういった部分的な修繕とか、そういった話というか、現場の話だったらもう建設でも、国道・交通でも、よろしいんですけども、一般的な整備に関することでしたら、国道・交通のほうです。

内川隆則委員

交通対策課は国道・交通対策課になっとなっけん、県道っちゅう言葉の入っとならんみやあけん、あえて聞いたとばってん、しかし、どっちかにしてくれるほうがね、責任のなすり合いみたいな感じになってくる可能性のあるけ、その辺ははっきりしとってもらほうが、私たちは助かると思うけど。

松田和敏建設部長

国道、県道の整備に関することにつきましては、国道・交通対策課で行っておりますので、よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

それでは、質疑はないようでございますので、建設課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、都市整備課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をします。

午前 11 時 12 分休憩

〇〇

午前 11 時 20 分開議

藤田昌隆委員長

再開します。



都市整備課

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

これより都市整備課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算を議題とします。

執行部の説明を求めます。

野田 浩都市整備課長

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算中、都市整備課関係分の主なものについて御説明いたします。

委員会資料の12ページをお願いいたします。

目4. 土木使用料、節2. 都市計画使用料につきましては、公園内にある電柱、自販機、使用料及び鳥栖駅東駐車場使用料でございます。

同じく節4. 新幹線対策使用料につきましては、新鳥栖駅西口及びパーク・アンド・ライド駐車場使用料でございます。

目1. 財産貸付収入、節1. 土地貸付収入につきましては、都市開発基金により購入した先行取得用地を駐車場として貸し付けている11台分の収入でございます。

その下、目2. 利子及び配当金、節1. 利子及び配当金。これは都市開発基金及び新幹線濁水被害対策基金の利子見込みでございます。

13ページをお願いいたします。

目5. 都市開発基金繰入金、節1. 都市開発基金繰入金につきましては、都市開発基金から一般会計への繰入金でございます。

目4. 雑入、節4. 雑入につきましては、都市計画図及び白図の地図販売代金、サガン鳥栖支援による都市公園3カ所と鳥栖駅東駐車場のサガンドリームスからの自販機の電気料の収入でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

歳出分でございます。

目 1. 都市計画総務費で、節 1. 報酬につきましては、都市計画審議会 13 名分の報酬でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、都市整備課職員 12 名中、新幹線対策係 3 名を除く 9 名分の人件費でございます。

節 9. 旅費につきましては、一般旅費と都市計画審議会の研修旅費などを含む費用弁済に伴う費用でございます。

節 11. 需用費につきましては、消耗品、コピー使用料、都市計画図の白図及び白図の欠品分の印刷代でございます。

節 14. 使用料及び賃借料につきましては、公共工事積算システムの借上料及び都市計画審議会研修のバスの借上料でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、全国及び佐賀県都市計画協会への負担金でございます。

節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、鳥栖北部丘陵新都市開発整備事業に伴います UR 都市再生機構への関連公共立替金の償還金でございます。

参考資料の 11 をお願いいたします。

事業名、都市計画事務経費でございます。本年度予算 9,733 万 2,000 円、前年度 1 億 248 万 9,000 円、増減が 515 万 7,000 円の減額となっております。

次のページをお願いいたします。次のページに、目的でございます。

北部丘陵新都市開発事業における道路、都市公園、下水、河川、区画整理などの都市再生機構が行う一定要件に該当する市街地整備事業に関した、特定公共施設の整備を地方公共団体の同意を得て、都市再生機構が施行した制度に基づく事業費の償還分でございます。市の負担分の長期で返すものでございます。

事業内容として、平成 5 年度より平成 33 年度までの 29 年間で償還する事業です。

次のページに、平成 5 年から平成 33 年までの償還金の額を入れております。去年まで、平成 25 年度で大体ピークを過ぎて、これから大体 1,000 万円ずつぐらい減っていくような金額になっております。

資料の 15 ページをまたお願いいたします。

目 2. 公園管理費、節 11. 需用費につきましては、市内公園の電気料、上下水道料、修繕料等でございます。

節 13. 委託料につきましては、都市公園 25 カ所の造園業者への管理委託、開発公園、児童遊園等への鳥栖市シルバー人材センターへの年間管理、トイレ、公園内の清掃等の福祉施設や地元への管理委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、東公園の遊歩道整備、中央公園と朝日山公園の男女トイレ和式便器の洋式化、市民公園の給水管布設、朝日山公園中腹の遊具広場、くみ取り式トイレの撤去等の工事を予定しております。

目 3. 街路事業費、節 13. 委託料につきましては、都市計画道路整備に伴う残地の草刈り委託料でございます。

16 ページをお願いいたします。

目 4. 緑化推進費で、節 8. 報償費につきましては、花の日に開催いたします教室の講師謝礼、人生記念樹の苗木代などがございます。

節 11. 需用費につきましては、花の日に開催する盆景、ガーデニング、フラワーアレンジメント教室に伴う消耗品、無料配布用の花苗、関係者への昼食代などがございます。

節 13. 委託料につきましては、花苗移植委託料で、市民公園、市民文化会館前、市役所内、本通り、新鳥栖駅前フラワーポット、鳥栖駅東ロータリー内の花壇の管理に要する費用でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、花とみどりの推進協議会への補助でございます。

目 6. まちづくり推進費で、節 11. 需用費につきましては、鳥栖駅東駐車場水銀灯照明の電気料でございます。

節 13. 委託料につきましては、鳥栖駅東駐車場の管理に伴う委託料でございます。

節 15. 工事請負費につきましては、鳥栖駅東駐車場の一部で白線を引き直すものでございます。

節 25. 積立金につきましては、都市開発基金の利子相当分を積み立てるものでございます。

17 ページをお願いいたします。

目 1. 新幹線対策総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、新幹線対策係 3 名中 1 名分の人件費でございます。

目 2. 新幹線対策費で節 11. 需用費につきましては、新鳥栖駅周辺施設、みんなのトイレ、自由通路、駐車場の電気料、上下水道料と減濁水対策のポンプ施設 3 カ所の電気料でございます。

節 13. 委託料につきましては、同じく、新鳥栖駅周辺施設の管理、清掃、保守点検業務及び減濁水対策ポンプ施設の保守管理の費用でございます。

節 19. 負担金及び補助金につきましては、新幹線さが未来づくり協議会及び新幹線、九州新幹線西九州ルート地域振興連絡協議会への負担金でございます。

節 25. 積立金につきましては、減濁水対策基金の利子相当分を積み立てるものでござい

す。

節 28. 繰出金につきましては、新鳥栖駅西土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。

以上、都市整備課分、議案乙第 9 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計予算の説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

資料と、こっちの予算書のほうをちょっと照り合わせた質問で 1 点ございます。資料のほうは 14 ページです。

節の 14 の使用料及びっていうところなんですけど、これ 40 万 7,000 円とございます。合わせて予算書のほうの 153 ページの同じ節 14 を見ますと、50 万 1,000 円ということで、項目別に見れば、担当の課というか都市整備課でない部分があって、この予算書とこの説明書のずれがあるのはわかるんですけど、内容が同じ内容になってますんで、このバス借上料の 9 万 3,000 円とこの 18 万 7,000 円がずれてきてると思うんで、その中身、同じ項目で、担当課といたしますかが違うんでしょうから、そこの説明を額がただずれてるような認識をしてまいりますので、お願いいたします。

藤田昌隆委員長

質問の意味わかりますか。

野田 浩都市整備課長

18 万 7,000 円のうち 9 万 3,000 円の方でございますね。これは多分、国道・交通対策課の分の借上料か何かだと……。〔何かだと〕と呼ぶ者あり〕

資料の 22 ページをお願いいたします。

節 14 の使用料及び賃借料で、バスの日、バス等の借上料となっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そしたらこっちの常任委員会の資料としては、この予算書に対するこの委員会での説明資料だと思いますんで、こっちをやっぱりどうしても見てしまうと思いますんで、このバスの借上料とかの部分で、中身で分けてるようなものに関しては、何かちょっとわかりやすくというか、あればいいのかなというふうに思いますので、提案っていうか、申させていただきます。

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかにございますか。

齊藤正治委員

都市計画の、14 ページの金額は、さることながら、いわゆる……。

藤田昌隆委員長

何ページでしょうか。

齊藤正治委員

14 ページの都市計画審議会の佐賀県都市計画協会負担金っていうことであるわけですが、金額はさることながら、いわゆる都市計画について、こないだも質問が出ておりましたとおり、いわゆる線引きの問題と人口が、いわゆる市外、旧町村では高齢化とともに、人口が減ってるということについて、いわゆる 50 戸連たん制度を導入しとるわけですが、現在の導入した地域があるのかないのか。50 戸連たん制度ですね。

野田 浩都市整備課長

50 戸連たん制度につきましては、地元の区長さんに、まず 50 戸連たん進めるために、調査をするようにしております。その調査費を計上するのに、12 月ぐらいに聞き取りを行っております。今のところ、まだ 50 戸連たんを活用した開発につきましては、出てきておりません。

以上です。

齊藤正治委員

出ない理由というのが恐らくあると思うんですけども、どのようにお考えか……。

野田 浩都市整備課長

地元で、暮らされていて、新しい住宅ができることによって、いろんな弊害も出てくるんじゃないかなと。その辺もあるんじゃないかなと思っております。

齊藤正治委員

同じように佐賀県内に、50 戸連たん制度、佐賀市がとってる……。鳥栖市と 2 カ所になるわけですが、佐賀市のほうはいわゆる規制が緩やかで——緩やかかって言ったらおかしいです——連たんしてるところのその周りがね、非常に余裕があって、ただ鳥栖の場合はもうがつつの線を引いとるわけですね。その使い方の問題、考え方の問題っていうか、そこに問題があると、一番大きなところはね。

だからもうちょっと柔軟な、おそらく県とお話されてからの話で、こういう指導を受けたわけでしょうけども、そうじゃなくって、やっぱり鳥栖はこんなんですよっていうことができないのかどうかですね。今後再検討ができないのか、その点お願いいたします。

野田 浩都市整備課長

齊藤議員御指摘のように、50戸連たんでできるエリアをもう線で定めております。その拡大ということだと思いますけど、十分調査して検討してみたいと思います。

齊藤正治委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひますけども、それとともにいわゆる線引きの廃止も含めて、御検討をお願ひをしたいという……。

松田和敏建設部長

線引きの廃止というお話ですけども、今、基礎調査を行っております。そういった中で、また、見直しのほうを検討していくような形になりますので、今、線引きの廃止ということでは、ちょっと示すことできませんけれども、見直しの検討に入る基礎調査ということで、よろしくお願ひいたします。

齊藤正治委員

私は――何って言うんですかね――県が、佐賀県が主導してやっているというところに、佐賀県はずっと西のほうの田舎のほうと、どちらかっちゃうと福岡県、鳥栖市と両方をもつてしてるわけで、実情を調べてはいるんだろうけども、おそらく、人口はやっぱりふえてるところと減ってるところで、将来的には佐賀県全体としては減っていくわけでしょうけども。

だけどそれを同じような佐賀県の調子でずうっと行っていきよつと、おそらく鳥栖も埋没していくんじゃないかろうかというような気がするわけですよ。

そこら辺はやっぱり鳥栖は、やっぱりこの福岡のエリア内であるということをはきちんとやっぱり念頭に置いて、どういう都市計画を打っていくのかっていうのを考えていく必要があるというように私は思ひますので、そこら辺含めて御検討いただければと思ひますけども。よろしゅうございますか。

藤田昌隆委員長

返答できますか。

野田 浩都市整備課長

部長が申したように、基礎調査で十分調査をいたしまして、見直しの件でございますけど、人口フレームなり産業フレームで拡大する方策を、今後とっていかうと思っております。

齊藤正治委員

佐賀県の動き方を見ていっても――何と申しますかね――要するに、人口がこれだけ、今、80万人から60万人に減っていくよつていう、それは自然だからしょうがないよつてひよつとしたら思ってるのかもわかりませんが、その対策って何もとってないんですよ、基本的に。

まちづくりのどうかこうとかってはおっしゃるけど、ただ人口に対する減り方っていうのは、自然といえば自然やけど、ただそういうのをとってないというところに、一つのやっぱり魅力ある佐賀県ができてきてないのかなというようなことを思っております。

それからもう一つ、新幹線の西九州ルートですね。これの進捗状況につきましてちょっとお尋ねを申し上げます。

藤田昌隆委員長

新幹線ですか。

野田 浩都市整備課長

新幹線西九州ルートでございます。国の発表によれば、新鳥栖駅からフリーゲージトレインで武雄まで行って、それからまたフル規格で長崎まで行くというということで、平成34年度ごろの開業予定と、その程度しかわかりませんが。

齊藤正治委員

分かりました。よかです。

西依義規委員

この都市整備課で、重点的にやられてるのが、新鳥栖駅周辺の土地の整備だと思うんですけど、今後、整備終わりますよね。前は例えば北部丘陵のほうで、今、お金も返してて、今後都市整備課として、どっかやるっていう、ここを整備するっていうのは、何か計画かなんかあるんですか。どれを見たらわかるんですか。もう次の話です、もう新鳥栖駅の次の話です。

野田 浩都市整備課長

次の展開ということでございますが、新鳥栖駅周辺、基盤整備終わらして、全体的に朝日山とかあの辺の河川のあたりを整備する方向で今考えているところでございます。

松田和敏建設部長

西依議員のおっしゃってることは、次の区画整理とかそういったところはないのかという御質問だと思います。

今後につきましては、現状で申しますと、新鳥栖駅の西側の区画整理で、来年度で事業については、大方が済みます。その次というのは、特に今、計画的にしているところはございません。

西依義規委員

いや、この例えば、主要予算一覧にも、都市整備課さんないんですよね。要は主要がないのかなと思って、別会計で多分されてるから、ここに載ってないんで、できたらその重点、課長の宣言にも重点にも、新鳥栖駅のことしか書いてないんですよね。新鳥栖駅のためにつ

くられた都市整備課という考えでいいですかね。

野田 浩都市整備課長

都市整備課につきましては、市内の百九十数カ所の公園の管理及び、以前は街路事業もやっておりました。街路事業が、今、滞ってる部分もございますので、今後、街路事業等の計画もしていきたいと考えております。

西依義規委員

私、一般質問で公園のほう、ちょっとさせいただいたんで、何とかそっちにもっていこう、もっていこうとしてたんですけど、できたらそういう、普通の安全整備はもちろん必要だと思うんですけど、何か主要プロジェクトなりの今後の計画。課の名前が、僕は都市整備課とていいと思うよ、都市整備課。未来的なもっともっとよくなるような都市整備課だと思うんで、そういったところをぜひ市民の皆様にも、こういった未来が開けるような案がもっと出てきたらなと思ったんで、ちょっと聞かせていただきました。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい。ほかに。

中川原豊志委員

資料の 17 ページの節 13. 委託料の新鳥栖駅周辺施設の管理委託についてちょっともう少し詳しく、御説明をお願いします。

周辺施設の施設ちゅうのはどういうのが該当するのかっていうのも含めて。

野田 浩都市整備課長

施設の内容でございます。

自由通路のエスカレーター、エレベーターの管理、清掃、保守点検が主なものでございます。あとパーク・アンド・ライド駐車場の管理が主なものでございます。

中川原豊志委員

そこは 1 社に 2,859 万円という形で委託をされてらっしゃるんですか。

成富光祐都市整備課長補佐兼新幹線対策係長

みんなのトイレ、自由通路の清掃を 1 社行っております、新鳥栖駅周辺施設の管理がまた別にあります。それから、自由通路の昇降機の保守点検業務ということで 3 業者が入っております。

中川原豊志委員

結構いい金額というか、結構な金額なんでちょっと確認をさせていただきました。

ありがとうございます。よかです。

江副康成委員

17 ページの節 19. 負担金補助及び交付金。九州新幹線西九州ルート地域振興連絡協議会負担金 1 万円に関してのお尋ねなんですけども、昨年、この会議が行われたのかどうか、あるいは出席されたのか、あるいは、そのあたりの情報を教えていただけませんか。

成富光祐都市整備課長補佐兼新幹線対策係長

新幹線未来づくり協議会のほうは……。 (「その下」と呼ぶ者あり)

新幹線西九州ルート振興連絡協議会のほうにつきましては、将来、在来線を通るということで踏切の関係で協議がっております。(「出席したか、してないか」と呼ぶ者あり)

野田 浩都市整備課長

平成 25 年の 5 月 13 日にニューオータニで協議会の総会がっております。(発言する者あり)

藤田昌隆委員長

会議があったのか、それに参加したのかっていう御質問です。

野田 浩都市整備課長

武雄市役所でありまして、出席しております。

江副康成委員

その出席されたメンバーの方とかわかるんですか。

成富光祐都市整備課長補佐兼新幹線対策係長

メンバーにつきましては、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神崎市、佐賀市、久保田町、小城市、江北町、大町町、武雄市、嬉野市となっております。

江副康成委員

その議事録とかあれば、すいませんけど、あとで見せていただけないかなと思うんですけども。

藤田昌隆委員長

委員会としてじゃなくて個人でよろしいですか。

江副康成委員

委員会でも結構ですけど。

成富光祐都市整備課長補佐兼新幹線対策係長

こちらのほうにございませんで、事務局のほうに、ちょっと確認したいと思います。

武雄市のほうが事務局になっておりますので、そちらのほうにちょっと確認をとらせていただきたいと思います。

江副康成委員

よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

松田和敏建設部長

今の西九州ルートの議事録ということですけども、本議会中にどうかなということもあるんですけども、それはまた後日でよろしいでしょうか。

藤田昌隆委員長

委員会中、開催中でなくてもいいということですね。

はい。それでは……、失礼しました、どうぞ。

森山 林委員

12 ページです。鳥栖駅東の駐車場の料金、使用料ですね。そすと新鳥栖駅、これはもう完全に新鳥栖駅のほうが多くなっておりまして、こないだ補正をしました、料金ですね。

この料金、全体的見ると、新幹線、新鳥栖駅、これの使用料が、こないだ 159 万 4,000 円補正されております。今回はもうそのままの事態で、そう、駐車料が全然伸びとらない状況ですけども、去年これだけ当初予算からすると伸びとってでしょうが、新鳥栖駅の分が。そういった場合については、もう今回ほぼ前年並みということで、ちょっと見ると、13 万円ぐらいしかふえとらんです。

今後、新鳥栖駅、非常に安うございますので、かなり多いですよ、100 円でできますので。あそこ駅東になると 300 円払わないかんということで、あそこの分がかなりこちらのほうに来ているのかなど。だから今、あそこのほうがもういっぱいいっぱい、かなり新鳥栖駅が、今後の計画という、パーク・アンド・ライドっちゅうことで、あそこされておりますけども、そういったことはないと思いますけども、使用料についてはまた当然、おそらくふえると思います。

それから駅東はサッカーのときがかなりもう満車で、かなりふえております。もう全然入られないような状況で、なっておりますので、駅東もそうですね。こちらのほうでホームゲームがあつときには、相当なあれが上がりよつと思いますけども、そこら辺、お願いいたします。

野田 浩都市整備課長

森山議員御指摘のように、平成 23 年度から比較しますと、平成 25 年度見込みでございますけど、1.37 倍ぐらい、金額ベースでなっております。

確かにサッカーのときも、新駅、パーク・アンド・ライド駐車場につきましては、もう満車になる状態でございます。鳥栖駅東につきましては、前々年ほどの減りはございませんし、

J 1 に上がってサッカーで駐車場を利用される方もふえてきておりますので、駅東については、大体そのまま推移するんじゃないかなと考えるところでございます。

森山 林委員

一応、こないだの補正では、当初予算からすると 42 万 9,000 円減額されております。ということは、今回もそのままの前年並みということでされておまして、あとは新鳥栖駅周辺、これはおそらく、何でこれだけの当初予算から百五十何万円もね、補正をされておりますので、今後、伸びとしても、幾らかあるのかないかなということでございました。

はい、ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

それでは本案に対する質疑を終わります。



議案乙第 13 号 平成 26 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 13 号 平成 26 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計予算を議題とします。

執行部の説明を求めます。

野田 浩都市整備課長

議案乙第 13 号 平成 26 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理事業特別会計予算について、御説明をいたします。

委員会資料の 18 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金につきましては、駅西区画整理事業に伴います一般会計からの繰り入れるものでございます。

19 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

目 1. 土地区画整理事業費、節 1. 報酬につきましては、新鳥栖駅西土地区画整理審議会委員 10 名分の 3 回分の報酬でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、新幹線対策係 3 名中、特別会計職員 2 名の人件費でございます。

節 13. 委託料につきましては、今年度、整地工事が完了したことによりまして、換地処分に伴います土地区画整理登記清算事務等の業務と宅地利用、主に乗り入れ口に伴う電線共同溝地上施設の移設に係る委託料でございます。

参考資料の 13 をお願いいたします。

事業名、新鳥栖駅西土地区画整理事業の委託料でございます。目的と事業内容、事業内容のほうを御説明したいと思います。

先ほど申しましたように、この下の表でいう 7 の移転工事までが今年度末で 1 街区の整地工事が完了しまして、境界が確定いたします。8 番の換地計画、街区及び各地の工事施工誤差等も含めた面積を確定し、最終的に従前の土地に対してどのような換地を定めるか、清算金はどうなるかというような定めるものがございます。それに 9 番、換地処分、土地建物の登記、清算金の徴収交付等が審議会等に諮られて知事の認可等も受けた上で、最終的には区画整理事業が完成いたします。

資料のほうにまた戻っていただきたいと思います。

節 15. 工事請負費につきましては、各宅地への乗り入れ口の設置、上下水道の引き込み等にかかる費用でございます。

次に、参考資料の 14 をお願いいたします。

事業内容です。乗り入れ口工事 8 カ所、上下水道工事 10 カ所。次のページに、位置をマーキングしております。星印の分が上下水道の取り出しのみ、丸印が乗り入れ口及び上下水道の取り出し工事で、宅地利用等の関係で増減、変更が出てくることもございます。

委員会資料の 20 ページにお戻りください。

目 1. 元金と目 2. 利子、節 23. 賠償金利子及び割引料につきましては、地方債の償還に伴います市債償還、償還元金及び市債償還利子でございます。

以上、議案乙第 13 号 平成 26 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理事業特別会計予算の御説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

藤田昌隆委員長

それでは、これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。それでは、都市整備課関係議案の質疑を終わります。

次に、国道・交通対策関係議案の審査なんですが、13 時 10 分から審査をやりますので、ただいまから昼食タイムでございます。

以上。

午後0時休憩



午後1時6分開議

国道・交通対策課

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

これより、国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算を議題とします。

執行部の説明を求めます。

小柳 誠国道・交通対策課長

国道・交通対策課関係分について御説明させていただきます。

委員会資料の21ページをお願いいたします。

歳入分でございます。

目4. 雑入、節4. 雑入につきましては、鳥栖駅前広場のコインパーキングの電気料でございます。

22ページをお願いいたします。

歳出分でございます。

目1. 都市計画総務費で、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、国道・交通対策課5名の人件費相当分でございます。

節8. 報償費につきましては、地域公共交通会議等の委員会謝金でございます。

節9. 旅費につきましては、関係機関協議の一般旅費でございます。

節11. 需用費につきましては、消耗品費、コピー料、バスマップ印刷費、鳥栖駅前広場の電気料等でございます。

節13. 委託料につきましては、ミニバスの鳥栖・田代地区及び基里・旭地区の運行委託料

でございます。詳細について配付している参考資料で御説明いたします。

参考資料の 16 ページをお願いいたします。

事業名は地域公共交通確保維持改善事業でございます。目的は、鳥栖市地域公共交通交通総合連携計画に基づく、交通空白地の対応として、鳥栖・田代地区及び基里・旭地区にミニバスを運行を行っております。

事業内容につきましては、運行は日曜祝日、お盆、年末年始を除きます。鳥栖地区、旭地区には月水金の 1 日各 7 便、田代・基里地区は火木土の 1 日各 7 便、運賃は一律 200 円で運行しております。

予算につきましては、報償費、消耗品費、印刷製本費、委託料としまして、鳥栖・田代地区ミニバス運行業務委託料のほうで 193 万 3,000 円、基里・旭地区ミニバス運行業務委託料は、173 万 8,000 円でございます。

次に、参考資料の 18 ページをお願いいたします。

一番下の③鳥栖市のミニバスの、ごらんください。

直近 10 月から 1 月の 4 カ月を前年度比較しております。輸送人員につきましては、平成 21 年 10 月から運行している鳥栖・田代地区は、対前年同比で 112.6%、平成 24 年 10 月から運行している基里・旭地区は対前年度比で 107.7%でございます。1 便当たりの輸送人員平均につきましては、鳥栖・田代地区は対前年度比で 112.7%、基里・旭地区は対前年度 108% となっております。

運賃収入につきましては、鳥栖・田代地区は対前年度比 116.3%、基里・旭地区は対前年度 106.4%でございます。

次に、委員会資料に戻ります。委員会資料の 22 ページをお願いいたします。

節 14. 使用料及び賃借料につきましては、バスの日のバス借上料でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、各種期成会等の負担金及び地方バス路線維持費補助として、市内 3 路線、河内線、麓線、弥生が丘線、広域線 3 路線につきましては、久留米鳥栖線、鳥栖神埼線、綾部線へ補助金でございます。

詳細については、参考資料の 17 ページをお願いいたします。

事業名、地方バス路線維持費補助でございます。目的は、市内を運行する路線バスの、先ほど申しました、市内 3 路線、広域 3 路線の運行事業者に対し補助金を交付することにより、路線バスの維持を図っております。

2. 事業内容につきましては、運行事業者は、西鉄バス佐賀株式会社でございます。

予算につきましては、まず市内線の補助額は、河内線は 944 万 3,000 円、麓線は 1,105 万 8,000 円、弥生が丘線は 657 万 2,000 円、合計で 2,707 万 3,000 円でございます。

次に、広域線の補助額は、久留米鳥栖線は 917 万 3,000 円、鳥栖神埼線は 619 万円、綾部線は 482 万円、合計 2,018 万 2,000 円でございます。市内線と広域線を合計しますと、4,725 万 5,000 円でございます。

次に、参考資料の 18 ページをお願いいたします。

上段の 1. 市内線をごらんください。こちら直近 10 月から 1 月までの 4 カ月の前年度と比較しております。輸送人員は、市内 3 路線の合計で対前年度比 102.6%でございます。1 便当たりの輸送人員平均については、市内 3 路線合計で対前年度比 102.3%でございます。運賃収入につきましては、市内線 3 路線の合計で対前年度比 100.7%でございます。

次に、中段の②広域線をごらんください。輸送人員は、広域 3 路線合計で対前年度比 103.5%でございます。1 便当たりの輸送人員については、広域線 3 路線合計で対前年度比が 101.8%でございます。運賃収入につきましては、広域 3 路線合計で対前年度比 99.9%でございます。

次に、また委員会資料に戻ります。委員会資料の 23 ページをお願いいたします。

目 3. 街路事業費で、節 9. 旅費につきましては、関係機関協議の一般旅費でございます。

節 11. 需用費につきましては、消耗品費として、駅前照明の交換の電球等代でございます。

以上、国道・交通対策課分、議案乙第 9 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

ミニバスの件でお尋ねをします。補足資料で 18 ページをお願いします。

一番下段の③なんですけど、パーセンテージが約 100%ということで、同じ方が乗ってるのかなという認識を、私自身はしてるんですけど、地区ごとでもよろしいんで、収支状況を踏まえて、全体の費用と、簡単にいうと、赤字、黒字というのがあると思うんですけど、その辺の収支状況をお尋ねできればと思います。

藤田昌隆委員長

回答できますか。

古賀和教国道・交通対策課参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長

収支状況で、平成 25 年度決算見込みということで、報告をさせていただきたいというふうになってます。

鳥栖・田代地区の運行費用が 635 万 3,326 円、基里・旭地区が 635 万 7,477 円の運行費用

総額が1,271万803円となっております。それと鳥栖・田代地区の収入見込みですけれども、255万1,200円、それと、基里・旭地区が109万4,000円の合計の364万5,200円となっております。

それで、運行費用から運送収入を差し引きまして、それから、国の補助金がございますので、その補助金を引いたところが、鳥栖市の負担となります。それで、鳥栖・田代地区につきましては、補助金の、国庫補助金見込みが192万2,000円となっております。それと、基里・旭地区が214万3,000円の合計の406万5,000円となっております。それで、鳥栖・田代地区の市の負担見込みが188万126円、基里・旭地区が312万477円、市の負担見込みが500万603円ということになっております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

これは、人間的なデータはあるんですけど、そういった費用対効果といいますか、お金の流れ的な部分っていうのは結構大事かなと思いますので、どんどん負担が重なるような状態であれば対策を練ったり、周知活動に結びつけていったりっていうのをしないといけないのではないかと思ってます。

よかったらなんですけど、先ほど御説明いただいた分の書面というか、いただければと思いますので。

藤田昌隆委員長

何をですか。

樋口伸一郎委員

さっきおっしゃってた、金額がわかりやすいような。書くのはちょっとできなかったんで、よかったらお願いいたします。

古賀和教国道・交通対策課参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長

わかりました。

そしたら、先ほど申し上げました、平成25年度の決算見込みということで、資料を出させていただきたいというふうに思ってますのでよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

ちょっと待って。(発言する者あり)

古賀和教国道・交通対策課参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長

すいません、平成25年……。 (「違う、違う」と呼ぶ者あり)

松田和敏建設部長

総括のときでよろしいでしょうか。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。よろしくお願いします。

中川原豊志委員

ミニバス並びに地方バスの維持の分も含めてですけども、この事業についての、例えば路線とか、もしくは料金だとか、そういったものを踏まえて、検討見直しというのは、随時されてらっしゃるのですかね。特にまずミニバスから。

松田和敏建設部長

今回消費税が、特に5%から8%に上がるということで、その中でもミニバスについて、今一律200円ということでさせていただいております。そういった中での検討はさせていただいて、新年度にいたっても200円でいこうということでしております。

以上でございます。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございます。

路線についてですけども、特に旭地区ですけどね、この数字だけ見ますと、二百何十%になって、すごい伸び率かなと思うけども、それでも1便当たり1人も乗ってない状況もございます。旭の空白地帯を回ってもらってるんですけども、それもやっぱり乗る方の目的先がだんだんなくなってきているのかなと。

今回、新年度になりますと、入浴事業もなくなるということで、ひょっとしたらそこでもまた利用者が減るのかもしれないし、ぜひ地元の利用者の方、もしくは地域の方の意見を取り入れていただいて、路線の見直しとかを含めて検討していただきたいなど。間違っても廃止のほうにはいかないようにしてほしいと思うんですけども、ぜひ皆さんが喜んでいただけるような路線にしていきたいというのが一つ。

それからもう一つ、麓線について、ぜひ検証してほしいなと思うんですけども、麓線の便数、この麓線というのは多分、私の記憶がどうか分かりませんが、旭小学校が移転をして、下野地区が小学校に遠くなるというところも背景にあって、麓線ができたんじゃないかなというふうに思っております。

補助金が年間1,000万円になってるんで、旭小学校に行く生徒を中心とした麓線を設置されたのであれば、やっぱり旭小学校から先の麓に行くところにどのくらいの利用者があるのかというの踏まえながら、逆に小学校が通学する時間帯に、このミニバスを走らせていただければ、逆に麓線の補助金1,000万円までかからないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の検証とかされたことございますですか。

古賀和教国道・交通対策課参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長

ちょっとまだ、検証は具体的に行ったことないんですけども、確かに麓線につきましては、朝の便と夕方の便の2便ずつだったと思うんですけど、それにつきましては、今、議員さんが言われましたように、学童対応ということで便があります。

あと全体で、平日ですけど20便ございまして、あとの残りが、通常の利用される方ということで、今現在なっているところでございます。今議員さんが言われたことにつきましては、ちょっと今後の検討ということで、なってくるとは思いますが、以上でございます。

中川原豊志委員

はい、ぜひ検討してほしいなと思うんですけども、小学校が移転してから、その便がね、できたというふうに思っておりますので、小学校対応であれば、本当にミニバスにかえたほうが、よっぽど費用的には安く済むんじゃないか、1日、今3人か4人しか乗っておられない状況ですよ。

ですからミニバスで対応できるところはミニバスで対応していただければ、ここの地方路線の分の麓線の1,000万円っていうのは、かなり安くできるのかなというふうに思いますので、時代的に背景もあるのかもしれませんが、結構数年たってますので、ぜひ検討はしてほしいなと思います。

古賀和教国道・交通対策課参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長

ちょっと補足になりますけども、詳しい数字はちょっと今、急に浮かんでこないんですけども、今現在、その旭、下野地区の中心の児童と思うんですけども、二十何人いらっしゃるということを聞いてますので、その辺でミニバスがどうなのかっていうのは、また検討材料になってくると思っております。

藤田昌隆委員長

なければ、私、よろしいですか。(発言する者あり)

西依義規委員

先ほどの中川原議員とちょっと関連するんですけども、そもそもミニバスとこの路線バス、市内広域の役割っていうか、同じものなのか違うのか。先ほどの、これだったらミニバスにかえたほうがいいんじゃないかっていう考え方でいいのか、いやいや、もともとこの路線バスとミニバスは違うんですって、それはどういう考え方、役割の違いがあるのかどうか。

小柳 誠国道・交通対策課長

路線バスの広域線や市内線については、幹線として、広域線、市内線を通しておりまして、その枝線ということで、ミニバスの運行のほうをさせていただいているところです。

西依義規委員

ということは、路線バスをミニバスにかえるっていうのはもう、考え方自体は違うっていうことですよ。

古賀和教国道・交通対策課参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長

もう一つミニバスにつきましては、地域公共交通総合連携計画というのがありまして、その中でミニバスにつきましては、導入する目的といたしましては、高齢者の方たちの移動を確保をするものと、あと、交通空白地域の解消ということでのミニバスということで、今、ミニバスの導入については位置づけをしているところでございます。

西依義規委員

そしたらもう一つ。久留米鳥栖線が何千人かふえてますよね、昨年。これの要因は何と分析されてますか。

古賀和教国道・交通対策課参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長

久留米鳥栖線の利用者増の要因につきましては、直近4カ月で112.2%ということで、ふえてる要因につきましては、西鉄久留米のほうにお尋ねしたところ、久留米間の利用者がふえてるというところで、この数字が上がってきてるといふうに聞いております。

西依義規委員

多分、久留米から例えば働きに来られるとかそういった方が利用されてる新しい基里のところとかに利用されているっていうことの認識でいいんですかね、久留米から来られてる。「違う」と呼ぶ者あり）違うんですかね、すいません、もう一回いいですか、久留米から、何っておっしゃいました。

松田和敏建設部長

JR久留米駅から西鉄久留米駅の間の利用者が伸びているというところでございます。

西依義規委員

ということは、鳥栖市はまったく関係ない久留米、西鉄久留米とJR久留米のその間に、鳥栖線を普通乗られてるっていうことですよ。ということは、何らかの努力じゃなく、久留米市さんの需要がふえてる、けど鳥栖のほうに収入は入ってくるということですよ、ですかね。そうですよね、はい。

古賀和教国道・交通対策課参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長

この久留米鳥栖線というのが、鳥栖から久留米のJRのところまで行く路線で、先ほど部長が言われてましたように、主な要因として、久留米のJRから西鉄久留米間のそういった路線のところ为主に利用者がふえたということでございます。

西依義規委員

僕としては、ぜひこの幹線っておっしゃった、幹をなくすことなく、それがなかったら元

も子もない多分交通網だと思うんで、その本当利用者をふやすのに、便数をもっともっと使いやすいバスにすることで、補助金をもっとふえるかもしれないんですけど、このままマイナスマイナスいったら、ずっとマイナスになると思うんですよ、経費を減らしていくと。

もうどっかの、果たして黒字路線があるかないかわからんですけども、ここを行けば、もう必ずバスを通過してるっていう路線をつくられたほうが、市民の皆様は安心してそこに行けば、いつもそこを通過してるという意味合いになるんで、なぜ乗らないかは、いつ来るかわからないっていうところなんで、できたらそういうことも、この——何ですかね——地域交通会議ですかね。そこで、よかったらお話し合いをしていただきたいなと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

今、ミニバス関連なんですけど、資料 18 で、旭地区が平成 24 年の 10 月から平成 25 年の 1 月までで 91 名、それが 249 名。この伸びというのは路線をかえましたよね。田んぼん中、行きよったのを、マックスバリュか、あっちのほうにかえたその結果が、この 249 名につながったと思うんですよ。

だから、それを例とすれば、路線の変更はある程度常に、やっぱり地元の要望に沿った形にすれば、乗る人の数もある程度は期待できるんじゃないかなというふうに思うし、これ、建設関係だけの問題じゃないんですよ。

それはなぜかという、老人センターのお風呂がなくなって、中央と若葉だけということで、私、前回もお話しして、要するに今、市民協働課あたりと相談して、路線の組みかえ、要するに 1 人でも多く高齢者に乗っていただくために、若葉とか中央にある程度つながるような、路線の組み方をしてくださいと。

交通空白地域と言いますが、要らないね——要らないっちゃいいんですけど——そういう埋めるのは大事なんですけど、しかし、ある程度柔軟性を持って、そういう考えをね、例えば、一方的にお風呂だってなくします、経費節減と、お風呂に入る人も少ないっちゃ、決まってますっちゃうことだけで、そのあとの対応を何もしてないんですよ。

だから、ミニバス、最低でも足を確保してあげる、そのためにミニバスを利用するという考えを、ぜひ私は持ってもらいたいと思うんですよ。

ぜひ縦社会じゃなくて、横との連携を、何遍も言いますが、とっていただきたいと、私は強く、これは要望です。ぜひ御検討をお願いします。

以上です。

ほかに何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。(発言する者あり)

西依義規委員

この当初予算には出てきてないんですけど、例えば重点事業の中に、東西連携施策への対応とか、鳥栖駅東地区まちづくりビジョンの構築とかを見たんですけど、それに対する何か予算的なものはどこを見たらいいんですか。どの予算に反映されてるか。

松田和敏建設部長

一般質問でもございましたけども、当初予算では旅費関係でございまして、そういった、直接もうJRとか、そういったところとの協議が入ってくるものですから、この中で入っている予算というのはもう旅費のみということになります。

以上でございます。

西依義規委員

わかりました。

藤田昌隆委員長

それでは本案に対する質疑を終わります。

陳情、要望書の関係が国道・交通対策課になると思いますので、このメンバーで、いきたいと思いますが、よろしいですか。



陳情協議

陳情第5号 県道中原鳥栖線鳥南橋工区以西の整備促進に関する要望書について

藤田昌隆委員長

それでは、続きまして、当委員会に送付されております陳情第5号 県道中原鳥栖線鳥南橋工区以西の整備促進に関する要望書についての協議を行います。

この陳情につきまして御意見等がございましたら、御発言のほうをよろしくお願いします。

資料としましては、この1枚ペラがございます。この色塗りが、ところがぜひ、何とかしてほしいという内容でございます。(発言する者あり)

どういう……、この取り扱いを委員会である程度まとめて、執行部のほうから御回答をお願いするという形になると思うんですが、執行部の、国道・交通対策課のほうでこの要望書

に対して、今現時点でわかってるところとか、何か情報を提供できるようなことがありましたら、提供をぜひお願いしたいんですが。

小柳 誠国道・交通対策課長

県道中原鳥栖線の現在の状況と鳥栖市の取り組みについて御説明させていただきます。

県道中原鳥栖線の国道3号高田町北交差点から、要望が出されている県道江口長門石江島線の状況を説明いたします。

道路管理者は県であり、第1期事業として、国道3号高田北交差点から、市の浄化センター付近約1.8キロを平成12年度に事業化し、2車線両側歩道整備で平成24年度に完了しております。

現在、第2期事業として、鳥南橋前後約500メートルを平成24年度に事業化し、今年度は鳥南橋の橋梁の詳細設計、道路の詳細設計等を実施中であり、事業期間は平成28年度を目標と聞いているところです。

要望区間について、県からの回答は新産業集積エリア前について、約400メートルについては、新産業集積エリア整備計画と調整を図りながら事業化に向け検討を進めているところ。残る県道江口長門石江島線までの区間整備については、鳥南橋を含む工区の進捗状況を見ながら検討していきたいとのこと。

鳥栖市といたしましても、毎年、知事、地元選出県議員様宛に、鳥南橋工区の早期完了及び鳥南橋工区から県道江口長門石江島線間の整備計画の早期策定を要望しているところです。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

今の発言を聞きますと、まったくゼロではなく、市としても県に対して要望してるという結論ですよ。

じゃあ、この建設経済常任委員会として、お願いしたいことはもうただ一つ。さらに委員会としても、対応をきちんとお願いして、市としても、がんがん県に上げてほしいと、要望をですね。さらに強化してほしいということだと思んですが。

内川隆則委員

新産業の完成はいつ。

松田和敏建設部長

今、平成30年度までにということで事業が進められているところでございます。

内川隆則委員

そうするとやっぱりそれが、目標のめどにつなげなければならないというふうに思うわけよね。だからそういうふうな点が、含みがありながらの話じゃろうけんが、早うしたほうが

余計よかつちゆうことは皆わかつとるばってん、最低でも、その平成 30 年っていうめどに目標を置いてやってもらうというふうなことをしか、言えないような状況だと思います。

いいです。

西依義規委員

この地図を見て、JR をくぐってるところもですね。あそこはもう何トン車でもトラックは通るんですかね。新産業集積に大規模な工場がきたとして、あそこの道って何トン車までとかあるんですか。パッと見、高さ制限とか書いてあったような気がするんですね。

そうすると、あのバイパスからしたら新産業に入れないうことになりますよね。

松田和敏建設部長

新産業に搬入するのは、ちょっと私どもでお話できませんけれども、ただあそこ、今委員さんおっしゃったように、高さ制限、JR の下くぐるときに、鉄骨で門柱みたいにしてしております。基本的に何トンまでという規制ではしてありません。

西依義規委員

いや多分、今度違う課が土地を売っていくと思うんですけど、そこ、土地を売るんですね、新産業をこう、売りにいくんですね。それとも、多分おっしゃったように、まず道ができてないと買い手のほうも、どうかなんですけど、その辺も含めて、県に要望とかされるんですか。

ほかの課と——さっき何課やったですかね——商工振興課ですか、きのうの、その課とこう何か連携してこの道路対策をされ、要望はどんな形でされてるのかなと思って。

小柳 誠国道・交通対策課長

連携して要望等は行ってありません。

西依義規委員

多分向こうも何十億円かけてから売らないかんし、こっちはだから、よかったらもう県に、もうこの道がなかなかこの土地は売れないっていう、売れるわけないでしょうぐらいの形で、僕はいかないと、もう整地だけして実際、道のことも関係なしでは、いけないかなと思うんで、ぜひよかったらセットでお願いしたいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

これ、ちょっとお尋ねしてもいいですか。

今この資料の地図でいけば、この本線 1 本なんですけど、ちょっと個人的な考えなんですけど、これ新産業集積エリアができると、流通団地のイメージだと、車が入ってきて、高速とかを利用しながら、車をはけていくっていうイメージなんですけど、この産業エリアだと、

ここでいろんな産業、企業が来たときに、ここで働く人が多くなると思うんですね。車関係ももちろんいろんな方向から入ってくるんで、この線に限らずやっぱいろんなところから、この産業エリアに向かって入ってくる形になるかと思うんですね。

で、この産業エリアの付近っていうのは、住宅地もいっぱいあって子供たちもたくさんいますんで、そういった周りの整備っていいですか、そういった考え方をちょっと教えて……。鳥栖市のこの県道以外の部分。例えば、駅でも、例えば電車で今度通勤をされる方々は肥前旭駅で降りて、そこにお勤めになられる方等も出てくるかと思うんですね。

で、東西問題みたいな状態で、旭地区もそういう普通電車しか止まらないとか、そういった条件等が出てくると思うんですね。そういった具体的施策っていうのは、今言えないでしょうけど、考え方、この県道ができるできないもちょっと別物として、周りの付近の考え方はいかがでしょうか。

松田和敏建設部長

まず基本的に、これ県道を別にとということではちょっと、この新産業エリアは、もう幹線、メイン道路になりますんで、この道路はもう必ず整備を進めていっていただきたいということで、今後も要望してまいります。

その周辺になりますと市道になりますので、もう今、流通団地とはもう本当、異なる業種が来ていただけるとは思ってますけども、今現在市のほうで、それに対して、ここを整備していこうという、特に対策とか計画等は、今後になっていくと思いますので。

樋口伸一郎委員

そしたら、多分問題等が出てきてからでは遅いと思いますんで、やるっていうよりも、先にこういうふうになるだろうなあとか、そういった、例えば裏道を通る方が今度国道 34 号線から佐賀方面で来た場合は、今度は幸津町のほうから、あの狭いところを今度どんどんトラック等も来るようになると思うんで、そういった見込みとか見解を早目に立てて、取り組んでいけるようなところはまずはこう話とかでも出していかないと、もうやっぱり行き当たりばったりだとこの地区の問題がまた大きくなってくるかなと思いますんで、そういった提案をさせていただきます。

ありがとうございます。

中川原豊志委員

樋口議員の提案要望に一つつけ加えをあくまでも要望ですが、新鳥栖駅停車場線が平成 26 年度、国道 34 号線までつながってきます。一応そこ三差路になる予定なんですけど、できれば、それを延長で、新産業エリアの西側、下野の下野北交差点まで延長するような形の県道整備っていうのを考えられないものだろうかというふうに思いますんで、あくまでも要望ですが、

できないものなのかなというところの、案もあるようぐらいの頭においっていただければな
と思います。

藤田昌隆委員長

はい、じゃあ質疑は要望ということですね。（「二兎を追う者は一兎も得ず」と呼ぶ者あり）
要望という形をお願いしておきます。

もう、ちょっとまとめさせてもらってよろしいですか。

基本的に建設経済常任委員会では、早急をお願いしたいという、早期事業化に向けてのお
願いをしていくという形でよろしいですか。（発言する者あり）

そうですね。はい。そういう形で、これは議長名、（発言する者あり）議長名ですね。

はい、じゃあ議長よろしくお願いいたします。

それでは、陳情第5号についての協議は終わります。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会します。

午後1時50分散会

平成 26 年 3 月 20 日 (木)

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則

中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長 立石 利治

環境対策課長 榎原 聖二

農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長 大坪 正

商工振興課長 佐藤 道夫

〃 商工観光労政係長 向井 道宜

上下水道局管理課長 岩橋 浩一

〃 総務係長 楠 和久

建設部長 松田 和敏

建設部次長兼建設課長 橋本 有功

都市整備課長 野田 浩

〃 課長補佐兼公園緑地係長 古賀 芳次

国道・交通対策課長 小柳 誠

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

現地視察

- 九千部山横断線移管箇所
- 国道3号鳥栖拡幅事業（曾根崎町）
- 橋梁長寿命化対策（藤木町三角橋）

議案審査

- 議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算
- 議案乙第12号 平成26年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算
- 議案乙第13号 平成26年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計予算
- 議案乙第14号 平成26年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算
- 議案乙第15号 平成26年度鳥栖市水道事業会計予算
- 議案乙第16号 平成26年度鳥栖市下水道事業会計予算
- 議案甲第2号 鳥栖市林道管理条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

藤田昌隆委員長

はい、これでよろしいですかね。

中川原豊志委員

一つだけ確認をお願いしたいんですが、収入見込額の中に、例えば1回200円になってますよね。福祉のほうで75歳以上の方に割引をしてるのがあるかと思いますが、その利用客というのはわかりますかね。わからん。

松田和敏建設部長

ちょっと手持ち資料で持って来てないんですけども、今、必要でしたら、ちょっと休憩いただいて、ちょっと取り行ってきますけれども。

藤田昌隆委員長

すぐ出ますか。

中川原豊志委員

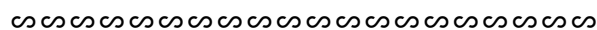
よかです、わかりました。よかです、よかです。

ぜひですね、福祉のほうと連携を図っていただきたいと。せっかくそういうふうな割引券を発行されてますんで、ぜひ連携を図って、市民の方に呼びかけていただきたいというふうに思いましたので、ちょっと確認だけさせてもらいました。

藤田昌隆委員長

はい、よろしいですね。

はい、それは質疑を終わります。



総 括

藤田昌隆委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いします。

江副康成委員

私のほうから先にさせていただきます。

総括的に新産業エリアに関連して、大きく3点、意見要望させていただきます。

一つは、新産業エリアの核となる施設として、産総研九州センターを考えてほしいという

ことをございます。

平成 30 年、新産業エリア事業完成に向かって、これまで準備を進められ、そして本年度は事業同意取得、地区計画決定、用地買収という山場に差しかかれた商工振興課の皆さんの今後の奮闘を心より御期待申し上げます。

ところで合わせて、今どのような新産業エリアにするかという、構想から計画へと具体的な絵を描き定めなければならないときでもあります。約 29 ヘクタールという広大な土地に核となるものが何なのか検討しなければなりません。

そうした場合、鳥栖ならではといいますか、九州に一つしかない産総研九州センターという施設に着目しないわけにはいきません。言うまでもなく、産総研は新技術を産業界へ橋渡しすることがその役目であります。産総研九州センターの渡辺所長のお言葉を引用しますと、九州センターは、九州地域におけるオール産総研の窓口として、研究拠点と連携拠点の2つの機能により、地域の産業活性化に貢献することを目指されております。であれば、これから整備する新産業エリアという趣旨に最も合致する核となる施設と言えます。

ところで、鳥栖市中心部にある産総研九州センターは、1964 年、通商産業省工業技術院九州工業技術試験場として発足し、かれこれ 50 年が経とうとしております。施設も老朽化を迎えているものと思われ、もし産総研の希望する条件に合致すれば、その移転先として新産業エリアは双方にとって、最もその発展を期待できる場所であると確信いたします。

また、分譲が始まる平成 30 年、進出企業にとって産総研九州センターがキラーコンテンツになることは言うまでもありません。九州の新産業州都、オール九州の新産業エリアとして直ちに構想を練り上げられることを強く要望いたします。

このプランは、現在、産総研がある宿町の区画を新たに新鳥栖・鳥栖駅間のにぎわいのまちづくりとして使えるという副次的効果として、その点からも鳥栖市発展のために有効であると確信するところであります。

次に、県道中原鳥栖線の整備促進に関する要望書の審議過程を見ていて、あるいは委員との自由な議論を通じて、私は整備促進の必要性を感じるとともに、その限界についても認識したところです。

それは鹿児島本線をアンダーで現在のところより南側にふったとしても、旭駅前通りと鹿児島本線が近いこと、また、その場所は西田川に近く、豪雨時には冠水の危険性があることを考えれば、鹿児島本線の下深くレベルを下げられない等の事情により、アンダーでは本格的な道路にはできないというように感じられました。一方、オーバーでは、東西交通のため、道路建設をすれば、今はもう九州新幹線が走ってる関係上、事実上不可能かと思われまます。

新産業エリアは、物流団地と違って大型トラックが始終行き来するわけではないとしても、大型トラックには鳥南橋方面からの出入りするよう、迂回しなければならないとするならば、産業団地として、その位置的有利性を余りにも逸してしまうことになります。

よって2つ目として、審議の中で、中川原議員が御提案された国道34号線から新産業エリアに進入できる本格的な道路整備をあわせて県事業として行うことを強く要望いたします。その利点として、鹿児島本線をオーバーで越す橋を1本つくることで、国道34号線からあるいは新鳥栖駅から進入できるようになり、ビジネス客の行き来が多くなる新産業エリアの付加価値を高めることにもなります。

また別の観点として、これは旭駅前通りという本来、幸津町、儀徳町の生活道路であったものを地域住民のために取り戻す、その解決策であるバイパス道路建設という性格も兼ねていることであります。そして、鳥栖西中に通う歩行者や自転車にも優しい、安全安心な道づくりも実現できます。

最後に、新産業エリア推進室等の設置が必要ではないかという提案であります。

以上、先にお話したように、この新産業エリアを名実ともに完成させるためには、環境経済部、特に商工振興課と建設部との力の連携結集が必要となります。

私はこの委員会を通じて、この事業が従来に分譲地造成販売という域を越えて旭地区のまちづくり、ひいては、29ヘクタールにわたる地区計画の設定という鳥栖市都市計画の一部変更とも言えるものであるのではないかと思います。これは商工振興課という1セクションの職務分掌の1つに押し込めるには過酷と言えますし、このプロジェクトの重要性に応じた組織体制に組み直すべきであります。

新鳥栖駅前区画整理事業、これは新幹線駅前のまちづくりが目的でありましたが、整備の段階を見て、目的に合わせた体制整備に変容されたのか、反省すべき点があります。このことも踏まえて、鳥栖市の未来のためのまちづくりの大きな事業として捉えて、以上3点、意見要望をさせていただきます。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい、中川原議員。何かありますか。

中川原豊志委員

大体言うたけんよかです。

藤田昌隆委員長

じゃあ、西依議員は。

西依義規委員

総括ということでありまして、まずは観光について、このリープロを見ますと、現状が92万9,606人、目標値が120万人という目標値を市役所のほうで立てられております。

それについては、いろんな観光パンフをつくったりとか、いろんな御説明はいただきましたけど、もう一度観光ということについて、一回整理をされたほうがいいかなと思うところが多々ありまして、うちの部署ではここだけをやってます、うちの部署ではこれをやってますっていうのが、余りにも連携してないような感じがいたしました。皆さんに質問を投げかけてですね。

できましたら、だれが頭をとるという話ではないんですけども、観光というテーマで、今後の観光を考える、あり方を考えるという形で、商工振興課なり、農林課さんなり、都市整備課さんなりが一緒になって、僕の意見としては、一般質問でもさせていただいたとおり、新たな施設をつくって、そこに闇雲に九州、日本じゅうから人を呼ぶんじゃなくて、今ある500万人集めてる施設があるんで、そこを生かすような、そこに特化したことを検討する必要があるんじゃないかと思っております。

観光コンベンション協会との連携とか、立ち位置とか、役割分担とかあるでしょうけど、もうできたら市役所のほうで、優先的にされて、民間のアイデアをいただくような形で、今後の観光のあり方について考えていただきたいと思っております。

ともう一つですが、これは国道・交通対策ですか、東西連携のあり方、御質問させていただきましたが、それに対する予算はついておりませんということでございますので、あり方を、一般質問でもあったとおり、白紙撤回か、いろいろ難しい面はあると思いますけども、もう一度東西連携のあり方を、新たに一步前に進みだすような、何か体制づくりっていうか、そういうプロジェクトなり検討なり構想なりしていただくと、市民の皆様ももう止まって、下手したらもう閉塞感が漂って、もうこれ前に進まないんだよって、諦め感すらあるところで、もう一回リセットされた鳥栖市の新たに進んだ東西連携のあり方に向けてるんだよという姿勢を見せることが、僕は一番大事だと思いますんで——その辺をこれ質問してもいいんですかね。もう意見してもいいんですかね、意見で言ったほうがいいんですかね。

藤田昌隆委員長

できたら……、簡単な質問ですか、時間がかかる質問ですか。

西依義規委員

例えばこういう形で何かを構想するとか、プロジェクトとか検討するに当たって、もっとどういう手順を踏めば、そこに行き着くのかどうかっていう、前例がもし、例えば新鳥栖を考えるときには、こういう前例で、都市計画してこうしましたよっていうのが、もし何か教えていただければ、こういう場合は、例えば弥生が丘の北部丘陵のときは、こう

いうパターンでやりましたとか、蔵上はこういうパターンでやりました、何かそういうのはあるんですかね。

藤田昌隆委員長

西依議員、ちょっとそれかなり、今の御質問の内容聞いてると、幅広くな。

直接できたら聞いて、個人でお伺いしていただきたいと思ってます。

はい、よろしいですか。

西依義規委員

はい。

藤田昌隆委員長

じゃあ樋口議員、何か総括ありますか。

樋口伸一郎委員

ございません。

藤田昌隆委員長

ございません。

はい。ほかは。

齊藤正治委員

キーワードは、私、景気対策をどうしていくかということ、やっぱそれぞれの私たちが、いわゆる建設経済の中で、検討をしていただきたいということでございますので、よろしくお願ひしいたいと……。

藤田昌隆委員長

内川議員、ございますでしょうか。

内川隆則委員

ありません。

藤田昌隆委員長

森山議員は。

森山 林委員

ありません。

中川原豊志委員

すいません、一般質問にもさせてもらいましたけども、まだまだこの議会をとおして、委員会をとおして、お話を聞いている中で、やっぱりもっともっと本当にインフラ整備をしなくちゃいけないところが、数多くあるように思ひまして、市民の安心した生活、安全な生活を守るための、本当に密着した担当だと思ひますよね。

ですから、もっと積極的にインフラの整備をしてほしいな、年々年々土木費が少なくなってきた状況なんで、今後のインフラ整備、何か考えていないように思えるのも寂しいと思います。

やはり問題箇所は積極的に予算を要求していただいて、市民の安心安全を守っていただきたいというふうに重ねてお願いをしておきます。

藤田昌隆委員長

はい。じゃあ私のほうから。

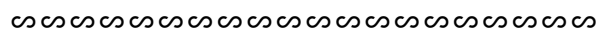
よく、さっきも出ましたが、横との連携、私もしょっちゅう言ってますが、やっぱり部門、部門で、きちんとした、その横の連携をとって、対応していただきたいと。もういろんな諸問題は、1つの部署で解決できる問題っちゅうのもだんだん逆に少なくなってきましたので、きちんとした横との連携をお願いします。

それから2点目、西高東低、県の中で、この前もある国会議員が言われてましたけども、それは何なんでそういう言葉が生まれるかって、やっぱり本当にこれは必要だっていうのは、がんがん県に、県や国に要望していく、そのために議員もいるわけですから、一緒になって、陳情なり、そういうタッグを組んで予算を引き出すということだと思っんですよね。そういうことで一緒にやっていきたいというふうに思っております。

どうしても、例で言えば、道路のカラー舗装ありますよね。あれ結局、本当の問題解決じゃないんですよね。結局道路の拡幅をやらないと、子供さんの安全を守れないとか、そういう部分が多々あります。そういうことで、私は道路カラーという舗装っていうのは、応急処置だというふうに位置づけております。

ぜひ、やっぱりこういうことを解決するためにも、一緒になって、議員と市が一緒になって、金を引っ張りに行くという活動が必要じゃないかと、特に強く思いましたので、私のほうからこのことをお願いして総括とします。

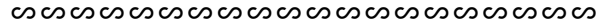
それでは総括を終わります。



採 決

藤田昌隆委員長

これより採決を行います。



議案乙第 9 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

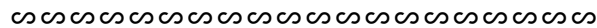
初めに、議案乙第 9 号 平成 26 年度鳥栖市一般会計予算についてお諮りします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。



議案乙第 12 号 平成 26 年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 12 号 平成 26 年度鳥栖市農業集落排水特別会計予算についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第 13 号 平成 26 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 13 号 平成 26 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計予算についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

oo

議案乙第 14 号 平成 26 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 14 号 平成 26 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

oo

議案乙第 15 号 平成 26 年度鳥栖市水道事業会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 15 号 平成 26 年度鳥栖市水道事業会計予算についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

oo

議案乙第 16 号 平成 26 年度鳥栖市下水道事業会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 16 号 平成 26 年度鳥栖市下水道事業会計予算についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰

議案甲第 2 号 鳥栖市林道管理条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第 2 号鳥栖市林道管理条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

藤田昌隆委員長

以上で当委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

ただいま議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

藤田昌隆委員長

以上で委員会のすべての日程が終了しました。

これもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前 11 時 48 分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 号の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆

